

参議院経済・産業委員会会議録第九号

平成十二年四月四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十日

辞任

福本 潤一君

補欠選任

続 訓弘君

三月三十一日

辞任

田名部匡省君

補欠選任

水野 誠一君

四月三日

辞任

統 訓弘君

補欠選任

山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

成瀬 守重君

馳 浩君

畑 恵君

円 より子君

山下 芳生君

梶原 敬義君

加納 時男君

倉田 寛之君

陣内 孝雄君

須藤良太郎君

保坂 三蔵君

真鍋 賢二君

足立 良平君

今泉 昭君

木俣 佳文君

薫科 満治君

加藤 修一君

山下 栄一君

国務大臣

通商産業大臣

政務次官

厚生政務次官

通商産業政務次官

通商産業政務次官

総務政務次官

政府特別補佐人

公正取引委員会委員長

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長

金融再生委員会事務局長

金融監督庁監督部監督総括課長

中小企業庁長官

労働省労働局長

建設大臣官房長

西山登紀子君

渡辺 秀央君

水野 誠一君

深谷 隆司君

大野由利子君

細田 博之君

茂木 敏充君

持永 和見君

根来 泰周君

塩入 武三君

上杉 秋則君

森 昭治君

西原 政雄君

岩田 満泰君

澤田陽太郎君

小川 忠男君

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、福本潤一君及び田名部匡省君が委員を辞任され、補欠として山下栄一君及び水野誠一君が選任されました。

○委員長(成瀬守重君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業指導法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に政府参考人として公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長上杉秋則君、金融再生委員会事務局局長森昭治君、金融監督庁監督部監督総括課長西原政雄君、中小企業庁長官岩田満泰君、労働省労働局長澤田陽太郎君及び建設大臣官房長小川忠男君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(成瀬守重君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(成瀬守重君) 中小企業指導法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加納時男君 おはようございます。加納時男でございます。

中小企業指導法の一部改正案について先週のこの委員会で大臣は冒頭に提案説明をされたわけでありまして、そのときに、経済活力の源泉である中小企業の活性化を図ることは我が国経済の新生を実現するため非常に重要な政策課題である、そのことが一つ、それからもう一つ、多様な中小企業に対しその個々の必要に応じてきめ細かく経営資源の確保を支援することは、地域における経済の活性化など我が国経済の活力の維持及び強化

にとつて非常に重要な役割を果たすものであるといった理由を述べておられます。この二つの点、つまり中小企業の活性化を図ること、そのために経営資源の確保を支援するという点は全く同感でございます。

そこで、大臣にまずお伺いしたいと思ひますが、これまでの中小企業指導法の問題点といひますか改善すべき点と、今回の対応策、このねらいについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 何よりも、現在の国全体の経済社会の構造を見ますと中小企業が占める率というのは圧倒的なものがございまして、ここが元気になるやうなものと日本の経済は活性化しないということとはもう申し上げるまでもないことでございます。

ところが、中小企業と一概に言われるところの弱点は何かというところ、やっぱり資金とか人とかノウハウだというふうに考えるわけであります。特にノウハウの部分で旧来でいうと指導法の範疇であつたと思うのでありますが、一言に申し上げて、中小企業指導法の精神というのは官から民を指導する、そこにあつたわけですから、本官が民を指導するということ時代ではなくて、本官が多様化した中小企業の皆さんが努力をしている、その経営基盤を確保するために一体どういう協力ができるのか。上から下へというやうな、そういう姿勢を思い切つて変えて、どうやったら中小企業の皆さんと手を携えながらお手伝いができるか、そういう大きな発想の転換をしなければならぬ。

当初でいへば、強力な官から民への指導ということも必要であつたという、そういう社会背景もあつたと思ひますけれども、現在はそういう時代ではない。したがつて、個々の中小企業のニーズに応じながら経営資源の確保を支援するというこ

とで対応を図っていくこと。

具体的に申しますと、これまでは都道府県あるいは政令指定都市が原則としてみずから行っていた指導事業というのを大幅に指定法人、つまり都道府県センターなど、そこに行わせるということにしたわけでございます。同時に、その場合には民間事業者を十分に活用すること。この事業の実施に当たりましては、関係機関とか団体、とりわけ民間の事業者と協力をするということを中心と考えていく、そういうことでお手伝いをしていきたいから中小企業の活性化を図っていく、こういう考え方でございます。

○加納時男 ありがとうございます。

官の民に対する指導という時代から同じ平面に立った支援体制というお考え、それからその延長として、具体策として、従来地方公務員の方といえますが都道府県がみずから行政として行っていた指導を民間の経営資源を活用して指定法人等に任せていくといった考え方は、私は、時代に合っておりまして、先般この委員会で議決いたしました中小企業基本法の改正の趣旨にも合うものだと思います。

今のお話の中で、指導から支援へということですが、この支援体制を強化するために今回三層構造といいますが、支援体制を三層化していくということが言われているかと思えます。

先般の御説明を伺っておりますと三つのレベル、一つは広くナショナルレベルといいますが、国全体としてのレベルの支援体制があるだろう。これはいわばナショナル支援体制という名前前で呼ばれているものだと思います。これは何か八カ所置かれるということに承っております。国全体の中から今度は地域に落としこまれている、第二の段階がリージョナルセンターといいますが、都道府県等中小企業支援センターというのが第二段階として考えられておりまして、これが大体都道府県及び政令指定都市合わせて六十カ所ぐらい、リージョナルレベル。それからもう一つ、もっときめ細かく、小企業の方が身近に相談ができる

ような中小企業の身近な支援拠点、言いかえると地域中小企業支援センターという名前前で呼んでおられますが、私の言葉で呼ばせていただくとローカルセンターといいますが、身近なセンター、これが三百カ所置かれるというふうに御説明があったかと思えます。

こういう三層構造、ナショナルレベルと、リージョナルな都道府県単位のレベルと、もう一つもつと小さな、きめ細かな、小さな地域レベルといった三つのレベル、この三層構造をとる理由というのは一体何なのでしょうか。

また、このナショナルセンター、リージョナルセンター、ローカルセンターの間の連携というのはどのように図っていくのでありましようか、伺いたいと思えます。

○政務次官(茂木敏充君) 昨年の中小企業基本法の改正以来、我々は中小企業の多様性というものに注目をしてきたわけでございます。今回の中小企業支援体制の整備におきましても、このような多様な中小企業の要請にきめ細かくワンストップでこたえることができるよう、それぞれのレベルで議員御指摘のような支援体制の構築を目指しております。

具体的に申し上げますと、株式公開までも視野に入れた中小企業を主な対象とする国レベルの中小企業・ベンチャー総合支援センター、これが委員御指摘のとおり全国八カ所でございます。そして、地域で独自の強みを発揮する中小企業や経営向上を目指す既存中小企業を主な対象とする都道府県等中小企業支援センター、これが全国五十九カ所。さらに、主に創業者や経営革新を目指す小規模企業を対象とするような身近な地域中小企業支援センター、これがいわゆる全国三百カ所のセンターと言われているわけでございまして、三つのセンターから成ります中小企業の支援体制を整備することといたしているわけでございます。

これら三つのセンターは、税理士であったりとか中小企業診断士等の民間事業者のデータベースの構築を図りますとともに、相互に情報ネットワークを結ぶことによりまして密接な連携を図ってまいります。また、より専門的な相談ニーズがあれば、この連携体制の中でお互いに適切な専門家を紹介し合う、こういったこともやってまいりたいと考えております。

このように密接な連携体制を構築することによりまして、地元の小規模企業から新規開業まで幅広いニーズに的確に対応できるきめ細やかな体制をつくってまいりたいと考えております。

○加納時男 ありがとうございます。

税理士や診断士等の方のデータベースをつくるというお話でございますが、こういった連携については専用回線とかインターネットの活用とかいろいろあると思うんですけども、その辺も考えていられましようか。

○政府参考人(岩田満泰君) ただいま御質問の三層構造という御指摘いただきましたが、この三つのセンターの間はインターネットを用いまして全部情報ネットワークを組むということを考えております。

○加納時男 ありがとうございます。

それでは、この三つのセンターについてそれぞれ、若干わからないところがありますので、質問を続けさせていただきますかと思えます。

まず、ナショナルセンター、ナショナル支援センターという名前になっておりますが、これは全国に先ほどの御説明でも八カ所置かれるということのようになっていますが、ナショナルセンターという言葉の概念から考えましても、何か中央に一カ所あればいいんじゃないかという気もするんですけども、なぜ八カ所なんだろうかと。

○政府参考人(岩田満泰君) 御指摘のナショナルセンターでございますが、このセンターは、株式公開を目指すような企業も含めまして対応をするというのを考えております。その意味で、そういう企業の資金面、技術面、経営・財務等々

につきまして、いわば高度なコンサルティングもできるセンターとして整備することを予定いたしております。そうした高度と申しますかあるいは複雑な要請、御相談に對しましては、ある程度は対面で御相談に臨むということも必要ではないかというふうに考えております。

また、今、政務次官から御答弁いたしましたように、ナショナルセンターは都道府県センターあるいはローカルセンターとの間で密接な連携関係が必要でございます。例えば、情報一つとりましても、例えばローカルセンター、都道府県センターでも十分な対応ができない場合には、ナショナルセンターが最後にそうした形での対応を図る拠点となるわけでございます。

その意味におきましても、もろもろの御相談に對して三つのセンターの間の連携を図るという意味におきましても、ある程度地方にも拠点があり窓口があることが地方の中小企業者の皆様にとって利便性があるであろうと、このように考えて八カ所の拠点を設けていただきたいと考えております。

○加納時男 高度な相談に乗る、コンサルタントを行う、対面の相談が必要だということもわかります。

先週だったですが、弁理士法をここで議論して全会一致で採決したわけでございますが、通ったわけでありまして、あのときの質疑で、ちょっと今お話を伺っている思い出したのは、弁理士が非常に偏在している、東京と大阪に集中しちゃって、いはいはかところは非常に少ない、一人もいないところもあったり一人しかいないところもあるというふうなことでございました。

高度な相談といいますが、例えば株式公開はもちろんなるでしょうけれども、海外特許の相談だとかいろいろな高度な相談がまさにあると思うんですね。こういったときに、本当に八つのセンターがあつてそこに人材が確保できるんだらうか、むしろ中央にあつて、あとはこれから出てくるリージョナルセンターでいいのではないかとという気も

するんですけれども、この辺はどんなふうなお考えでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 今御指摘の特許というように例につきましては、まことに私も極めて重要な部分であると思っております。

例えば、そうした特許の取得に関連する専門人材というデータベースの整備もナショナルセンターの大きな仕事であると思っておりますが、情報としてのデータベースは確かに一カ所です。

めてこれをオープンなネットワークの中で情報提供ができるということですが、具体的にその地域地域におられる中小企業者の皆様にそうした具体的な方々という御相談をいただくという意味におきましては、やはりある程度プロック単位ぐらいには拠点があった方が中小企業者の利便という意味ではよろしいのではないかと思います。

まして、そのようにしているわけでございます。

○加納時男君 わかりました。

それでは次に、今話題が次に移りつつありますので、リジョナルセンターに移ってみたいと思います。

都道府県等中小企業支援センター、指定法人と言われているものでございます。これは全国に六十カ所程度ということで、先ほどは五十カ所という数字が出ましたが、例えば神奈川県など、その場合には、都道府県としては神奈川県が一つ、それから政令指定都市として横浜と川崎とあるから三カ所置くと、そういうことでございましょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 都道府県支援センターでございますが、今回の改正法案におきましては、これらの置き得るところといたしまして都道府県と政令指定都市が同様に扱われているわけでございます。

神奈川県という御指摘でございますが、神奈川県は既存の財団法人であります神奈川県中小企業センターを指定法人として指定されると聞いております。

十二年度中に、財団法人川崎市産業振興財団を念頭に置きまして、これを指定法人とすることで準備をされていると聞いております。

横浜市につきましては、現在、指定について検討中であると承知をいたしておるところでございます。

私も、こうした検討につきまして必要に応じて御相談に応じていきたい、こう考えております。

○加納時男君 私は現場主義といいますが現場が大好きなものですから、このお話を聞いて、すぐ先週、御紹介いただいて神奈川県に行つてまいりました。

神奈川県では現在、今お話があった財団法人神奈川県中小企業センターというものがありません。これが今お話しした指定されるであろう法人だろうと思っております。

調べてみましたら、これは古い歴史を持っています。昭和二十八年に神奈川県中小企業会館という財団ができました。それからまた、昭和五十年に神奈川県中小企業支援財団という名前の財団ができて、これを統合いたしました。さらに、県で行つておりました、かながわ企業化支援センター、これは県の直轄事業だったんですが、この三つを統合して平成十年にできたものでございます。

いわば県内の中小企業の総合的、一元的な支援拠点としてできておまして、去年、平成十一年には新事業創出の中核的支援機関としての役割も担うことになったということで、現在は新事業創出と中小企業ソフト支援という二つの面を持つ非常にユニークな財団であるというふうに私は何って理解いたしました。

このセンターの業務内容なり発足後の実績についてつかんでおられることがありましたらお答えいただきたいと思います。どういふことを現在特に重点的にやっています、どんな実績があるのか、わかる範囲で結構であります。

○政府参考人(岩田満泰君) 財団法人神奈川県中小

企業センターは平成十年度に御指摘のとおり発足いたしておまして、発足以来の主な実績を申し上げますと、設備貸与事業が三十四社に對しまして約一億七千万円、下請取引に関するあつせん相談件数が約三千件、ベンチャー企業向けの企業化資金の融資が十七社に對しまして約四億七千万円、ベンチャーキャピタルや投資事業組合に對する債務保証として約一億四千万円というふうな事業を行つておられます。このほかにも、今御指摘のように神奈川県内における中小企業の支援拠点として多様な事業に取り組んでおられるというふうに承知をいたしております。

○加納時男君 わかりました。

非常に私は、この中小企業センターは実績があるなという印象を今のお話で承りました。いろいろ中央で法律が変わってくる、地方自治体はそれぞれ努力をしてくださる、こういうものをどうやって調整していくかということもまた現場ではいろいろ知恵を使つて工夫しているような印象も受けました。

ところで、ちょっとわからないことがあったんですが、神奈川県には県の中小企業経営センターというのが実は行つたところがありました。もう名前が非常に似ているので、私も前ずつと神奈川県に住んでおりましたので、相談事に行こうと思つたような名前がいろいろあるというのにはワンストップじゃなくてメニーストップスになつちゃうんですけれども、この県の中小企業経営センターというのはこれまで経営相談を無料でやっていたんですね。今回法律が変わりまして、強化されるのはいいんですけれども、これからは例えば診断・支援をしていく場合、診断の相談なんかしますと、費用が何カ国が三分の一、県が三分の一、それから受益者が三分の一というふうになるんじゃないでしょうか。こういった従来の県の中小企業経営センターと今回指定されるであろう財団法人中小企業センター、名前が非常に似ているんですけれども、どういふふうな関係になっていくと理解していらつしやるでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 御指摘の県の中小企業経営センターでございますが、これはまさにこれまで中小企業指導法の体系のもとで都道府県がみずから行う指導事業を担当されてきたところでございます。その意味で、県の組織として存在をいたしてきておりまして、その内容につきましては指導あるいは相談というふうなことで対応をされてきたわけでございますが、今回、このセンターが行つていた事業の大部分を大幅に指定法人、新たな財団法人神奈川県中小企業センターの方に事業を移行する。現在お願いをしております改正法案が通過いたしますれば、県中小企業経営センターの仕事の大部分が移行するというようになります。

今、無料相談というふうなお話がありました。が、新しくできます県のセンターにおきまして、非常に簡単な窓口における相談というふうなものには無料で行うことが想定されております。そのためのプロジェクトマネージャー、サブマネージャーというふうなものが置かれるわけでございますけれども、非常に専門的な人材をある程度の期間を通じて派遣するといふような事業をあつせんいたしたような場合にはつきましては、ある程度受益者の負担が発生するケースがあるといふようなことで、無料のもの、あるいは有料のもの、双方ケースによつてあると存じますけれども、そのような形で、神奈川県につきましては、先ほど御指摘の財団法人神奈川県中小企業センターが相当程度既に一大拠点になっておるわけでございますが、さらに県の事業の部分もこのセンターの中に取り込まれましてワンストップの支援拠点として再構築される、このように理解をいたしております。

○加納時男君 ありがとうございます。

私が一番心配しておりましたのは、県がいろいろ苦勞といひますか努力をして創意工夫を發揮してきた、それがまた法律が変わることによつてがらから変わつてしまつて地域に住んでいる中小企業の方が迷つては困るということでありましたの

で、円滑な移行については中小企業庁の方も神奈川県の自由裁量といいますが、柔軟性をぜひ奨励するような方向で対応していただけたらありがたいと思つて、これは希望であります。

身近なワンストップサービスとして、今回、地域中小企業支援センターという名前のものが出てくるようでございますが、いわば私の言葉で言うところローカルセンターだろうと思ひます。全国三百カ所程度というお話のようではありますが、三百カ所というのはどういふものが三百カ所になるのでしょうか。三百という数字ですぐ連想してしまうことがいろいろありますけれども、何か根拠があつて三百というのが出てきたのだと思ひますが、考え方を聞かせていただきたい。

○政府参考人(岩田満泰君) 御案内のとおり、地域中小企業支援センターは、広域市町村圏程度の地域を念頭に置きまして、小規模事業者などの身近な支援拠点として整備をしたいと考えておるものでございます。こういう観点から、三百カ所と申しておりますが、現在、広域市町村圏と呼ばれますのは全国で三百四十というふうにも承知をいたしております、大体三百カ所程度というものを設置することによつておおむね広域市町村圏程度の地域に配置ができるであらう、このように考えたものでございます。

○加納時男君 三百四十カ所ほど今広域市町村圏が現実にあると、それを頭に置きながらということなら非常によく理解できます。ただ三百と言われますと、すぐ小選挙区の数かなと思つたので、どういふことか、連想ゲームで思つちやつたわけでございますが、そういうことであれば私は理解したいと思つております。

小規模事業者の身近な相談に乗っていくということですが、これは無料でやうんでしょいうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 基本的にはコーディネートというものを置き、あるいはそこに法律の弁護士さんあるいは会計士さんといううなものに常駐をしていただくといううな形に

なりますので、そこでの御相談は基本的には無料のものが多いというふうな考えております。

○加納時男君 それでは、そうやっていきますと、例えば平成十二年度の予算を見ますと、三百カ所、三百程度ということですが、十八億円というふうな何か説明があつたように覚えております。単純に割りますと、一カ所平均六百万円です。三百四十カ所だと六百万円を若干割るわけでありまして、この予算で各センターにコーディネート置き、会計、法律等の専門家を置いて相談に乗っていく、しかも原則これも無料でありまして、補助費はどのくらいあるのかわかりませんが、この辺の予算の手当てはどうでしょう。

○政府参考人(岩田満泰君) 地域中小企業支援センターにつきましては、国が必要な事業費の二分の一を都道府県に補助をするという形になりますので、今先生が計算をされました一カ所当たり割りまして六百万円といたしますと、都道府県と協力をいたしまして合計一千二百万円ということになるわけでございます。

コーディネートでございますとか法律家等々の専門家に對する謝金といたしましては、それぞれの業務に必要な能力を備えた者を常勤あるいは顧問契約といううな形で配置あるいは派遣するということなことでございまして、そうした額を確保できてるものと考えておるところでございます。

○加納時男君 ありがとうございました。きょうは非常にテクニカルな細かい質問ばかりですが、これは大事なことで、細かいことなんですけれども少し続けさせてもらいます。

次は、中小企業診断士について伺いたいと思ひます。今回の法改正の一つの大きな特徴は、中小企業診断士の役割の変化だといふうに承つております。

すが、どのように中小企業診断士の役割は今回復つてくるんでしょうか、伺いたいと思ひます。

○政務次官(茂木敏充君) これまでの中小企業診断士でありまして、都道府県などが行います中小企業指導事業において経営の診断を担当する者としての役割を果たすことが目的でございまして、これからは中小企業が多様なニーズに際して、単なる診断を超えて、コンサルティングを的確に実施するなど、より柔軟で実践的な役割を果たすことが必要だと考えております。

このために、今回の法改正案におきましても、中小企業診断士の資格の要素として、これまでの現状分析を中心とした診断のみでなく、企業の成長のための戦略などをアドバイスできるよう、助言を加えることとしております。

新しい中小企業診断士制度は、民間事業者として実際に経営コンサルティングを務めるような能力を認定することが大変重要でございまして、このために、例えば中小企業診断士の試験であつたりとか研修の中に、実際の企業経営を材料として、その企業の経営戦略などについてグループで討議するいわゆるケーススタディーであつたりとかケースメソッドを導入するなど、単なる現状分析のみでなく、経営戦略の助言能力にポイントを置いた見直しを行うことを検討いたしております。

○加納時男君 非常に今、大事なことを言つておられると思ひます。

従来の資格というのは公的な指導事業ですね、これを担当する者の能力ということだと思ひます。今、試験という言葉を言われましかつても、例えば試験内容ですね。これ、具体的にどんなふうになるんでしょうか。

例えば今のお話ですと、研修の課程ではケースメソッド、ケーススタディーをやっていくとか、恐らくアメリカのMBAの課程のようなことを考

えておられる。そういう研修は私は大事だと思ひますが、試験自体はどのように変わるんでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 試験の具体的内容につきましては今後の検討でございしますが、ただいま政務次官から御答弁申し上げましたように、法律上も診断だけではなくて助言という要素が求められることになるわけでございますので、実践的な能力を必要とするということでございます。

ケースメソッドも一つの例でございまして、今MBAというお言葉がございましたが、MBAといううな制度というものも参考にしながら検討をさせていただきたいと思ひますし、さらに加えて、筆記試験に単に合格をしたということではなくて、筆記試験の合格者につきまして企業の現場におきまして実習ということが必要でございまして、これも全くとつていなかったわけではございせんけれども、この実習につきましてもさらに実践的な内容にするといううなことで、そういう形で試験内容を構成していきたい、このように考えております。

○加納時男君 わかりました。そういうことで、試験内容はぜひ工夫していただくようお願いしたいと思ひます。

さて、公的指導から民衆の支援というふうなコンセプトが変わつてきますと、私、非常に実践的ですが、心配なことがやつぱりあります。今まではいわば公務員の仕事というところで当然守秘義務があつたわけですが、今回、民間の方を活用していろいろ経営診断に乗っていく。経営の相談というものは、実はかなり企業にとつては重要な事項、いわば企業秘密でありますとかプライバシーの問題があります。

こういったことについて、公務員でない方を活用していつて守秘義務をどのように担保していくのか、ちよつと気がかりなところなんです。その辺はどのように考えておられますでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 支援事業に携わる

者、特に民間の事業者を活用してということを中心として考えましたときに、その内容につきましては基本的には契約の問題であらうかというふうな考えですけれども、ただ現行制度におきましても、指導事業の基準を定める省令の中で秘密の保持を規定いたしております。今後、新しい体制になるわけでございますけれども、この民間事業者に對しまして同様の秘密の保持規定というものを置いていきたいと思います。そのようなものに基づきまして、個々の中小企業者と支援事業者との間の例えは契約の中において秘密保持規定を置くというふうな形で対応をしていきたい、このように考えておるところでございます。

○加納時男君 私、質問する前に一応勉強しようと思つて法律は読んでみたんですが、省令の中にも守秘義務があるとは知らなかつたんですが、現在の指導法の省令だと思ひます、それは、その反した場合はペナルティーはどうなつていますか。

○政府参考人(岩田満泰君) 先ほども申し上げましたように、基本的には契約の問題でございまして、いわゆる罰則というふうな形のペナルティーというものはこの中には用意はされていません、この点でございます。

○加納時男君 契約の問題という、例えば違反した場合、民事上の問題になるんですか。例えば、債務不履行だとか、そういう話になるんですか。

私はやっぱり公務員の守秘義務というものは非常に大事だと思つていますが、そういうものを担保するというのは何らかのペナルティーがあつてもおかしくないんじゃないかと思ふんですけれども、その辺は法律から委任されてないからできないということでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 私の先ほどの御答弁がちょっと不正確でございました。現行におきましては公務員によるものでございまして、公務員

員による守秘義務というものは一般的にかかつてあるという意味でございまして、今後につきましては、民間事業者がその支援事業者になる可能性があるわけでございまして、私どもとして、その内容に對しての守秘義務の期待をするというところは省令上も明らかにし、またそれが個々の契約の中においてもその守秘義務規定というものが置かれるというものを求めたいと思つておるわけでございまして、最終的に守秘義務が破られた場合の話につきましては、今後の形は民間事業者と中小企業者との間の関係ということになりますので、公務員の場合とは少し様相が違つてくるということはある程度やむを得ないところが出てくるかと考えております。

○加納時男君 はい、わかりました。それでは次に、中小企業大学校についてちょっと伺いたいと思ひます。

今回、こういう中小企業診断士の役割が変わつてくるということになると、中小企業大学校の中小企業診断士養成課程も、私は当然カリキュラムが変わつてきたり、取り扱いも変わつてきていいるんじゃないかと思ひますが、これまでの実績、この養成講座というのとはどうなうにして人を集めてきて選抜をして、どのような費用の負担で講習を行い、終わった人は自動的に診断士になつていくのかどうか、これからどうなるのか、まとめて伺いたいと思ひます。

○政府参考人(岩田満泰君) 中小企業大学校の中小企業診断士養成課程の件でございしますが、もとが国、地方公共団体の職員をやや中心にして考へてきたものでございまして。あるいは、それを担当する者ということであつたわけでございまして、現実には国あるいは地方公共団体あるいは金融機関、一般の民間の法人というところからの応募がなされてきた実績がございまして。

この選抜でございしますが、この制度の本来が都道府県等の職員を対象とする制度でありました関係で、都道府県等の職員は無条件で受け入れるということになっておりますけれども、それ

以外の者につきましては、受講の前提として筆記試験、面接試験を行ひまして選抜をしてきたという経緯がございまして。

それから、診断士養成課程の修了者でございしますが、これまでのことを申し上げれば、試験に合格した者と同等以上の能力を有する者と位置づけをいたしまして、認定手続を経て登録をされてきたという実績がございまして。

今後につきましては、先ほど御質問がございしましたように、養成課程のカリキュラムにつきましても、試験制度の内容と同様に、新しい中小企業診断士制度の趣旨に照らしたカリキュラムの見直しというものが必要な作業として残つておると考へております。その内容が適正なものであり試験を受けた者と同等の能力を付与できるカリキュラムになるというのを確認の上で、それを前提としてこの養成課程を経た者につきましては、その合格者と同等の扱い、登録をしていくというようになつてくるものと考えております。

○加納時男君 今までの公的な指導であれば、今までの選抜方法、派遣元が国とか自治体を中心であるというのとは私がおかしいと思ふんです。今回、かなり中小企業の診断自体の仕組みを変えていく、考え方を改めていくという、コンセプトを変えていくわけですから、当然こういう養成課程への派遣元というところも変わつていく、応募者ですね、これが広く社会に開かれていくことが予想されると思ひます。

そういう場合、例えば国とか自治体からの推薦は無条件で、無条件でとは言わない、実は書類選考とか若干のことはやるんでしようけれども、面接とかやるんでしようけれども、筆記試験は免除しちゃうとか、一般には非常に難しい試験だ。今度は、中小企業診断士の認定についても、一般の試験は物すごく難しく、この課程を通つてきた人は原則としてもう卒業したら無条件でなつちゃう。卒業するまでに実習とか、中でのい

ろんな試験がありましてということかもしれませぬけれども。

こういったやり方も、時代即応にまた工夫していくことも必要かなというのを感想として申し上げたいと思ひますので、今後ぜひ研究していただきたいと思います。

残つた時間でSBIIRについて伺いたいと思ひます。

中小企業技術革新新制度、いわゆるスモール・ビジネス・イノベーション・リサーチ、略してSBIIRというのは、何回かこの委員会でも取り上げ、同僚議員からも非常に前向きな御意見、御質問等があつたことを記憶しております。

まず伺いたいんですが、この仕組みがいよいよ実施に入つておりましたが、平成十一年度では特定補助金の支出目標額が決定されておりましたが、約百十億円というふうに関議決定されたのと伺つております。私の質問は、なるべく多くの省庁から参加してほしいということをこの席でも申し上げてきたと思ふんですが、幾つもの省庁から参加があつたのか、何件ほど特定補助金として指定されているのか、この辺をまず伺いたいと思ひます。

○政府参考人(茂木敏充君) SBIIRの特定補助金について御質問いただきましたが、平成十一年度に関しましては、当初予算につきまして、科学技術庁、厚生省、農林水産省、通産省及び郵政省の五省庁、そして合計で四十の特定補助金を指定いたしました。また、昨年十二月に成立いたしました第二次補正予算につきましても、科学技術庁、通産省及び郵政省の三省庁が合計十六の特定補助金を指定いたしております。

○加納時男君 早速実績が出始めているかと思ひます。

ところで、きょうは中小企業をポイントにしておりますので、まさに中小企業の技術革新新制度であるSBIIR、中小企業のベンチャー企業からは何件ぐらいというのか、どの程度の応募といひますか、反応があつたんでしようか。全省庁がわからなければ通産省だけでも結構ですが、教えてほしいと思ひます。

○政府参考人(岩田満泰君) SBIIRの応募状況

を、通産省の関係の補助金、予算につきまして申し上げますと、通産省から交付いたしました創造技術研究開発費補助金という例を取り上げますと、応募が四百八十六件に對しまして四十六件の採択となつておりまして、競争率は十・六倍になつております。

それから、中小企業総合事業団から交付いたしました課題対応新技術開発事業に係る委託費では二百四十七件の応募がございまして、三十二件を採択しております。競争率、七・七倍ということになっております。

○加納時男君 今の数字を伺つて非常に心強く思つたのは、新しい事業といふか、新しい企業活動に不可欠な技術開発のテーマに對して十倍程度の応募があるといふのは、私はこの制度としてはスタートとしては上々ではないかと思ひます。

今、十一年度のことを伺つたんですが、平成十二年度については何か目標とか計画が決まつていふんじゃないかと思ひますが、どうなつていふのでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) SBIIRの中小企業向け支出目標額の御質問かと存じますが、毎年度の特定補助金等の指定とあわせまして、関係省庁との協議を通じまして決定をするということでございます。

十二年度分につきましては、現在、関係省庁と協議の過程にございましてまだ結論が得られていない状況でございますが、私も中小企業庁といひましては、支出目標額が十一年度の百十億円を上回るように努力を続けていきたいと思ひておるところでございます。

○加納時男君 SBIIRは当然のことながら通産省が軸になつてはおりますけれども、関係省庁と協議をして今お答えが長官からありました。そのとおりなので、これから具体化してくると思ひますが、関係省庁といひまして、私はSBIIRを成功させる仕組みとして事業発注額の大きい省庁が参加してくれるとさらによいのでは

ないかと思ひていふわけです。

私は、このSBIIRの初期の段階から質問させていたでいることではあります、一つでも多くの省庁、そして実効のある省庁と言つていふ理由を私なりにちよつと申し上げたいと思ひますけれども、このSBIIRのねらいといふのは、中小のベンチャービジネスに對して技術開発から企業化まで一貫して支援できるところに実はねらいがあると思ひます。

そういう意味で考えていきましたと、幾つかの段階がありますけれども、第一段階はFSの段階、フイージビリティスタディーの段階であります。これは技術開発の課題を提示してフイージビリティスタディー、企業化が可能かどうかを調べてもらふといふのが第一の段階で大事だと思ひます。FSの結果、これは可能性ありといふものについては第二段階としてRアンドD、研究開発の段階に進むわけでありまして、その段階では、技術開発の課題を提示してやつたものにFSの結果可能性があるといふものを頭に置いて、今度は特定補助金を指定するといふのが第二段階のRアンドDだろつと思ひます。これについて予算を各省庁でいろいろ相談しながら支出して特定補助金を指定していくといふことが第二段階、これが非常に山だと思ひます。

これまで我が委員会でもSBIIRの質問はほとんどこのRアンドDの段階で來ていふわけでありまして、ここで終わるわけじゃなくて、SBIIRのアメリカなんかの例を見ますと、非常にうまくいっているのは、次に新事業開拓の段階まで踏み込んでいふわけでありまして、試作とか開発等について、あるいは技術開発についての特定補助金の指定をするといふところが第三段階での山場。さらに、これだけで終わらずに、このSBIIRの研究成果を利用した企業活動の支援としていふわは企業化支援といふのが四段階目だと思ひます。

そこでは、信用保険制度の特例とか中小企業の投資育成株式会社の特例といふのがありますけれども、私はこういふことをずっと考えていくと、何よりもSBIIRの支援は事業官庁からの発注である、事業官庁といひますか発注額の多い官庁、省庁が参加することが非常に望ましいんじゃないかなと思ひます。

先ほどのお話、何省庁かちよつと伺つたところ、今参加しているのは通産省、科学技術庁、厚生省それから農林水産省、郵政省といふお答えだつたんですが、きょう建設省の官房長においでいただいたて恐縮であります、建設省さんに伺いたいのは、例えば建設省さんは私は、SBIIRにとつては宝の山と言つちやいけないうですけれども、非常に魅力のある官庁だと思ひます。非常に多くの事業をやつておられる。

SBIIRについて、これまでいろいろな事情があつてまだ参加しておられないと思ひますけれども、今私が申し上げたようなSBIIRの幾つかの段階、FSの段階からRアンドDからパイロットプラントから企業としての立ち上げまで、いろいろな段階を通じて建設省さんとしてはきつと関心がおありじゃないかと思ひますが、現在考えておられること、今までなぜ参加しなかつたのかといふことを聞くつもりはないんですけれども、これから多分参加しようと思はれるんかと思ひますが、今こんなことを考えているといふことを、御検討中のことを伺いたいと思ひます。

○政府参考人(小川忠男君) ただいま御指摘されましたSBIIRへの参加につきましてはいろいろな意味合いがあるかと思ひます。

私も建設省の立場からいひますと、やはり開発された新技術を積極的に受け入れるといひます、言ふなれば出口あるいはマーケットといふような観点から公共事業に受け入れ、普及をしていくといふことが第一義的であらうかと思ひます。

こういうふうな観点から申し上げますと、私も新技術活用システムといふふうには呼んでおりますが、新しく開発された技術の公共事業への適用可能性について、これを省内で評価して、それを

積極的に試験的なフィールド事業、続いてパイロット事業、さらには一般的な事業に受け入れていく手続といひますか制度を持つております。できる限りこういうふうなものを活用して、新しい技術の事業への受け入れ、普及に努力させていたしたいと思ひます。

また、技術そのものの開発につきましては、私の予算の組み立てから直接的な補助金といふような構成はなかなか難しい面がございまして、例えば委託費といふふうな形で、いろんな工夫をすることによつてSBIIRにも積極的に貢献させていたしたいといふふうな考えでおります。

○加納時男君 お話を今承つて、私は非常に力強く思ひました。

確かにマーケットの立場といふのは、これは物すごく建設省の場合には私は領域が広いと思ひます。省内でさまざまなRアンドDについてそのネタを評価していこうといふお話があつたので、大いに期待しているところでありまして、実際に進めていく場合に、私は恐らく難しかつたのは、補助金といふのが、こういうのに当たるようなうまい補助金がある、こういうのは余りなかつたのかなといふことも今のお話で理解できるところであります、おっしゃるとおり建設省さんは委託費も持つていらつちやいまして、いろいろな面でもSBIIRにこれから参加をしていこうといふふうに今私は承りました。

こういうことをなぜ申し上げたのかといひますと、ちよつと調べてみたんですけれども、平成十一年二月、去年の二月ですか官報の告示がありまして、その中に中小企業者の新技術を利用した事業活動に對する支援並びに技術に関する基本方針、随分長い名前なんです、こういう基本方針といふのがありまして、これを読んでいましたら特定補助金の定め方といふのがありました。

興味があるのでそこをまた引用しますと、一つは、この特定補助金については競争的に応募を採択されることといふことで、さつきこのことが頭にあつたので通産省さんに質問をして答えていた

だいた、まさに十倍も競争があつたというので、これは見事にやっていると云います。

もう一つ条件がありまして、これが建設省さんに何ったゆえなんですけれども、中小企業がその成果を利用した事業活動ができるものというよう項目があります。こうなりますと、さっきの五省庁で私はちよつと建設省が入っているといひのになと思つたのはこの二つ目の項目があるからなのであります。今のお話を聞いて、私は非常に心強く思いました。

S B I R、アメリカでは日本とちよつと違う決め方をしております、それぞれの官庁ごとに縦割りでもってRアンドD予算のアルファパーセント、一定のパーセントをS B I Rにするんだと頭から決めつけています。いろんなやり方があるんですが、そういうやり方もあるでしょうが、日本のようにかなり各官庁の自主性を尊重しながらやっていると云うのは、私は非常に魅力、私は自主性というのは大好きなものですから非常にこつちの方がいいと思つてゐるんですが、そのためにぜひ建設省もきょうのお話のように前向きに取り組んでいただけることを希望して、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○今泉昭君 おはようございます。

民主党・新緑風会の今泉でございます。

まず最初に、中小企業全般の最近の倒産状況のことについてお尋ね申し上げたいと思ひます。

昨日ですか発表された日銀の短観あたりを見ても、幸いにいたしまして我が国の景気も幾らか明かりが差してきたというよう兆しを感ずることができるようになりました。これは大変いいことだといふに私は私どもは考へております。

しかしながら、各種の経営指標を見ても、必ずしもこれを座して見ているというように安心できるような状況にはないこともまた一面あるわけでありまして、特に、中小企業の分野におきましては必ずしも一般的、平均的な景気の明るさが見えたということが言えないような依然

とした苦しみが続いているようでございますし、また業種的にも大変な明暗があるということも言われております。

さらにまた、特に雇用の面に目を向けてみますと、四・九％という史上最高の失業率が記録をさしてゐる状態でございます、こゝういふものが中小企業を中心として大変厳しい状況を抱へてゐるということは否定できないのではないだろうかと思ひます。

記録を見てみますと、確かに倒産件数、平均的には一面減つてゐるようにも報道され、見えてゐるんですが、確かに昨年の年初あたりは急激に倒産件数が減つたことは事実であります。ところが、昨年の倒産件数を月ごとにずっと検証してみますと、残念なことながら月を追うごとに倒産件数は実はふえていつてゐるということでございます、十二月には相当な記録を更新したというような状態でありまして、

これに反しまして負債総額は減つてゐるという状態を考へてみますと、倒産一件当たりの負債総額が減つたということは、これはとりもなおさず中小企業の倒産が激増してゐるという一面もあらわしてゐるのではないかと考へてございまして、この点につきましては、現在我が国の倒産状況の実態、今後の見通し等についてまず御説明をいたしたいと思ひます。

○政府参考人(岩田満泰君) 中小企業の倒産についての御質問でございますが、民間信用調査機関の調査によりますと、平成十二年二月の中小企業の倒産件数は千四百四件でございました。前年同月比五・二％の増加でございます。御指摘ございましたように、前年の一月、二月が大幅に減少してゐることの反動かと存じます。他方、大企業の倒産件数も二十三件ございまして、やはり前年同月比五・三％増加をいたしております。

倒産の原因でございますが、販売不振あるいは赤字の累積、売掛金回収難と申しますようないわゆる不況型倒産が全体の七割近くを占め、最も多くなつております。また、今、明暗と申されまし

たが、業種別ではやはり建設業の倒産が全体の三・二％を占めるということで、この点が目立っております。ということでございます。

○今泉昭君 政府が中心となつて強力に対策をとつてきた公共投資、財政支出というものの影響で一時倒産も大分和らいだことは事実であります。が、一般的に言われてゐることは、その財政支出の影響も効果もそろそろ息切れの時期に來てゐる。このことによりまして、またぞろ中小企業の倒産件数が上向いてきてゐるという話も聞きます。

また、九五年から我が国は史上最低の低金利状態を続けておりまして、金利負担というものが大変企業の存続のために大きな影響を与へたことは事実でございますが、その効果も、金利負担のために倒産しなげなやらないという状態、その側面から見ると、それによつて支えられてきた企業維持というものの限界に來てゐるんじゃないだろうか、こゝういふ話も実は聞かれてゐると思ひます。

加へまして、最近では中小企業の大変な味方であつた信金あたりが今までの融資方針を大幅に変更して、今まで以上に厳しい融資姿勢を見せ始めてゐる、こゝういふことも聞かれてございまして、特にこの中小企業の今後の倒産に関する見通しにつきましてはどういふ見方をしていらつしやるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(岩田満泰君) 倒産の見通し、大変難しい御質問でございますが、やはり現在、最近の十二月あるいは一月、二月の倒産の状況の何と申しましても七割方が不況型倒産ということでございます。全体としては景気がどのようになつていくかということがやはり最大の決め手といふか決定要因になるのではないかと存じます。

今、資金繰り関係にもちよつとお触れでございますが、先ほど不況型倒産七割程度と申し上げたわけでございますけれども、最近の三カ月、私も、確かに倒産件数が増加傾向にございまして、内容につきましては少し分析いたしましたところでは、いわゆる資金によりまして、資金を要因と

いたします倒産というのが大体一割前後というような構成比になつております。

実は、一昨年のいわゆる特別保証制度などが始められる前、平成十年の十月、十一月ごろには、金融を要因といたします倒産が二割ぐらゐのシェアを占めておりました。その意味におきましては、やはり当時、金融ということに要因とする倒産が多かつたんだといふふうには思つておりますが、それに比べますと最近の金融面からくる倒産といふものは、その当時に比べれば少なくとも減少してゐることは申せるかと存じます。

ただ、一般的に申しまして、なお中小企業の資金繰りが非常に緩やかになつてゐるという状況かと申せば、必ずしもそういうことでもございませぬものですから、私も、金融面、景気の動向といふものに注視すると同時に、金融面につきましては私もできることを最大限やらせていただくなければいかぬ、こゝうに思つております。

○今泉昭君 過去のいろいろなデータを見てみますと、大体景気が回復をしてゐる時期に中小企業の倒産というのは激増するわけでありまして、むしろ景気が立ち直つてくるときに中小企業対策といふのは大変重要な局面になるんだらうといふふうに認識しております。

それからもう一つは、この四月から和議法が廃止されまして民事再生法といふものがこれに肩がわりすることになるわけでありまして、この影響といふものは、ある意味では必要以上に、偽装倒産とは言ひませぬけれども、便宜倒産的な意味での倒産件数をふやすのじやないだらうかといふようなおそれもあると思ひますが、この点についてはいかがですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 民事再生法は、もとも何と申しましようか、再チャレンジができるような倒産法制といふものが必要といふこととございまして、必ずしもいわゆる過去における倒産といふような状況にならなくても再生、再建に着手できる仕組みが用意されたわけでございます。その意味では、倒産といふものを、その限りに

において、倒産に至らずに新たな再建の道を歩み、そしてまた新しい成長軌道を見出すということでございますので、それがなかなか、今御指摘のような民事再生法が倒産をふやすかどうかということについては大変難しい質問で、私も何とも明快な答え方は持っていないところでございます。

○今泉昭君 申し上げたかったことは、これからが実は中小企業の倒産の一番危険な時期なもので、それに十分な注意を払ってひとつ対応策をとっていただきたいということを申し上げたかったわけでありました。

次に、一九九八年でございましたが、中小企業に対する金融安定化特別保証の法律ができました、そしてまたそれに追加をする形で現在三十兆の特別保証のできる対応策ができています。ところが、聞くところによりますと、当初予定していた二十兆円、これは既に大幅に超えて、追加された十兆円も相当な利用の状況になっていると聞きますけれども、この十兆円の枠の中でこの問題がどのように消化される見通しになっているか、ちょっとお聞かせください。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、今泉委員の質問の中で、中小企業の倒産について非常に御心配のお話がありました。

長官からお答えしたとおりでございますが、実はたまたま小淵総理が倒れる一日半ぐらい前ですけれども、これらの問題で同じような心配をされて、私に種々指示がございました。

現状としましては、昨年の不況の中では比較的良好だった数字と今と比べますと大きな違いがあるということや、大企業と中小企業の倒産件数の割合はほとんど同じであるという点から見ると、経済全体がとにかく回復することが最大だということに説明申し上げたんですが、ただいまの今泉委員のお話も大事に受けとめて、通産省としても中小企業の倒産防止に全力を挙げていきたいというふうに考えておりますことをつけ加えます。

ただいまの御質問でございますが、御案内のよ

うに、一昨年、未曾有の貸し渋りという大きな状況が生じたときに臨時特別措置として信用保証協会による二十兆の貸し出しを行うことにいたしました。これは考え方としては、私は緊急避難というふうに考えて、そういう意味ではリスクについても一〇%という大きな覚悟をしたわけでございます。その二十兆が一体どのくらいで切れるだろうかと、当時は総務会長でございましたが、その後通産大臣になったものですから、これらの状況を判断いたしましたらに十兆円の積み増しと一年延長を決定させていただいたのであります。

今振り返ってみて本当によかったなと思っておりますのは、二月末日をもって二十兆円は全額貸し出しを終わらせたのであります。ですから、十兆を追加していなければ三月は大変な状態になるということでありましたが、十兆を追加したために貸し出しが順調に続いておりまして、ただ、三月だけで約九千億円出まして、現在は二十兆九千億の支出になっております。

ただ、この制度のセーフティネットとしての性格を十分考慮しての額が現在の合計で三十兆の枠でございます。私はこういう点を勘案しても、まづ十分な規模だということに思っています。といひますのは、返済の状況というのも現段階では比較的良好に進んでおります。それらの資金も全部活用できるわけでありまして、そういう点では、私は今の状態で考えてまいりまして十分な規模と申し上げることができると思っています。

○今泉昭君 事故率と申してよろしいのでしょうか、これまでの最悪の時期が五十二年の石油ショック後の処理のときに一〇%を上回るような事故率を記録したというふうに聞いておりますが、現在の段階ではどのくらいの率になっているのでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 三月の統計はまだ出ておりませんが、二月までの事故率、いわゆる代位弁済でございますが、これは〇・八九というところでございます。そういう点からいきますと、

当初考えておりました以上に中小企業の皆さんが必死にお返しになっておられる、そういう状況ではないかと判断しております。

○今泉昭君 その答弁を聞きまして多少安心をいたしました。ひとつ中小企業に対してはなお一層の配慮をしていただきたいというふうに思っております。

次に、中小企業の借入金の問題について少しお聞きしたいと思うんですが、我が国の景気の動向を見て、とにかく設備投資が上向かないということが一つの景気回復の道につながらないということを感じて、最近のいろいろな見通しによりますと、設備投資もやっと上向いてきたというように報道がなされていて、ちよつとほつとしているわけです。

私も聞く限りにおいては、中小企業が借り入れるためには、前向きな意味で、設備投資をするという意味で資金を借り入れるのと、これまでの超過負債を賄うために、借金を賄うために、要するに、借金にもいろいろあるけれども、不良資産の穴埋めのために借入をするというのではえらい違いがあると思うわけでありまして、特に中小企業の設備投資というのは一向に上向いていない。そういう意味では前向きの資金需要というのもしないというふうな聞いておりますけれども、中小企業が現在借り入れている資金の内容は、前向きの意味で後ろ向きの意味との割合というのはどういふふうに理解していいですか。どのくらいの割合ですか。

○政府参考人(岩田満泰君) ちよつと御通告をいただいているので、その辺を調べてきていないのでございますが、確かに、設備資金の割合と申しますのがまだ全体といたしまして比率が低いという数字は私の記憶の中にございます。例えば政府系の中でも、中小企業金融公庫の資金の相談状況などを見ておられますが、なお設備資金が三割台というようなことになっていたかと存じます。その意味では、設備投資というよりは運転資金需

要というもののウエイトが現状においては少しまだ高目になっているというふうに存じます。

ただ、設備資金の中で最近では、比率としてはまだ低うございますけれども、かなり前向きと申しましようか、そうした設備投資、つまり更新投資というふうなものではなくて、もっと前向きの投資資というふうなものが構成比としてはふえてきているというあたりには若干の期待が持てるというふうな状況にあるというふうに記憶をいたしております。

○今泉昭君 通告していない質問で申しわけなかつたと思いますが、今御答弁のように、中小企業にはまだまだ新しい設備投資に対する意欲が大変低いわけでございます。やつと明るい兆しが見えたということが言われていますけれども、そういう状況になることが中小企業が元気になる兆しになるわけでございます。そういうふうな状況が早くできるようなひとつ施策を積極的にぜひ政府当局としては打っていただきたいと思うわけでありまして。

次に、中小企業の現在抱えているニーズにつきまして少しお聞きをしたいと思うわけでありまして、中小企業は一体今どのような政府からの支援を望んでいるかと、どのような悩みを持つてどのようなニーズに苦勞しているかということについて少しお聞きしたいと思うわけでありまして。

いろいろな資料を見ますと、特に、私の手元に入っているあれによりますと、中小企業が企業経営実態調査を一年ですと、中小企業が最も企業活動をする上で悩みに考えていらつしやるニーズというものの筆頭は人材不足ということを挙げておる。次いで挙げられているのが技術情報不足だと、三番目に市場情報不足を挙げている。さらにそれにつけ加えて、大体同じようなパターンにはありますけれども、すべての面でのコスト負担の悩み、この解消に実は悩んでいる。大体四つが中小企業のニーズであり悩みのところであると思

うわけであります。

恐らく、政府といたしましては、これらのニーズを調べた上で中小企業政策というものを当然立てていらっしゃると思うんですが、この点について、今私が挙げました四つの点についてどのような対応策を考えてこられたか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(岩田満泰君) 先ほど大臣の方からも御答弁申し上げましたように、資金、人材、情報、ノウハウといったようなものが中小企業が不足をすることを経営資源ということでござい

す。その意味で、金融につきましては、我が国は長い歴史を持つ政府系金融機関あるいは信用補完制度というようなことで対応してきたわけでございますけれども、情報ですとかノウハウでございますとか人材というような面につきましては、やはり中小企業自身が社内に抱える資源ではもうろの事業活動をする上で不足が生ずることでございます。

これまでのそれに対する対応というのが、まさに本日御審議をいただいております中小企業指導法に基づく診断指導事業というものがそうした人材やノウハウについての対応策であったわけでございますが、それを改めましてお願いいたしました。民間の人材を広く活用するような体系に変えて、民間の人材を広く活用するよう体制にすれば、人材にしろノウハウにしろ、必要とする経営資源の不足は多様であり複雑であり、時により変化するというような内容でございますので、そうした恒久的ないしは全国的な体制を整備いたしました。専門人材による経営資源の補完体制をとりたいということで今回法律の改正案をお願いしているという次第でございます。

○今泉昭君 今私が申し上げました四つの中の一つ、人材確保の面について少しお聞きをしたいと思っております。

御存じのように、通産行政の立場で人材確保ということになりますと、経営の上層部に立つ人間

のことが真つ先に頭にくるのではないかと思うのですが、これは言うまでもないことですけれども、企業経営には人、物、金の中で人の存在というものは大変重要な位置を占めているわけであり、今、我が国の中小企業の実態を見てみますと、中小企業と大企業との例えば賃金その他の待遇面におきまして大変な格差があることは御存じのとおりだと思っております。そういう面からいたしまして、中小企業にはなかなか有能な人材が来てくれない、採りたくても採れないという苦労を大変しているわけでございます。

こういう実態について、これは労働省に聞いた方がいいのかもしれませんが、通産の立場から、人材確保という面と照らし合わせてこの中小企業と大企業との格差についてどのように考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○政務次官(細田博之君) 今泉委員が御指摘のとおり、中小企業にとって一番の宝は人材であります。そして、バブル経済のときとか大変に人を雇う、いい人材を確保することが非常に難しい時代が続きました。現在ではむしろそういう意味では失業率も高いわけでございますし、いろいろな意味で中小企業にとつていい人材を採用するチャンスであるということもよく聞かれています。が、逆に中小企業の経営自体が後退しておりますので新しい人をふやすことが大変である、そういう事情もあると承知しております。

このような人材確保のお手伝いのできるように、通産省といたしましては、労働省との共管法でございます中小企業労働力確保法に基づきまして、職場環境の改善、福利厚生充実など雇用管理の改善に向けた中小企業の取り組みを支援しております。

後ほど労働省からもお話があると思いますが、具体的に申し上げますと、事業者による計画の策定等に関する補助金の交付、それから設備導入等のための低利融資、雇用管理の改善事業に必要な資金の借り入れに係ります信用保証などの施策

を講じているわけでございます。また、都道府県の中小企業団体中央会が行いますインターネットを活用した求人情報の提供等の事業に対して補助を行っていただいております。今後とも労働省との密接な連携のもとに人材確保のための施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

○今泉昭君 今度、中小企業支援センターを中央、地方それから地域に設定されて中小企業のいろいろな相談に乗るということになって、この計画自体は大変結構なことだと思っております。占める人材確保の割合の大ききというものは大変大きいことは事実だろうと思っております。その際に、いろいろな中小企業を支援するセンターの対応の中身をいろいろ見てみますと、労働関係に関するいわゆる相談というものがこれで十分なんだろうかという懸念を私は大変しているわけでございます。

と申しますのは、実はストライキの件数とか労使関係の紛争件数を調べてみればおわかりのように、大企業よりも実は中小企業が大変多いわけであり、我が国の戦後の急速な経済発展というのは、日本独特のやつぱり健全なる労使関係の中で築かれた力というものが大変無視できない大きなものがあつただろうと思っております。

私もまたまこの国会に来る前二十年間も労使関係に携わつてきました関係上実態を承知しているつもりでございますが、中小企業の場合の労使関係の維持の難しさというものを身にしみて感じてきているわけであり、御存じのように、中小企業の経営の中にはこの労使関係を維持するための労使の担当窓口、専門家というのはほとんどゼロに近いわけであり、むしろ、経営者が社長であり、技術者であり、営業マンであり、そしてまた人事部長でもあると、すべてを一人何役もやっているとワンマン企業が大変多いわけでございます。そういう中でどうしても人事管理、労務管理という面に関しましては大企業がやっているような十分な手当てというのはいかな

いわけであります。

そういう意味で、この労使関係の専門家の育成というものは仮にこの中小企業支援センターの中でも大変重要視されてしかるべきだろうというふうに私は思っております。中を見ても、大体対応できるのが特に中小企業は地域の支援センターだろうと思っております。県単位の支援センターまで足を運ばない、むしろ地域の、三百俵にできたとするならば身近なところにとつと相談に行くという形のもので大変多いだろうと思っております。そこで対応されている姿は、恐らく商工会であるとか中央会であるとかいう経営者の団体の方々がつづいていられる団体とその支援センターの中核を担っていくことになるだろうと思

うわけでございます。それで、どちらかといえば労働組合の姿は一つも見えないわけですね。労働組合というのは嫌われているのかもしれないけれども、必ずしも物事に反対をしているグループばかりじゃないわけでございます。健全に企業を守っていく、自分たちの雇用も守っていくという意味で大変苦勞している労働組合、労働団体も多いわけであり、企業の中で大半はそこで働く労働者なのであります。そういう人たちの相談窓口というものの広がりというものがこの支援センターの中に一つも見えないわけなのであります。

こういう点については、通産行政とは違ひますと言われれば別なんです、そういう意味で私は、こういう問題はひとつ、先ほどの人材確保法をつくつたように省庁の壁を越えて各省が協力し合つてやつていくと同じような形の対応策が必要だと思つてお聞きしたいと思つております。

○政務次官(細田博之君) 委員がおっしゃいましたように、労使の問題というのは非常に重要な問題だと思つております。私自身も地元で、四十時間労働というところに体制が移行したときに、やはり組合と企業の間で非常にその解釈論、四十時間にするときの賃金水準をどういうふうにか

いのかということと随分協議の必要な事項が発生いたしまして、中小企業庁として労働省の方にもよくお話をし、労使間でもお話をいただき、知恵も出した経験がございます。

そういった必要性はこれからいろいろあると思いますので、やはり中小企業政策の一環として、また労働省さんともよく協議して取り組んでいくべきであるというふうに思っております。

○今泉昭君 大変前向きなお答えをいただきありがとうございます。労働省の方にちよつとお聞きしたいと思います。

今私が申し上げたような問題点を多少持つていると私も理解しているんですが、この点について労働省としてはどのような形で地域の方で対応していけるつもりなのか、またこの法案をいろいろ内閣で審議される際に労働省としてもある程度関与しているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今泉先生御指摘のように、中小企業におきまして労使関係の安定、そのベースになります労働条件や福祉の問題は、中小企業で働く方々の生活の維持向上だけではなく、中小企業の振興にとっても大変重要なものと労働省は考えております。したがって、従来から例えば連携の根拠規定の有無にとらわれず、必要がある場合には通産省とよく連携をとって、産業政策と連携のもとに、今も先生が御指摘なさったような労使関係の問題、労働条件、福祉の問題についても政策を打ってきております。

具体的に申し上げますと、私ども、都道府県に對して、労使関係の安定とか労働問題についての相談について都道府県を支援しております。補助金という形で。都道府県は私どもから流れます支援措置をどういう形で実施しているかと申しますと、地域の商工会議所あるいは中小企業団体中央会等にお願いをする形あるいは連携する形で労働相談、労使関係相談等をやっております。

そのほかに、都道府県独自で労政事務所をお持ちですので、そちらに対しても私どもは情報提供

等々の指導、支援をしております。今回通産省さんがお考えのセンターにおきましても情報面でのワンストップサービスというのを目指してありますが、そういう形で具体的に連携がされていくのではないかと期待しております。

最後に、先生御指摘の法案についての話があったかという点であります。私ども、これはあらゆる法律、法令協議を受けております。その段階で、今申し上げたような観点から私どもは判断をし回答を申し上げているという点でございます。

○今泉昭君 ぜひ、いろんな面で言われている省庁の壁を乗り越えた対応策をとっていただくことを強く要望しておきたいというふうに思います。

次に、今度、法案の中に盛り込まれてまいります都道府県あるいは地域の中小企業支援センターのあり方について少しお伺いをしたいと思うわけでありまして。

今まではどちらかといえば各県の商工労働部あたりが中心となりまして指導を行ってきた。その外枠にいろんな民間の施設があつて、行政としてはこれを指導しながら助けるという形をとっておられたと思うんですが、今回の場合は指導ではなくして支援という立場に変わって、民間の力を十分に發揮していくようにしたいという流れが明らかに見てとれるわけでございます。

しかしながら、ワンストップサービスという形で支援をしていくには相当なこれは経験と職員の数も必要だろうというふうに思っているわけでございます。今までは商工労働部というような形であります。今までは国の委任事務としていろいろ地方に派遣をされて地方自治体の職員とともに一緒にやっていた方々、こういう方々は今後新しくできるこの支援センターに對してどのような関係を持たれるのか。全然別個になるのか、それとも出向という形をもう考えていらっしゃるのか、そういう点について少しお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(若田満泰君) 都道府県の中小企業支援センターの内容についてでございますけれども

も、この法律が成立をいたしました上におきまして、指定法人として都道府県が指定をされるという手続の上で、その指定法人の内容、したがって都道府県がそのセンターの内容については基本的に決めになるということでございます。

私ども今伺っておりますところは、県により、結論から申しますと非常にさまざまなようでございます。中小企業総合指導所というものを現在持っているようなところの場合には、中小企業総合指導所の仕事は今後大幅に縮小されまして県のセンターの中の仕事に移行していくわけでございますが、その場合に、中小企業総合指導所で働いておられた職員の方々が、専門家というよりはむしろ事務方としてそうしたセンターの中の事業に携われるというような形で変わるケースもあるようでございますし、またその場合には出向というような形で行われることをお考えになつていらっしゃるようなところもあるようでございます。

またあるいは商工労働部というところの特定の、例えば中小企業課というところの指導事業を行っていた職員についていえば、それはむしろそのまま他の仕事につくというような形で人員配置、再配置をされるというような方もあるケースがあるようでございますが、いずれにいたしましても、私ども、中小企業者の支援事業に当たる最先端の人たちはぜひ民間の方々の専門的な能力をというふうにご活用いただければと思います。

ただ、誤解のないように申し上げます、公務員であつた人間ではないということではなく、実は長い間公務員として診断指導事業に携わつていろいろなノウハウをお持ちになつていらっしゃる方々はおありになるわけでございます。そういう方を今後のセンター事業の中で排除するものではなくて、ぜひ基本的には民間の能力活用型のセンターに衣がえをしていくというふうに体制は変わっていくというふうにご活用いただければと思います。

○政務次官(細田博之君) ちよつと補足させていただきます。私ども、フォーラムを各県でどんどんやつて、通産局にも、県あるいは商工会議所、商工会等にもこれを活用するようにということをお願いしております。

そのときに、ただ事務所に座つておつてこのセンターでございます。どうぞお客さんと言つたつて、そこに常時座つていらっしゃる人は必ずしも適切に答えられる人かどうかはわかりません、いろいろな委員を発令しておりますけれども。したがって、一番大事なことは、御用聞きをしないこと。それで、企業ごとに、あなたはというふうにご活用しているんですか、それじゃという人をご紹介しようというぐらひに積極的なサービスをしないこと。

そのサービスができる人は確かに地方公務員だった人もいますし、総合的な知識を持っている。しかし、具体的な知識であれば、情報化であれば専門の方、税務であれば税理士の方、コンサルティングであればコンサルタントの方というように民間の方を活用して、あるいは企業経験というところでは民間企業の方、先達の方、そういう人を紹介するような有機的かつ活動的な活動にしないことというのを言つておまして、そのことが委員御指摘のようになつておつておられます。

○今泉昭君 時間がなくなつてきましたので、この問題についてはちよつと先に飛ばさせていただきます。技術指導のあり方についてちよつとお聞きしたいと思つております。

地域においていろいろな産学官共同研究事業というものが実施されていると思うわけでございますが、これは地域によつて大変な差があるだろうと思つております。特に、地域におきましては公設の試験研究機関を中心として、こういうような技術指導、産学官の連携がとられていると思うわけでありまして、我が国の場合、今一番この道で成功しているケースを御紹介していただきたいと思います。

すし、また、地方におきまして公設の試験研究所でいろいろ研究されたものが実際の製品化、製品開発まで結びついたという例というものが、まあこれからはそれを期待するんではしょうけれども、どの程度あるものか、ちよつと御紹介していただければ幸いです。

○政府参考人(岩田満泰君) 私ども、公設試を含めまして地域の産学官の共同研究事業を推進してきたところでございますが、今御指摘の具体的な事例ということでございますので申し上げます。と、既に新規の産業、新規事業化につながったようなケースを申し上げさせていただきます。

一つは、高齢者などの介護を支援するために秋田県で行われました木製の車いす、立ち上がり補助機能つきの車いすなどの研究開発の結果、事業化に結びつきまして、木製の車いすがグッドデザイン賞を受けた事例がございます。

それから、高齢者の生活を支援するために茨城県で行われました電動車いす、高齢者用のコミュニケーション機器等の研究開発から、電動カートを製品化して販売をされた事例もございます。

それから、水処理、排ガス処理等環境との調和を図るために大阪府で行われましたセラミックスなどを活用した吸着剤などの研究開発から、溶剤の中の有害物質を除去する吸着剤を用いた乾燥機が事業化されたというような事例が成功事例として挙げられると存じます。

○今泉昭君 私に与えられました時間が参りましたので、あとの質問は同僚の木保議員に引き継ぎたいと思います。

○木保佳文君 引き続きまして、民主党・新緑風会を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、小淵内閣総理大臣に対する心からのお見舞いと一刻も早い御回復を心からお祈りするものでございます。

きょうは、今、今泉議員から、同僚議員からもありましたように、この二十一世紀の日本の命運

を分けるのは、やはり中小企業の発展ができるかどうかというポイントであるということで、昨国会でも中小企業国会ということで深谷大臣、小淵総理、皆様方、そしてまた我々もこぞつて中小企業のあるべき姿をそしてまたこれからの展望ということを考えていただいております。景気の回復そしてまた構造的なやはり改革というのをいかに早くさせるのか、これが二十一世紀の日本の命運を握っていると思っております。

そのときの中小企業の役割が中核的な役割になることは先ほど申したとおりでございますが、その中にもありまして成長分野としましては、これは衆目の一致するところで情報分野そしてまた介護分野というふうに行われておられるのは言うまでもないことだと思っております。また、とりわけ介護分野におきましての中小企業の役割というものは、先ほど長官からもお話がございましたけれども、大変高い可能性のある分野だと思っております。そしてまた雇用吸収力の大きい分野として、現在失業率が四・九%を記録している中、大変期待の持たれるものだと思っております。したがって、国としても介護産業の育成に力を注いでいただきたいということがまずあります。

ところで、この四月一日から介護保険制度の導入ということで、まさに介護の民営化という言葉だと思っておりますけれども、いよいよ非効率な、ちよつと言葉が悪いんですが、お役所仕事から民間企業に主役が移ることが介護保険の柱の一つでございます。しかしながら、問題もかなり多岐にわたります。大きいと聞いております。国民も不安を持っております。

それは、今までのいわゆる介護を措置しているということから、本来であれば事業者、サプライサイドと、要は消費者、受けるサイドが対等だということがないからではないかと思っております。しかも、利用者、消費者においては、高齢者であり判断力や体力が弱い、こういういわゆる社会的に弱い立場にある方々であるということがそれを一層深めているのではないかと考えております。

ります。やはりこういったことを考えますと、老人福祉法等々、介護保険法、これを悪用されないように行政の力で守っていかねばならないことは言うまでもないかと思っております。

実は、この中で一番注目を私がおぼろげに思っております。中小企業の固まりとして、有料老人ホームというのがございます。これはもちろん民間がやっておりますものがほとんどでございます。まさに先立つて民営化されてきたと言つてもいいかと思っておりますけれども、しかしながらたゞ重なる消費者被害がございまして、公正取引委員会が数度の業界団体に対してまた業者に対しての警告を発し、総務庁の行政監察も行われている次第でございます。

それなのに、なかなか反社会的な行為を繰り返してきまして、終わっていないということがだんだんわかってきておられます。特に有料老人ホームの中の最大の問題と言われているのが、一時金のいわゆる調整問題、これについて若干、冒頭、厚生省、公正取引委員会、総務庁の姿勢を伺いたいと思っております。特に、やはり人間の血の通った行政を行わなければならない、こういう観点から御質問をさせていただきます。

この調整金の問題というのは、ざっくりばらんに申しますと、一時金として入居の際に三千万、四千万、時には五千万といった一時金を入居するときに払い、そしてまた、それと別に介護の一時金というところで、平均すると大体五百万というふうな厚生省から伺っておりますが、これを積んで、払って介護を受けるわけでございます。介護保険が四月一日から始まるに当たりまして、私、素人目からしてもこの五百万を一回返すのが当然だということだと思っております。介護のために五百万積んだわけでございます。

ところが、厚生省が出した本年二月十四日の通知、通達によれば、これを返さなくていいというようないふアドバースが業界団体に向けられて、さらに業界団体である老人ホーム協会なるものが、その協会の傘下の業者に対してそれで結構ですよと

算定式まであらわして、これを返還しなくていいというふうになっておるわけでございます。

まず第一問としましては、やはり厚生省としては、先ほどの観点から社会的な弱者である御高齢の方々に對してどのようなアドバースを今回の返還問題でしていったのか、御通知が何かあったのか、伺いたいと思います。

○政務次官(大野由利子君) 二月十四日に厚生省の老人保健福祉局の老人福祉振興課長の名前によりまして、全国の都道府県の民生主管部長あてに介護保険が施行された場合の有料老人ホームの介護費用の調整について通知を出しております。

○木保佳文君 もちろんそれは存じておりますが、これは要は業者側に対して出したものであつて、五百万を積んだその消費者側、御高齢者に向けての通知はいかがですか、ありますか。

○政務次官(大野由利子君) 有料老人ホームは、当事者間の契約によりましてさまざま形態によつて入所をされている、こういう経緯もござい

ました。したがって、介護費用の調整問題につきましては、当事者間の合意を尊重いたしまして、行政の関与は最小限にすべきだ、こういう観点から、厚生省といたしましては調整方法の参考例を示すにとどまして、都道府県により管下のホームに對し、入所者に十分な説明、また話し合い記録の保存などをきちっとしておくようにというふうな、調整手続を適正に行うように指導に努めてきたところでございます。

行政みずから介護費用の調整額そのものについての指導を個別的、具体的にアドバースを行うことはこのような枠組みを超えることでございまして、入所者からこの面での苦情などがもしありますれば、老人福祉法の規定に基づきまして都道府県の有料老人ホームの窓口からホームに對し適切な指導がなされるべきものと、このように考えております。

○木保佳文君 もう少し簡便にお答えいただければと思います。

通知は消費者側に対して、高齢者側にはありません、全くありませんでした。つまり、私が言いたいことは、老人福祉法の中、これ二十九条、三十条を見ますと、きちっと有料老人ホーム、そしてまた有料老人ホーム協会も条文中に書いてあるものでございまして、極めて厚生省からの行政指導がきちっとされなければならないから、こういった条文中に協会までも書かれているんだと私は認識しておるのでございます。しかし、今言われたような業界サイド、特に先ほども申しましたように、きょう公取の委員長に来ていただいておりますが、公取の警告が平成九年、平成五年、厳しくされたような業界に対しての通達で消費者保護が守られるかというと、これは守れないと言いつつ私はいいものだと思っております。

それで、平均すると五百万円、これは厚生省の推計でございまして、平均すると五百万円というものを介護費用として、一時金として積み立てていくと。

この通知を読みますと、要するに調整という言葉でありますけれども、しかしながら、例えば読売新聞の三月十八日号を見まして、これはもはや調整という言葉は使っておらず返還という言葉に書き直されているわけでありまして、返還しなければならぬんだというのを公器が示しているわけでございます。ちよつと読みますと、「介護一時金（終身介護費用）返還問題」が浮上している」と。これは、全国に約三百の有料老人ホームがあるそうございまして、約二万四千人の入居者を抱えている。そして、ほとんどがきょうの話題でありますような中小企業である。そしてまた、こういったものがどのように発展していくかというのが日本経済の非常に重要な核になるというところできょうは取り上げておるわけでございます。

いずれにしても、その五百万というものを返還しない。そして、驚くなかれ、この二月十四日の後、業界団体が、二月二十一日、一週間、ちよつと待ったかのように、先ほど示しましたような、

このぐらゐを返しなさいという文書をきちつと届けておりまして、そしてその算定式を厚生省に事前に私も出させました。具体的にこれを見てもわからないのでどのようなものか聞いたときに、シミュレーションと書いて持っていました。したが、五百万円が何と要は五年間の入居をした場合に返還額が七十万になってしまふ。五百万円が七十万になってしまふ、十年間たちますとゼロになつてしまふ、こういうシミュレーションを持ってきたわけでございます。六十歳で入居する方が多いと伺っておりますが、つまり七十歳になると介護一時金、これは償却してゼロになつてしまふと。

これは、介護保険がない時代であればよくわかる話であります。今、介護保険が導入されて、国で、社会で高齢者同士が相互扶助の考えにのつとつてやつていこうという立場からすれば、十年たつて七十歳になつたら健康な方でも自動的にゼロになつてしまふということで、まさにこれは独占禁止法第三章八条の業界団体によるカルテル行為、第八条第一項第一号、第四号にございまして、まさにこれは価格カルテルと言わざるを得ません。このように計算式まで出て、返さなくていいというふうに出しているのは、甚だ遺憾を通り越してこれは調査を進めていただかなければならないと思ひますが、公取委員長いかがですか。

○政府特別補佐人（根来泰周君） いつも申し上げていることで恐縮でございますが、具体的な案件について私もどこでいろいろ御答弁できる立場ではございませんが、そういう委員の御指摘の部分は、従来からそうございしますが、当然念頭に置いて常務を行つていられるところでございますので、そういうふうにご理解いただければありがたいと思ひます。

○木俣佳丈君 極めてあいまいでございましてのもう一度御答弁いただきたいんですが、要は五百万円といういわゆる一時金、時には八百万円のところもありまして。あるところは全く今回返還したところもございまして。実は、返還したある有料老

人ホームの方から私もこれはちよつとおかし過ぎるんではないかということを受けまして、私もこれは調査をしていただきたいというふうに思つておりますので、御調査いただけますか。

○政府特別補佐人（根来泰周君） 独占禁止法には事実を申告して調査を求めるという手段がございまして、そういう手段をとつていただくか、あるいは私も、一般的な問題でございしますが、職権で、こういう国会の場面あるいはいろいろ報道の場面で指摘されたことを私も職権で取り上げてやるか、こういう二つの道があるわけでございますので、そういう道があるということをお願いして御容赦願ひたいと思ひます。

○木俣佳丈君 まだちよつとあいまいなものですからもう少し申しますと、私一人で言っているわけじゃないで、例えばことしの二月二十七日、朝日新聞で明確に書いてあります。この通知というのは有料老人ホームへの通知ですね。先取り介護費用返還の問題については、「通知は、入居者の介護保険料と介護保険の一時負担分をホーム側が肩代わりする方法でも可とする内容だった。これだと、ホーム側が必要な額を一度返すということとをせざるに済む。」というふうに朝日新聞や毎日新聞が言っているんですが、これを厚生政務次官はどのようにお考えですか。

○政務次官（大野由利子君） 有料老人ホームは、ついの住みかとして有料老人ホームを選んで入所された方が大半であろうと。そして、入所の段階で、契約の形態はさまざまございまして、一時金として支払われた方に関しては今後の介護に関する支払いはないものと、こういう契約で入られた方もいらっしゃるわけでございます。

今回、介護保険が導入されて、介護保険給付と重複する部分は一度精算して返還すると、こういうこれまでの契約関係が変更される。今後は、介護保険の仕組みにのつとつて各利用者が利用者負担分一割を自分で払っていたと、こういうふうになるわけでございます。入所者の方々の中には、もう今後の負担はないものというこ

入られた方々もいらっしゃるわけで、全部それぞれに戻すのではなくて、場合によっては互助会のような形で積み立ててというふうな御希望もあつたりというふうなケースもございまして、さまざまな形態があるかと思ひます。それは、当事者間で話し合つて決めていただく問題でございまして、厚生省としては算定方法を今明示しているというところはございません。

○木俣佳丈君 ここに一冊の本がございまして、全国有料老人ホーム協会が出しているいわゆるガイドがございまして。これはできたのが一番新しい、平成十一年の十二月に発行されておりますが、この中で二、三、二、三というかほとんど、介護保険が導入されているのにもかかわらず、「介護費用」と書いて、「入居時の一時金八百万円」などという記述があるんですよ。平成十一年、要はもうことしになつているときに。しかもおかしいのは、そのほかに食費、管理費として合計大体二十万平均取るように毎月なつております。その「管理費に含まれるサービスの例」と書いて、「買い物・手続き代行、アクティビティサービス」、まさに介護保険のカバーするところでございます。

こんなものが出てくるわけなんです。政務次官、これはよくチェックしていただかないと健全な市場の形成ということが極めてゆがめられている。今言われたような、例えば平成三年の時点とか四年の介護保険がどうなるかわからないという時点ではなくて平成十一年、昨年の末です。ことの初めにこれを見る方々がいるのにもかかわらず、そういったことが平気でされているわけなんです。

今回、それを受けまして調整をしなければいけない方がどのぐらゐあるか厚生省の方に調べていただきたまはした。調整が必要な施設として九十八施設、その中、一万三千人というふうになつておられます。ところが、これはよくホーム側に聞きますと、自己申告で届け出ないというところらしいです。ですから、どうも内情をよく知る方によ

れば、二万四千のうち、そんな一万三千人では済まないよねというのをお答えでございました。

例えば、老人ホーム協会の出しているこの推計で、要介護になる率というのは有料老人ホーム全員の中で十年間たっても約一五%でございます。

つまり、一五%の人しか要介護状態にならないと老人ホーム協会が言っているのにもかかわらず、要は十年たつと厚生省のお出しになったこのシミュレーションでは返還金がゼロになる。八五%の方が何の介護もないままに介護費用を泥棒されるということになるわけでございまして、これは極めておかしい話だと思いました。

例えば、先ほどの厚生省が出してきた一万三千人という数字をもとにちよつと試算してみました。例えば、健康な方が八割、病弱で要介護の方が三千人、二割と考へた場合に、健康な方一万八人掛ける一時介護費用五百万円を掛けますと何と五百億円。そしてまた、残りの要介護の方三千人に對しましては、大体平均月額十五万円の保険収入が見込まれますので一人当たり百八十万円、これを掛けますと、要介護状態の方の保険料収入が五十四億円毎年ホームに入ってくるということでございます。

また、これは厚生省と業界のまきにつるんだ大談合と言わざるを得ないと思ふんです。さらに、こんな推計をしてもどうしようもないだろうということを言われると思ひましたので、実は老人ホームをやっているところにじかに返還率を伺いました。じかに幾つかのホームに電話をしまして、どのぐらい返還されますかと伺いましたら、なぜかこの返還率が三五%ですなということが多い。

公取の委員長に伺いますが、こういったものはまさに業界ぐるみのカルテル行為と言えませんか、例えばそうであれば。

○政府特別補佐人(根来泰周君) 再々繰り返して申しわけありませんが、先生のおっしゃることを私がここで聞きまして、これは全く取るに足らないと思つてゐるわけではないということを前提に申し上げますけれども、法律の建前としまして、

私もここで承つたことについて違反であるとか違反でないとか言えないということは、法律がそういうことを言つちやいけないというふうな命じておるわけでございまして何とも言いかねるわけでございます。

また、調査するかどうかについては、それぞれ手続がございまして、ここで直ちに調査するとかしないとかいうことは申し上げられないということを繰り返して申し上げておるところでございます。

○木俣佳丈君 いや、例えばのケースなんです、私が今申し上げてゐるのは。

今いろいろ調べた場合に、三五%という返答が返つてきた、返還率が。これは普通の業界だったかどうか。必ず調べますよ、普通だったから。刑事局長までされた方ですからよくわかつていらつしやると思ひますが。

○政府特別補佐人(根来泰周君) この老人ホームの話とか介護保険の話を除きまして、おっしゃる通りに価格拘束というのがございまして、独占禁止法の三条違反というふうなことも疑ひもありまして、また事業者団体がそういう拘束をしておるということになれば、先ほど御指摘がございましたように八条の一項一号あるいは三三三という疑ひは出てくることは当然だと思ひます。

ただ、おっしゃることと私が申し上げてゐることはリンクして申し上げてゐるわけではございませんので、一般的な見解として申し上げておるところでございます。

○木俣佳丈君 厚生政務次官に伺います。先ほど申しましたように、先ほどの協会が出しているパンフレットがございまして。これだけ介護保険というのが導入されると決まっても、さらに介護一時金と称して、要はこの介護一時金というのはどういふのか。それはもう御案内のとおりだと思ふんですが、入居するときに入居一時金として四千万円、五千万円というのをどんとお払いになる。その別に八百万とか介護一時金といつて払われる。また、その別に毎月毎月十万円とか二十

万円、生活費ということでお払いになる。これは大変な費用だと思ふわけなんです、いずれにしても、介護一時金というのを、介護保険が導入され、もう来年、あと四カ月で始まるというときにこういう冊子をつくつて、そして御老人の方々に配布して、どうぞ入居してくださいというそのありさまというのをどのように見られますか。

○政務次官(大野由利子君) 介護保険の施行は本年四月からでございますので、昨年はまだ介護保険が施行される前でございますので、介護保険の施行前という、こういう段階での数値になつてゐるのかなと、このように思ひます。

○木俣佳丈君 ちよつと忘れましたので、介護保険法が国会で成立したのは何年何月でございましょうか。

○政務次官(大野由利子君) 平成九年の十二月に成立をいたしました。

○木俣佳丈君 ですから、私申し上げてゐるのは、この協会が出している冊子が去年の十二月に出版されて、そして、だからことしから入るうかなと思ふ方のお手元に届いて、これをばらばら見られるということでありまして、これはもう介護保険が始まるよと、その前提で書かれてゐるにもかかわらず、結局幾つかこうやつて八百万円だ、一時金五百万円だ、平気でこう書いてある。しかも、いわゆる二重取りというふうな感じで、介護保険に含まれるサービスをやるのに別枠で管理費を取るといふふうな書いてあるんです。御老人の方からしますと、サービスがいっぱいあるからこはいいなとかいふふうに見てしまふんですが、これは極めて二重取り甚だしいものだと思うんですね。

さらに、この二月の先ほどの十四日の通達を受けまして、有料老人ホーム協会の事務局から各ホームにあてた文書がございまして。非常に難しい文章であります、ひとつ、この部分、どうしてもしなければならない文章の三行がございまして、「通知の性格」といふふうな書いてある文章

の中の一文でございますが、「介護保険法令等に抵触しない調整方法等であつても、老人福祉法での有料老人ホームの健全な運営を確保する観点からの指導は行われることとなります」。これ、一回では絶対にわからないような文章だ。私は一回でわかりませんでした。

つまり、これを簡単に言う、介護保険法令に違反、抵触しないというのは役所用語でして、役人が書かないとちよつと書けないと私は思ひます。介護保険に違反しないような調整方法を、返還方法をとつたとしても、老人福祉法での有料老人ホームが健全な運営をしていくための資金の確保という観点からはしつかり指導が厚生省から行われますと書いてあるんですよ。

これはどういふことかと、簡単に申しします、介護保険法と老人福祉法とベース、対立させていまして、老人福祉法が優先しますという内容なんです。これは非常に奇妙なやつというからおかしな話で、だから介護保険法優先でないから五百万円を返還する必要はないんだというふうにとつてもホーム側もこれで安心を強めたというふうに読めるんですが、いかがでございますか。

○政務次官(大野由利子君) 老人ホームに入所した方が継続をして、安心して生涯入所できるといふ、こういうことを保障するということもあわせて必要なことであると、こういうふうなところから厚生省の通達をもとにこの有料老人ホーム協会が出された文書の中に、ちよつと説明が不十分かと思ひますが、こういう文章が出てきたのかかと、このように思つております。

介護費用調整の問題につきましては、調整が終了してないことなどは介護保険法に基づく事業者指定を行わない理由にはなりませんし、介護保険法上の問題とはなりません。老人福祉法に基づき有料老人ホームの監督を行う立場から、都道府県知事が指導を行うべき旨を厚生省通知において明記をしておりますのでございまして。この記述は、老人福祉法の精神を踏まえまして、法令の違

守、入所者の保護、入所者の立場に立った適切な処遇など、有料老人ホームとして適切な運営を行うことを確保する趣旨であり、介護保険の理念を否定するものではありません。

○木俣佳文君 いや、そういうふうにはこれは専門家から見れば読めませんし、私がゆっくり説明させていただきますように、この文章からはやはり介護保険を優先するものは老人福祉法であるというふうにはこれは必ず読める文章でございます。これは、ずっと昔の文章だったらいんですが、今こうやって書かれて先々月に出されているということに非常にこれは問題が私はあるというふうには思っております。

公正取引委員会委員長にちよつと質問したいんですが、独禁法の改正の法案が今国会に出されておりますが、私も勉強させていただいておりますが、年間、結局審理に入るのが二、三百件、そして最終の審決がたかだか結局年間三十件の審決しかない。もつといふと、二、三百に行く前に二千とか三千の問題があつて、実は公取委員会にお願いに行つていふと、さきの国会の中でも私も中小企業のある者から言われた事案につきまして国会の場で委員長に質問をしたのを覚えておりますけれども、二、三千あつて最終審決が三十しか出ないというのはどのようにお考えになるのかと。

そしてまたさらに、今回のような明確な独禁法違反ですね、カルテル行為、しかもカルテルの中でも業界ぐるみの、もうちよつと言いますと、厚生省がそのバックにあつて二段階の、これは経営の健全性が守れないから守ってもらわなきゃいけないぐらゐの通達を出す、それを受けて業界団体が要は返還しないでいいよといったような問題になる、そして私が調査をかけたら一律三五％ぐらゐしか返しませんと。これは本当にもう明快な独禁法違反でございしますが、これに対する再度御決意をいただきたいと思うんですが。

○政府特別補佐人(根来泰周君) ただいまのお話に対して多少御説明申し上げますけれども、私ども

もの方に年間二万件から三万件ぐらゐの申し立てがあるわけでありまして、このうちの約二万件というのは不当販売関係でございます。この件は国会からの御要請もあり、早急にやらねばならないというので、法的措置をとる以前に注意という手段で、早く言えば水を持っていつて火を消すというふうな形でやつていっているわけでございます。最終的に独占禁止法違反で法的措置をとるのは三十件ということでございます。この三十件の中、御承知のように最近は一、二百社ぐらゐが関与している事件がございまして、少なくとも半年ぐらゐ、一、二百人の人間をつぎ込んでやつていっているわけでございますので、これは私は公平に見て精いっぱいやつていふ、こういうふうには理解していただいております。

さらに、ただいまおっしゃいました事案でございますが、私もこういう介護とか福祉とかあるいは環境とか情報とかいう最近の問題については特に念頭に置いて処理をしていっているわけでございます。この今の介護保険の問題は本当に最近起こつたことでございまして、新しい問題だと思ひますけれども、そういう問題はこでやるとかやらないとか言う問題ではございせんので、これはいつも申し上げているところでございまして、国会でこういう御議論がございまして、そういうことを念頭に置きまして、十分従来から対処しておりますし、これから対処するつもりでございます。

○木俣佳文君 いやいや、従来からのことじゃなくて、本件をこまで追及して、国会の一番の公の場で、日本の一番の公の場でさせていっていただいわけですから、やはりそれは心に刻んで実行していただきたいというお願いを再度いたします。

総務庁の政務次官にも来ていただきましたけれども、行政監察においてもやはり介護保険のそもその精神、地方分権、そしてまた住民に近いサービスという観点からすると、先ほど大野政務次官が言われましたけれども、要は厚生省の通達を受けて都道府県が右から左へそれを流してい

く、そういう姿というのは介護保険の本来の精神から全くこれは反しておるんですね。

実は、ホーム協会の方から出した先ほどの二十一日の新聞の記事がございまして、このままだとどうなるんだろうかという記事があるんですが、実は新聞には載つてなくてインターネット上の新聞に載つていふ最後の四行がございまして、これは大変重要なもので、有料老人ホーム協会の事務局長が、要は、一部を返還して、それを月額保険料として支払つたり、残りはホームと別会計の互助会方式で積み立てて利用料の負担に充てるところが多いけれども、厚生省から通知があつたので、都道府県の指導で急速に調整が進むだろう、こういうくだりの四行がこれは割愛されて毎日新聞に載つておるんですね。

この四行は実は決定的に大事なポイントでありまして、やはりこの介護保険という保険者が三千三百の市町村、行政ですね、そういうところから、例えば都道府県に出された先ほど政務次官が言われましたけれども、もう都道府県が要は右から左、右から左ということで中央統制全この上ない通知を出しているというありさま。やはりこれは先ほどから繰り返してまいりますが、介護保険法の本来の意義から全く乖離しているということをおもひますので、きちつと監察をしていただきたいということをお願いしたいと思つております。

私、今回、本来であれば独禁法改正のときにこの御質問をさせていただくのが筋かなというふうな思つたのでございしますが、やはり規制緩和、そしてまた市場化、資本主義がより進んでいくに従ひまして、これは経済の原理では起こるべくもないことが起きるわけでございます。

これは二つございまして、一つは、今言いました独占でございます。もう一つは、財の最適配分がなされたときに絶対起さないことはバブルでございまして、この二つがどうしても起きてしまう。そしてまた、自由化していく中で、市場の番人というものを高らかにうたつていふ公正取引委員会、

今八百人体制で若干ふえたといつても、結局年間ある二千とか三千とかいふお訴え、もつと言えは訴えをしない訴えという、声なき声というものからすれば、六百万という会社の中でいへばもつともつとあるんですね、実際、その中でわずかに三十だけの訴えしか審決がおりないという姿は、これは職務怠慢と言ひしか私はないというふうには思つておりますので、ぜひそのあたり、もつと前向きにやはり実行していただきたいとお願ひをつけ加えたいと思つております。

中小企業指導法の一部を改正するというところで、この法案の中で御質問させていただきまして、やはり中小企業の方々の成功、失敗、特に起業をしてからの成功、失敗というものが中小企業白書の中に載つております。順番を申し上げますと、まず半分ぐらゐの四七％の方が経営ノウハウが未熟だった、二番目がマーケティングが不十分であつた、三位が他企業との競争が激化した、そしてまた人の育成を怠つた、こういうふうにならなけりまして、大体九割ぐらゐの方が五年以内に廃業していくというのが現在の状況でございますが、そういう中で、今回、指導法を改正して指導者の方があるというところは大変大事なことだと私も思つておりますが、しかし、指導の方法というのが本当にこれでうまくいくのか。きょう同僚議員の方からも御質問がありましたように、本当にうまくいくのかという感じがします。

まず冒頭、この予算六十四億の内訳、三百の支援センター十八億、都道府県における二十八億、この積算の根拠を御提示いただけますでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) まず、都道府県センターの六十四億、積算の根拠とおっしゃいました、内容でございますが、大きく三つに分かれておりまして、経営技術診断・助言関係で十八億円、都道府県におきますプロジェクトマネジャーを採用したり、そうしたもろもろの事業の体制整備のために二十八億円、あるいは下請関係の取引情報の収集、提供の関係で十八億円となつており

ます。

それから、地域中小企業センターで十二年度予算案全体で十八億円となっておりますが、内容的には相談窓口事業、これはコーディネーターという人間を常駐させまして相談窓口を行う事業、あるいは会計、法律等の専門家を派遣する事業、その他もろもろの情報提供の事業というようなことでございます。

それから、ナショナルセンターにつきましては十三億円の予算を計上いたしておりますが、一つはコンサルティングで、これも専門家の派遣を含めて専門家によるコンサルティング事業というようにございまして、支援人材のデータベースの作成、あるいはインキュベーターに入居されている企業に対するソフト面からの支援事業といったようなものとなっております。

○木俣佳丈君 今の十八億円の経営診断・助言等の積算の根拠をもうちょっと細かく言ってください。

○政府参考人(岩田満泰君) 専門家の派遣関係でございますが、単価五万円、九万円の三分の一ということでございます。

○木俣佳丈君 三分の一だと、四十五億円だと十五億円になるんですけども、十八億円ですからちょっと違う。

○政府参考人(岩田満泰君) 事業費としてあと約三億円が計上されております。

○木俣佳丈君 要は、これは三百の拠点で九万件分、一回当たり二時間五万円というふうに考えられているわけですが、これを複数回利用できるといふふうに考えてよろしいと思います。

ただ、二時間でじやどのぐらいできるのかというところが非常に不明確でございます。時間が少ないのであれなんです、例えば一つカリフォルニアであった例が出てきましたので申し上げますと、九七年初めに、いわゆるリタイアした方々がチームをつくって経営診断をしているSCOREという制度がございます。ここを使っている人なベテランのエンジニアを初めとして、電気技師や

会計士や製造業関係のコンサルをやったわけでございますが、ビジネスカウンセラーチームが編成されて四から六週間ごとに合計二十回のミーティングが持たれて改善の指導をしていったということなんです。四から六週間ごとに合計二十回のミーティング。

コンサルティングというのは、私も専門ではございませんけれども、やはりこういったものだと、大臣、思うのでございますが、いかがでしょうか、そういったことができませんでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) アメリカの中小企業庁がスポンサーとなって運営されているSCOREというものは、私の聞いたところでは、一万二千人の退職した経験者が集まってボランティアでやるということのようでございます。直接幾ら払うということではなくてボランティアでやる。

先ほど長官の方からお答えいたしましたけれども、十八億の内訳で申し上げますと、年間九万件というところでありますけれども、SCOREのような形を実は考えているのではないかと思います。

一つとして退職経験者等の方々による中小企業の無料相談ということを考えております。これは、あらかじめ都道府県センターで公募いたしまして登録していただいて、そういう方々がまさにアメリカのSCOREをやっておりますような仕事をやっていく、これもあわせて今考えているところなんです。

○木俣佳丈君 今三段階で、先ほど同僚議員の質問でもありましたようなナショナルセンター、そしてまた都道府県のセンター、そしてまた三百の支援センターというところで三段階だということに伺いましたけれども、例えば、私、出身は愛知県で、名古屋の西の終わりにあります、名古屋の県民のいわゆる支援センターというのがある、ここのからえつちらおつちら行くとかは、一時間以上かかりまして、大変使い勝手が悪いのではないかと、いふふうに思っています。特に県に置くセン

ターというのは、大臣がいつもおっしゃっているように一万の有力な企業を残したいと、私の地元にも大変有力な企業が多数ございまして、これからの企業もたくさんあるという観点から、使い勝手が悪くなるのではないかと、いふことを、ちょっとどのようにしたらそれがうまくいくのか、いふのを伺って、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、木俣委員の御指摘のように、いわゆる都道府県センターというのは一元化のために一カ所ということを一応原則といたします。ですから、今おっしゃったような豊橋の方ではないということには不便なようでございますけれども、そのために地域センターというのを全国三百カ所設ける、それからナショナルセンターというので三層に分けて、それを完全なインターネット、コンピュータ等で結びつけて有機的に活動できるようなことにしようというところであります。

今、御指摘の場合には、豊橋市には商工会議所で地域支援センターをつくらうというのを今計画中で、この法律ができますと早速そのような形でスタートしていけるものと思っております。その連絡、ネットワークをきちっとすれば、たまたまの御懸念に関しては解消できるのではないかと、いふふうに思います。

○木俣佳丈君 終わります。

○委員長(成瀬守重君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(成瀬守重君) ただいまから経済・産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、中小企業指導法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

皆さん御存じのように、三十一日十三時十分でございますけれども、有珠山が噴火いたしました。私もちょうどそのころ新千歳空港に着きまして、三日間にわたって朝早くから夜遅くまでやってまいったわけでありまして、幸いなことに被害の状況については、人的被害、つまりけがもなければ死亡者も出なかったということで、非常にそういった意味では安心している部分もあります。

ただ、伊達市あるいは虻田町、壮瞥町、商業者が二千二百二十事業者のうち旅館業、小売業等の九百七事業者が事業を休止している状態である。あるいは、虻田町においては五百八十八の事業所があるわけですが、これも、全商工業者が避難している状態なわけでありまして、温泉町につきましましては、観光ということでございまして、非常に大きなウエイトをこの近辺では占めておりまして、そういった温泉街の機能も全く停止している状態でありまして、年間泊まり客で八十万人を超す、あるいは入り込み客を考えると、聞いてみると、万人をはるかに超えるというふうに聞いています。

ところであります、北海道の観光にとつてはこの観光の占める純生産等あるいは経済効果を考えていきますと農業に匹敵するぐらいの規模がある、そういった調査、計測も行われているわけでありまして。

この火山災害に関連いたしまして、中小企業関係の対策として、災害復旧、この面に関する資金対策の実施についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 有珠山の噴火で本場に御苦勞をなさっている皆様から御見舞い申し上げたいというふうに思います。

今、加藤委員御指摘のように、大変苦勞をしておられる方々に対して、特に今後の生活や経営等を考えた場合に、政府系金融機関、さまざまな角度から、民間金融機関も同様でありますけれども、貸し付けの積極的な努力をしなければならぬというふうに思います。三月三十日付で政府系金融機関において災害復旧貸付を適用する

とともに、これらの機関の北海道内の各支店に特別相談窓口などを設けさせていただいておられます。

災害復旧貸付については、被害を受けた中小企業者は、通常の貸し付けとは別枠で、中小企業金融公庫の場合には一億五千万円、国民生活金融公庫の場合は三千万円を限度としてお貸しすることが可能であります。また、四月三日付で各府県金融機関に対して、窓口における親切な親身な対応をするようにと私からも指示をいたしました。そして、貸し出しの手續の迅速化とか返済猶予等の、既に借りている債務に関する条件変更等々についても、弾力的にその地域に合うような形の対策をとるように指示を行ったところであります。

なお、そのような対策のもとで政府系金融機関に今相談に参っております件数はまだ十八件でございますが、商工会、商工会議所に寄せられている相談というのは五十組でございます。

いずれにしても、これからの重大な我々の任務ということになるのではないかと考えます。

○加藤修一君 北海道の経済は極めて大変な状態で、失業率も四・九％、これは全国平均でございますけれども、恐らくそれ以上の失業率になっているのではなからうかと思ひますし、拓銀がああいう形になって以降冷え冷えとした経済の状況である。これは、我が国全体より明らかに落ち込んでいるという状態の中、こういった自然災害が起ったというところで極めて大変な状態だと、今後長期化していくことを考えていきますと、思うところでございます。

今、大臣がおっしゃった限度額の関係でございますけれども、これはほぼ十年前に改定されているわけでありまして、この辺について、例えば限度額を引き上げるとか、あるいは据置期間の関係とか、こういった面についてどのような御見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、各方面から委員御指摘のような御意見が出されております。現状で

は旧来の形で行う予定でございますが、これから全体的な状況を判断しながら検討していかなければならない課題もあるのではないかと思っております。

○加藤修一君 それでは次に、政府系の三公庫に関して例えば激甚災害法の適用によつてさまざまなことが過去やられてきておりますけれども、この激甚災害法の適用措置に準じて特別措置を過去にやつたようなケースもあるわけなんですけれども、それは閣議決定ということでございますけれども、そのときの状況を簡単に、例えば特別被害者という言葉もございまして、この辺について概要だけで結構でございますから。

○政府参考人(岩田満泰君) 例えば雲仙・普賢岳の噴火におきましては、激甚災害法の適用措置に準じて貸付利率の引き下げなどの特別措置を実施いたしました。そのほか、金利の引き下げ、貸付期間の延長といったような措置もとられていたところでございます。

○加藤修一君 これから長期的な状況に当然やるわけでありまして、こういった面についても重々検討をしていただきたいと思います。

それから次に、中小企業体質強化資金、これについても融資枠の拡大等を含めてぜひ検討すべきところではないかと思ひますけれども、この辺についてどうでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 北海道におきましては、有珠山の噴火によりまして被害を受けている中小企業の経営支援ということで、三月三十日に金利等貸し出し条件が優遇された融資制度を単独事業として開始をされております。

御指摘の中小企業体質強化資金助成制度でございますが、都道府県において行われます融資制度として、このような体質強化によるか、あるいは都道府県単独の財源による融資制度によるかという選択があるわけでございますが、北海道の場合にはかねてから、体質強化資金制度はどちらかというと前向きな制度でございまして、災害対策については単独の金融制度が充実して整備をされてきて

ているという経緯があるようでございます。道単独でございますれば、タイミング的にも速やかに発動ができる等々のことから、北海道においては今回はまず道単独事業の支援措置ということでスタートをされたものと考えておるところでございます。

○加藤修一君 将来的にはこの辺についても検討するといふ余地がございまして、当然場合によるんですけれども。

○政府参考人(岩田満泰君) 十二年度の体質強化資金制度についての事業計画の中に、これまでのところ北海道の中に災害関係の融資事業が含まれておりませんけれども、もしそのような申し出があれば、その上でその内容も承った上で協議をさせていただきますと考えています。

○加藤修一君 災害に關しての融資枠の拡大の關係ですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。融資枠の拡大という話です。

○政府参考人(岩田満泰君) 私ども、今大臣から御答弁申し上げましたように、災害復旧貸付の政府関係機関につきましてもは発動をいたしておるわけでございます。道の単独事業が既に発動されております。したがって、今通常考えられる制度といたしましては、体質強化資金制度のもとで、道として融資制度を新たににつくりになるかどうかという点が当面の課題としてはあるかと存じております。

○加藤修一君 それじゃ、中小企業信用保険法第十二条によりまして信用保険の特例の適用というケースが今までもあったわけでありまして、けれども、この辺について概要と、これに対して今回の有珠山のケースについてどういふ見解をお持ちですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 御指摘の中小企業信用保険法上の特例についてでございますが、適用要件がございまして、その適用につきましては、相当数の中小企業者が数カ月以内に売上高が例えば二〇％減少するといふような要件がござい

ます。そのようなことでございまして、適用要件である被害の実情等について今後把握を重ねまして、その上で検討をさせていただきたいと存じます。

○加藤修一君 数カ月にわたつて売り上げが減少という場合は、それはどういふ評価基準でやるわけですか。対前年比という感じですか。どういふふうにご理解したいらいいですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 前年同月に比して例えば二〇％以上減少するといふような基準がござい

ます。○加藤修一君 保険のてん補率の引き上げとかあるいは保険料の引き下げ、こういったことも災害の場合には間々やられていようでありますけれども、こういった点についても今回のケースにおきましてはどのぐらいの、要するに見解ですね、その辺についてどういふふうにお考えか。

今後この種の災害が、ふえてはいけないわけですが、ふえてくる可能性は否定はできないわけでありまして、そういった点も考慮してこの辺について考えるべきではないかと思ひますけれども、どうでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) ただいま申し上げました災害によりまして中小企業信用保険法の特例でございまして、御指摘のとおりでございますが、保険限度額の別枠化、普通保険二億円、無担保保険五千万、特別小口保険一千万といふような別枠化が行われます。保険によりまして補率も、通常なら七〇％であるところを八〇％に引き上げられます。保険料率につきましても、通常〇・五七％が〇・四一、普通保険でございまして、無担保保険につきましても〇・四三が〇・二九、特別小口保険は〇・三一が〇・一九といふことに相なります。

先ほど御説明を申し上げましたとおり、この適用要件に該当するかどうかといふことで、いまだ少し事態の把握をさせていただきたいと存じます。○加藤修一君 これ現在、保険のてん補率はどのぐらいで、保険料率は大体どのぐらいのことに

なっています。てん補率八〇%でよかったですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 普通保険につきましても、てん補率は七〇%でございますが、この特例のもとで八〇%に引き上げられるということでございます。

○加藤修一君 それでは、中小企業総合事業団のいわゆる高度化融資というのがありますけれども、これが対象地域、北海道全体が対象になるというふうには聞いておりますけれども、この償還の猶予、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 中小企業総合事業団の高度化事業でございますが、現在、北海道との間では、この地域におきまして、有珠山周辺地域においては、伊達市にございます商店街振興組合が平成三年度から五年度までに実施いたしました小売商業等商店街近代化事業一件がございます。

本高度化融資の御指摘の償還猶予等につきましては、貸付先、つまりこの商店街振興組合の申請を前提といたしますが、この災害の実態を見きわめながら、弾力的な取り扱いを行うことについて検討したいと存じます。

○加藤修一君 災害の状況を見ながらといった場合、それはどういうふうにお考えになるわけですか。つまり評価基準、どういうふうな判断する場合の基準なんですけれども、その辺については何か一定の枠組みみたいなものがあるわけですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 基本的には貸付金の償還が困難であるかどうかという認定ということになるわけですが、ただ、激甚災害の指定が行われる場合につきましては、そうした理由があるものと推定するという運用が行われておりますので、その場合には償還期限の延長というような措置がとり得ることになるものと考えております。

○加藤修一君 次に、被災小規模企業の共済加入者に対する特別還元融資等の実施ということについてなんですけれども、これはちよっと単純に説明をお願いできますか、概要を。

○政府参考人(岩田満泰君) 小規模企業共済制度でございますが、これは中小企業者の皆様が積み立てを行われまして、まあ掛金という形になりますが、そうした掛金に応じて貸し付けを行うという制度でございます。

ただいまお触れになりました、こうした災害関係のときにおきます俗に還元融資と言われるものでございますけれども、小規模企業共済制度の中に傷病災害時貸付という制度がございます。災害対策基本法またはそれに準ずる災害でございます。激甚なものとして認定をされるというケースにおきましては、共済契約者の事業の安定に支障を生じた場合に、その事業の経営の安定に必要な資金を貸し出すということになっております。

今回の災害につきましまして、その実態を引き続き今後よく見きわめまして、貸し付けの対象として指定すべきものに該当するかどうかということを検討させていただきたいと存じます。

○加藤修一君 この貸付限度額あるいは利率、それから貸付期間、こういったものについては、一般とそれから特例になった場合、どういうふうにお考えられますか。

○政府参考人(岩田満泰君) この制度は、掛金の七割から九割の範囲内あるいは五百万円以内のいずれか低い額というふうな形で貸付限度額は決められております。貸付期間でございますが、五百万円以下の場合には三十六カ月、五百五十万円以上の場合には六十カ月ということになっております。貸付利率につきましましては、通常三・〇%でございますが、傷病災害時貸付につきましましては、平成十二年四月一日現在の利率で一・六%ということになっております。

○加藤修一君 それじゃ、この関連で最後の質問になるかもしれませんが、被災設備に係る設備近代化資金について、いわゆるこれはもう過去の例でございますけれども、償還額の全部または一部の免除と、こういったケースもございまして、今、今回の場合はどういうふうなこの辺について

お考えですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 中小企業近代化資金等助成法、先般の臨時国会で改正をさせていただいたわけでございますが、第八条におきまして、都道府県は、災害その他借主の責めに帰することができない理由により、中小企業設備近代化資金の貸し付けを受けて設置した設備が滅失した場合に、通商産業大臣の承認を受けて、当該貸付金の全部または一部の償還を免除することができ旨の規定をされておるところでございます。

今般の有珠山噴火災害により被災した設備について、設備近代化資金制度を利用した中小企業者についても、被災の実態を把握の上、この規定の適用についても判断をまいりたいと考えています。

○加藤修一君 きょうの報道によるわけですが、爆発的な噴火が起こる、火砕流、ガスが主体の火砕サージが発生する、皆々御存じのことだと思いますので詳しくは述べませんけれども、いずれにしても相当の長期にわたって、あるいは相当の被害も想定し得る可能性が残されている。

そういうことを考えていきますと、今触れてきましたさまざまな対策について、そういった場合にはスピーディーにとり行っていたいただきたいと思っておりますけれども、この辺について通産大臣の御決意をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(深谷隆司君) 先ほどもお答えいたしましたけれども、災害救助法の発動を受けてまじりました。直ちに災害復旧貸付制度を適用するということにいたしました。またあわせて政府系金融機関や周辺十カ所の商工会、商工会議所では特別相談窓口を設置してまいります。道庁とも協力しまして、現地の行政機関、中小企業支援機関から成る共同相談窓口で個別相談にもきめ細かに対応することとしております。

きのうは政府系金融機関に對しまして、親身な対応だとか迅速な手続及び既に借りてある債務の返還状況の緩和といったようなものに対して、弾力的な対応をするようにと指示したところであります。

ます。今後とも、地元の被害の状況を踏まえながら、元本据置期間中の金利の支払いの弾力的取り扱いなどを含む追加的な支援策について引き続き検討してまいりたいと考えています。

○加藤修一君 大臣、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、中小企業支援センターの件に参りたいと思ひます。

昨年の補正予算で地域中小企業支援センター、これを百カ所設置する予定であった。現在、全国でどれだけ設置されているか。あるいは、北海道についてはどういふ設置の箇所数になっているか。ちよっとお願ひいたします。

○政務次官(細田博之君) 北海道に關しましては、札幌を初めといたしまして各地の商工會議所等の十六カ所に地域中小企業支援センターを設置する計画であると承知してあります。これは今のところは、例えば札幌、函館、釧路、小樽、後志、空知、旭川、留萌、宗谷、北見などを中心とするオホーツク、胆振、日高、十勝、釧路、根室、飯沼でございますが北海道ローカル、北央というふうな十六カ所を計画しております。

平成十一年度のモデル事業は、各都道府県で一から三カ所ということで全国九十一カ所を実施したわけでございますが、北海道につきましては、年末の三カ月の間ということ、北海道が非常に広ございますので、支庁を中心に分けるというしましても分け方の問題があるということと、とりあえず第一号といたしましては釧路商工會議所が釧路地域を実施するというところでございまして、今年度でできるだけ速やかに先ほど申しました十六カ所においてセンターを設置する計画と承知しております。

○加藤修一君 そうしますと、残りほぼ二百カ所を今年度中にやっていくという話でありますけれども、昨年、補正の段階ではこの九十一カ所の財政的な面というか、どういふ予算措置を行っていたのか。それから、残された約二百カ所についてはどういふ予算措置になりますか。一カ所当たりの

話ですが。

○政府参考人(岩田満泰君) 補正予算は七億円でございまして、地域センターの十二年度の関係の固有と申しましようか、のものとして十八億円が計上されております。

○加藤修一君 昨年の補正の九十一カ所については全額国が出したというふう聞いていますけれども、これは事実ですか。

○政府参考人(岩田満泰君) モデル事業として実施をいたしましたので、全額国で負担をいたしております。

○加藤修一君 残り二百カ所についてはどういうふうになりますか。

○政府参考人(岩田満泰君) 十二年度以降につきましては普通の中小企業対策の予算の構えに戻りまして、国と県が二分の一ずつを負担して実施するというふうに相なります。

○加藤修一君 先ほど北海道経済の状況についてお話し申し上げましたけれども、残り二百カ所ほどについては半額補助ということですから、これは、どこも地方財政は厳しいわけでありまして、例えは四国は四県あつて、例えは北海道府県等支援センターですか、それが四つほど設けられるという話になりますね、県別で設置するわけですから。北海道の場合、例えは北海道府県等支援センターについてはこれは何個ぐらい考えていらっしゃると思いますか。

○政府参考人(岩田満泰君) 今回の改正法案では、北海道府県等支援センター、いわゆる指定法人は都道府県と政令指定都市ということになりますので、この都道府県等支援センターという意味合いにおきましては、可能性として北海道と札幌市というふうに考えられると思います。

○加藤修一君 設置する場合に、先ほどちよつと触れましたが、財政的に極めて厳しいという折なんですけれども、そういう面で、特例とかあるいはちよつと別の考え方でその辺をサポートするか、そういった考え方はあるんでしうか。

○政府参考人(岩田満泰君) これは中小企業対策

予算の編成の基本のことでございますが、せっかくの御指摘でございますが、なかなか困難な面があると存じます。

○加藤修一君 それでは、中小企業総合指導所の件でございます。

これは廃止の通達をしているわけなんですけれども、中小企業総合指導所構想の概要なんかいろいろと出されているわけですから、なぜこれは廃止というのか、要するに、我々はこちらかという総括について余り伺っていないように思うんです。この辺について、なぜ廃止することに至ったか、その辺の経緯と理由、明確にお示し願いたいんです。

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業総合指導所という構想は昭和四十一年に出されたものでございまして、国が通達を出して都道府県等に提示をしたものでございまして。

そのねらいは、まず第一は、診断指導事業の量的質的拡大を図ること。二番目は、専任指導担当者確保すること。三番目は、商工担当部内の指導事業関連業務の総合的な運営を図ることなどございまして。こうして総合指導所というのは、全国で最大時で二十九カ所まで設置されたことがございまして。この結果としては、中小企業の経営近代化に貢献したものだと思ひます。

ただ問題点は、この体制というのは都道府県の職員みずからが診断を実施するというものになつておりました。そのために、相談担当者が役所でございまして、人事異動等が非常に多くて継続的な指導担当ができないという欠点もございまして。あわせて、情報のさまざまな蓄積という点においても欠けるところがございまして、これから考へてまいりますと、柔軟な対応というのはいかがかなという思いを非常に強くしております。

そこで、今般は都道府県等中小企業支援センターを通じて、役人が、つまり役所の職員がやるということよりも、民間の専門家を最大限活用したいこうではないか、そして経験とかノウハウに

基づく中小企業の支援を行うことが今日最も大事であると判断をしたのでございまして。

○加藤修一君 行政監察局の方でこれは監察をしているわけでありまけれども、当時の報告書によりますと、診断指導事業の実施件数はだんだん減少傾向になってきていると。実際、その中身が体制が整っていないとか、あるいは経験不足、まさに大臣がおっしゃった中身が書かれているわけでありまけれども、指導所の構想の中には、先ほど大臣がおっしゃったように、今でも通用するような項目が書かれているわけですか。

それで、大臣の答弁の中にありました、人事政策が実情に合わない、そういった観点も当然ありましようけれども、平成二年の行政監察の指摘を受けて、最終的に通達を廃止されたのは平成八年だと。つまり、六年間の時間を要しているということなんですけれども、この辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 行政監察の指摘を受けて、その中で各都道府県との間で指摘に対して改善策というふうなことがいろいろ検討された模様でございまして、いろいろと議論の中で、こういう総合指導所構想という、まさに大臣が御答弁申し上げました、公務員という資格においてこういう形の指導体制をつくるということは一たんあきらめざるを得ないのではないかとというような結論に達したというふうに承知をいたしております。

○加藤修一君 公務員だけの理由ですか、それは。公務員をやつたので失敗したという言い方になりますけれども、それでよろしいんですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 公務員という言い方は撤回をさせていただきますが、要は、県庁の職員の人事異動というものがどうしても大変短い期間で行われるという慣例がございまして、そのためにいろいろな蓄積の面で不十分な点が存在をしたというところと理解をいたしております。

○加藤修一君 先ほど大臣の答弁の中にもござい

うんです。

ただ、今回の都道府県支援センターと決定的に違うところというのは何点ぐらい、三点ぐらい挙げておししたら優先順位で何が違うからこのワンストップサービスですか、そういうふうになることができるかという。

○国務大臣(深谷隆司君) ただいまの旧来やつておりました指導所に関しては、誤解なきようをお願いしたいんですけれども、失敗してやめたというよりも時代にむしる合わなくなってきた。今の時代に合うためにはどういう形がいいか。それはやっぱり民間人の経験を積んだ人たちが指導的なというよりも一緒に考えていく、協力するということが大事であるというふうに考えたわけでありま。

今度のセンターの問題でどこが違うかという点、まず第一点は、官が民を指導するという体制でなくなる。つまり、民間の経営的なセンスのある、実際に経験のある人たちが直接相談相手になっていく。ここはかなり大きな違いだろと思ひます。もちろんそのためには、人材を確保する、どうやって人材をまとめていくかということが非常に大事だろと思ひます。

それから二つ目は、ナショナルセンター、都道府県センター、支援センターと三層に分けてのセンターがありまけれども、これをインターネット、コンピュータ等で結び合わせてそしてネットワークをつくる。そのネットワークを構築して有機的に、効果的にさまざまな対応をしていくという点もかなり多く違うのではないだろうかというふうに考えます。

それから、先ほどの人材でありますけれども、具体的に申し上げますと、都道府県等中小企業支援センターに設置する場合のプロジェクトマネジャー、これは民間から公募することによってございまして、そういう意味では民間の人たちを活用するのみならず民間の団体等のネットワークもあわせて考えていく、そういうような、つまり人、情報のネットワーク化等々かなり違いがある

と思います。

○加藤修一君 今、大臣がおっしゃったことがあ
る意味で成功のポイントになる、極めて重要なと
ころであるというふうに認識していらっしゃると思
います。

それで、過去の中小企業総合指導所の総括とい
いますか、失敗したのではなくて時代に合わなくな
ったという話なのでありますけれども、この辺に
ついてそれぞれ、それぞれというのは、要するに
節目節目に評価をするシステムがあつてしかる
べきでなかったかと思うわけなんです。

これは、今回つくられるワンストップサービス
ということが売り込みになっておりますけれども、
も、こういった面についても、そういう評価シス
テムをどうするかということもやはり私は検討し
ていかなくちゃいけないのではないかと思います。
これについて見解を示していただきたいと思います。

それと、大臣が先ほどおっしゃったコンピュー
ターあるいはインターネット、そういったものを
三層構造の中でうまく適切に使っていくという話
なんですけれども、適切、円滑に使っていく場合
にはやはりコンピューターに相当ソフトを含めて
手なれた方ではないとなかなか難しいところがあ
るんじゃないか。それも経験豊富という人たちを集
めて云々という話になりましたから、相当年配の
方が、あるいは四十代、五十代、そういった方々
がやるという話にもなつてござるを得ない部分が
あるかもしれない。

ですから、基本的にはコンピューターにかなり
精通した方、そういう人を雇う必要があるという
ことだし、それから先ほど申し上げた評価システ
ムをどうつくり上げていくかということも非常に
私は大事ではないかと思ひますけれども、この辺
についてどうでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) まず、評価システム
でございますが、このセンターで御相談を受けた
あるいは専門家を派遣するというようないわゆる
支援事業を行いましたことにつきましては、その

結果につきまして必ずそれについてのレポートを
支援を受けた中小企業者の側からいただくという
ような仕組みを予定いたしております。それに
よりまして、その支援事業が有効である、あるい
は中小企業者から役立ったと思つていただけてい
るかどうかということの評価をしていきたいとい
うふうに考えております。

○政務次官(細田博之君) コンピューターについ
ては、こういうふうな考えたいと思つてい
ます。インターネットを通じて御要望をいただきま
す、その御要望をいただいて分析して、この要
点が何であつて、これにどうやたら適切な支援
が行われるか判断するまではむしろ若い人でコン
ピューターの扱い、インターネットの扱いがちゃ
んとした人がまず受け取る。

それに対して、各センターにおいて専門家を依
頼しております。例えば公認会計士とか弁理士と
か税理士とかファイナンシャルプランナー、弁
士あるいは不動産鑑定士、宅地建物取引主任者、
建築士、電気工事管理者、杜務士あるいはベン
チャーの経験者、技術士とか公害防止管理者、そ
ういった方々にそれぞれ委任をしておりますの
で、これは地区によつて違いますけれども、そう
いった適切な方にお伺いをし、お会いしていただ
く方には直接お会いしていただくし、単なるイン
ターネットあるいはコンピューターを通じての照
会であれば、それに対してお答えするあるいは紹
介するということを重ねていくことによつて幅広
い活動ができるようになるというふうに理解して
おります。

○加藤修一君 具体的に余りわからないですけれ
ども、例えば調査室が用意した参考資料の百五
ページに書いていますけれども、「今後の中小企
業経営資源確保支援政策の基本的方向について」
という、それなんですけれども、その中に、「都
道府県等中小企業支援センター」と各支援機関と
の密接な連携を図ることとし、中小企業者にとつ
て、「ここに来れば、どんな支援でもアクセスで
きる」というような拠点(ワンストップサービス)として

整備していくことが適當である。」というふうに
書いてあります。要するに「どんな支援でもアク
セスできる」、こういうふうな書いてありますけ
れども、そういう理解でよろしいんですね。

○政府参考人(岩田満泰君) 考え方としてはまし
てワンストップサービスを指すわけではございま
すので、多様な中小企業者の御相談事に対して対
応ができるということでございます。

そのために、もろもろのデータベースを構築
し、かつローカルと県とナショナルというよう
な三段階のレベルで情報のネットワークを組むこ
とによつて、特定の県のセンターにおいては対応が
できない情報提供についても、ナショナルセン
ターの情報を活用することによつて相互に補完し
合うというふうな仕組みもつくつていきたいと思
っているわけでございます。

○加藤修一君 あえて除外していることではない
と思ひますけれども、図表の中には連携という言
葉と同時に、ないのは、ある意味で女性経営者に
対する対応をえて書いた方がよかった、その方
が点数が上がったんじゃないかなと私は思ひます
けれども、その辺についても当然考えている話で
ありますね。

○政務次官(細田博之君) 当然でございます。
それから、ワンストップの意味でございます
が、ここへ来てはかへたらしいにしたりは絶対
にしないという意味でございますので、何つて、
その要件がある人の専門性が必要なときには、そ
の人を直ちに紹介してまた後日会つていただく
ということも当然含まれていくわけでございます。

○加藤修一君 それで、同じ資料の四十一ページ
に「特定支援事業に関する体制の整備」というこ
とで「改正案第七條関連」ということで書いてご
ざいます。中小企業支援センターと連携するこ
との意味で「政府系金融機関、商工会・商工会議
所、中央会、その他」と書いてございますけれど
も、この「連携」という意味、これは官庁で考え
ている連携じゃなくて本場の連携ですね。つま
り、我々よく予算書を見て連携といった場合、ほ

とんど縦割りで考えられているケースが多くて閉
口してしまう場合があるんです。聞き飽きてしま
う、実態は必ずしも連携になっていないケースが
多くて。

ただ、この「連携」というのはもつと有機的な
ことも含めて考えていらっしゃるわけですね。あ
えて確認しますけれども、この辺がもう少しイ
メージがわからないところがあるんです。

○政府参考人(岩田満泰君) お示しの四十一ペー
ジの資料で申し上げます、商工会、商工会議
所というののも従来から中小企業のある種の支援機
関として存在するわけでございます。

例えば商工会、商工会議所との関係で申し上げ
れば、このセンター事業を真ん中に置いて御説明
をすればということでございますが、もちろん組
織論ではなくて、組織として上下という関係にあ
るわけではございませんけれども、センターの事
業として申せば、商工会、商工会議所が行われる
経営改善普及事業というのは、一つのセンター事
業全体のサブシステムになるというふうに考えま
すので、その意味で経営改善普及事業としてやる
ことが最も適切な場合には、商工会、商工会議所
の経営改善の普及事業として御紹介をし、その枠
組みも使いながら支援をしていく、このようにな
ると思ひます。

そのほかのケースについても同様なことになる
と存じます。
○加藤修一君 それでは、ナショナルセンターと
か都道府県の支援センター、あるいは地域のセン
ターにおいても、これ先ほど御説明がありました
ように、人材確保、いかなる専門家を準備でき
るか用意できるか、そういったことが極めて大事だ
と思ひます。

いわゆる人材確保の関係でありますけれども、
これまでこの面について政府がつてきた考え方
といひますのはどういうことになりますか。
○政務次官(細田博之君) 先ほど大分具体的に申
し上げましたけれども、多様な専門家を用意しま
して、その方々に速やかに対応していただく、そ

のための相談費用あるいは出張費用等も用意させていただくという形でございます。

それから、地域によって企業によってまた多様な需要もございまして、その都度またそういった専門家も探していかなければならないということも、補充していかなければならないと思います。実際には、例えば経営の診断といったも、中小企業診断士などのコンサルタントの場合もございまして、資金調達面の場合もございまして、商品のマーケティングとかISO9000の取得とか、海外市場開拓をしたいとか、さまざまな需要に応じていかなければならないと考えております。

○加藤修一君 午前中、ほかの委員の方が触れておりましたけれども、SCOREという組織がアメリカにあるということですが、これを簡単にちよつと概要を説明していただきたいんですけれども、これについての見解も含めてお願いいたします。

○国務大臣(深谷隆司君) アメリカにおいて中小企業庁がスポンサーとなって退職経営者サービス団、これをSCOREと呼んでいるんですが、一万二千人のボランティアが全米約三百九十の拠点で創業者とか中小企業者の相談に応じているというふう聞いております。

ボランティアの八割の方が第一線から退いた退職経営者、二割が現役で仕事を続けている方というところでございまして、個別の相談内容に応じて、可能な限り相談者の事業内容や関心に見合ったボランティアを選ぶようにしているようでございます。

また、この機関では電子メールによる相談も受け付けていて、それらを利用した、つまりサービスを受けた総数は約三万に上るというふうに聞いております。

○加藤修一君 セミナー等を含めて年五千回以上開催している、あるいは三十万件以上の個別カウンセリングを請け負っているということなんですけれども、大臣の答弁の中にもございましたけれども、創業・経営支援については非常に効果的なあり方の一つじゃないかと考えているわけなんですけれども、日本においても退職者はどんどん増加の傾向でございまして、それからそういった意味では非常に人材の宝庫と言えるわけでありまして、熟練の技術あるいは経営ノウハウ、そういったものを生かしていくことは非常に重要だと考えますけれども、この退職者の人材活用についてどのように政府の方はお考えでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) ちよつと別な話になりますが、去年の六月に緊急雇用対策というのを政府で決めまして、そのときに通産省の役割の一つに、一体会社はどういう人材を求めているかというケースを全部三十三万社で調査したのでありますが、最近その答えが出てまいりまして、意外に若年層を一番欲しいがっているのかと思うと、それはそうなんですけれども、あわせて、今委員御指摘のような、中年でも結構だが経験をした人が欲しいとか、あるいは建設会社なんかでいうと営業をやったむしろベテランが欲しいとかいうようなことで、随分今まであらわれていたニーズと種類が違うような感じがして、私はこれらを労働省の方にそのまま、一万ページに及びますが持参しまして、労働大臣に指摘をしたわけでございます。

ですから、そういうような実際のニーズということも考えましても、やっぱりこれは企業でありますけれども、一般的な中小企業の間でも同じような経験、ベテランというのを求めているのではないかとこのように思われます。

そこで、今度の指定法人では、今までの都道府県が行ってきた指導事業を大幅に移しますけれども、その仕事を行うに当たっては、このアメリカのたまたまのような形も十分に学習しながら、公募をして登録をして、そしてそこからボランティア活動をやっていたかどうかをさまざまな工夫をしてみたいと思っております。

○加藤修一君 アメリカのSCOREの例なんですけれども、ある方が企業を起したいというこ

とで、技術上経営上の問題解決には高額の専門のコンサルタントを雇う必要があった。しかしながら、経済的余裕がなかった。そのときにSCOREの存在を知り、九七年初めに最寄りのSCOREオフィスを訪ねて経営相談を受けた。最初の面談で、SCOREは職七年のベテランエンジニアを初め、企業の中身によりますけれども、熟練の専門家、電気技師、会計士の四人から成るビジネスカウンセラーチームが編成された。四週間から六週間ごとに合計二十回のミーティング、そういったものが持たれて、非常に懇切丁寧に経営指導を受けたということで、成功の事例の一つなんですけれども、こういったことがやはり日本で行われていくことが非常に望ましいわけであり

ます。そういう観点から、日本でも、例えばアタックメイト奈良、そういったところでもそれに近いことが行われているようでありまして、要するに企業OBが幅広い分野の専門技術者約三十人がそろって一昨年の一月に発足して約二百三十件の相談件数の実績があるようでありまして、日本でもこういった動きが徐々に出てきている。

大臣がおっしゃったように公募して登録させるということも一つの方法でしようし、それからこういう動きに対してある程度の調査とか、どういったところにある程度の組織があるかどうか、こういう実態調査を私はすべきではないかと思ひますけれども、この辺についてどうでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 最近確かに、御指摘のようなケースを含めまして退職者がグループになつてビジネスを起す、その中には御指摘のようないわゆるソリューションビジネスと言われている支援事業というふうなものを新事業としてお始めになつていてというふうなケースがあるというふうに承知をいたしております。

今、調査をすべきではないかということでございますが、まさに実はこのセンターで人材のデータベースをこれからつくり、また充実をさせてい

かなければならないわけですが、そういうものの一環として各都道府県のレベルにおいて、データベース作成の上でいわばその県内に存在するものもろの、有用と言つては失礼でございますが、中小企業にとつて役に立てる能力をお持ちの方々にお声をかけ、それこそ県内の経営資源を総動員するという、その上でデータベースを作成するという、言葉が適当かどうかわかりませんが、一種の運動のような形のものが必要ではないかと存じます。

ナショナルセンターにおきましても、全国的なレベルの能力をお持ちの方のようなデータベースを、県だけでは採り得ないような人材というものをまさに調査、発掘というのがこのセンター事業を行っていく上で極めて重要な仕事でござい

ます。分野によりましては、探すこと自身がなかなか大変であるという分野が存在をいたしておると承知をいたしておりますが、いずれにせよ、この努力を最大限することがこのセンター事業が成功する重要なかぎになるだろうというふうに承知をいたしております。

○加藤修一君 運動のようなものやっていくということも考えに入れていられるとお答えであつたやうでありますけれども、別の動きとして、やっぱりNPOの動きということもお考えに入れているのではないかなと思ひます。

SCOREの方はNPOでありますから、日本の六十五歳以上の介護の必要のない高齢者は今一千九百万人いる。さらにこれが十年後は五百万人ぐらゐるという話になつてきますから、こういったエルダーの方々の持っている能力を最大限に發揮していく、そういった受け皿をつくっていくことが極めて必要だと思ひますけれども、その一環としてNPO、こういった点についても考えていく必要があると思ひますけれども、この辺についての見解、御認識はどうでしょうか。

○政務次官(細田博之君) おっしゃいますような、NPOを活用してのこういった支援というも

のは大変大事だと思えます。

したがって、これからどういうふうな、またそういうNPOとそれからそういう情報を欲しいという方々との連携をしていくか。当然、送り先がわかってメールを送って紹介する、それに対するまた返事をいただく、そしてまたアドバイスはいただくというやりとりがなければこれは発展しないと思えますし、企業の秘密の問題もありまして、考え方の方の整理も必要になってくる場面もあるかと思えます。

いずれにしても、我が国にはあらゆる面での膨大な、工業関係でも商業関係でも、その他サービス、コンピューター、いろんな意味で経験者が多いわけですので、必ずしもそういう今御提案のありましたような構想は花開くものかと思っておりますので、これからまたさらに検討してまいりたいと思えます。

○加藤修一君 十分な検討をお願いしたいと思えますけれども、ただNPOは行政が余り深入りしてはまずいわけですので非常に難しいところがあるんですけれども、中小企業庁の方でそういう面についての、組織化というか何らかの後押しができるような体制をつくり上げていただきたいと思えます。

それでは、最後の質問に移りたいと思えますけれども、資料集の四十二ページに「都道府県等支援センターが行う中小企業支援事業の具体例」ということが書いてございまして、中小企業診断士の関係なんです。

当然、こういうセンターの方に来るとさまざまな相談に乗っていくことになるわけでありまして、私が調べた範囲では、中小企業診断士の研修内容なんかには余り環境にかかわるようなものがない。環境のソフト、環境の技術にかかわるようなものがないように思えます。

ただ、支援事業の中には省エネルギー、リサイクルの推進とか、あるいはISO9000の話が出てきたりなんかして、それから、それから、平成十二年度は循環型社会元年ということでは

第一年目に当たる。今後、循環型社会というのをつくり上げていくこと。また、それにかかわるような法律も通産省を初めほかから相当数出てくるようなことになっていくわけですから、そういう法律にかかわる問題、あるいは具体的に事業を環境技術の面で起こすということについても相当深い見識、知識というのが要求されるように私は思うんですけれども、そういう面で中小企業診断士の研修内容、あるいは試験があるならば、その試験の中に見直しを加えていく必要が当然あるように思えますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業診断士というその制度のあり方について再構築を図っていくというふうなことを考えているわけで、その場合には、単に、財務管理とかあるいは生産管理、労務管理といったのが今までの中心ですが、それだけにとどまらずに、中小企業経営方法に関する幅広いニーズにこたえられるような能力認定制度としていきたいというふうな考えです。それから、実践的な能力というのを今回は重視してまいります。そうなりますと、例えばその研修期間の中で、実際に経営企業のテーマを材料としてその企業の経営戦略等についてグループで討議する、いわゆるケースメソッドを導入するといったように、経営戦略にそのまま助言できるようにという勉強を大いにさせていただくようなことをやると、ここいらは大きな見直しだろうというふうに思えます。

ただ、今環境技術の点にお話がございましたけれども、こういう具体的な専門的な知識の問題はなりますと全部診断士が身につけるといことは容易なことではありませんので、高度な専門知識が求められるような場合には、むしろ中小企業診断士はその専門家と中小企業とのいわゆるコーディネーターとしての仲立ちを行う、そういうような形の方がむしろ間違いないのではないかなというふうに思っております。

でございますので、それにできる限りこたえられるような、中小企業診断士がコーディネーターとして活躍できるような内容を整えるような仕組みに持っていかなきゃならぬと考えます。

○加藤修一君 よくわかりました。

いずれにしても、小淵総理がおっしゃっていただきましたミレニアムプロジェクトですが、その中では新規産業として情報の関係、あるいは高齢化社会に対してどう対応するかという件、それから三番目として環境の面ということで、こういった面については相当これから幅広く展開していく話になると思っていますので、センターが十分これに對して対応できるような機能をますますつくり上げていただきたいと思います。このことをお願いして、私の質問を終わります。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

きょうは、京都の伝統地場産業に関連いたしました、中小企業金融について御質問をさせていただきます。

NHKの朝の連続テレビドラマの「あすか」が終わりまして少し寂しくなったような気がするんですが、おかげさまで京都の和菓子屋さんは少しは売れ行きが増しまして、あのお店のようにならなして和菓子を買うという光景があらわに見られるようになりましたので本当にうれしい限りでございます。しかし全体としては、やはり中小企業が大変厳しい現状にあるということは否めないわけでございます。

まず第一に、大臣にお伺いしたいんですけれども、昨年来信用金庫の合併、事業譲渡というものが全国的にも相次いでいるわけですが、この信用金庫あるいは信用組合が中小企業金融に果たしてきた特別の役割について、まず大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 信用金庫及び信用組合というのは法令上、会員または組合員であるという、そういう地域の中小企業者への資金の振り分けというのを義務化されてまいりました。そこ

で、中小企業金融の本来に身近な存在として、いろいろノウハウも含めたい相談相手であり融資についても十分な配慮をしてきた、そういう存在で、大きな中小企業への貢献をなしてきたと考えます。

○西山登紀子君 この信用金庫などは中小企業専門の金融機関だと、こういうふうには呼んでもいい金融機関であると思えます。

この信用金庫、一九九五年から九九九年にかけては、最近心配な状況が起きておりました。ところが、以降破綻信金が相次いでおります。埼玉県の小川信金、岡山県の玉野信金、大阪、東京などでの合併が全国に起きていくわけでございます。そして、ことし一月十四日には京都で、京都みやこ信用金庫、京都府信用金庫が京都中央信用金庫に営業譲渡を行うことを発表いたしました。京都に激震が走りました。これは北海道の拓殖銀行に例えられる激震だと言うような方もおられるぐらいの激震でございます。

全国でも今後このような事態が起こるのではないかと心配されるわけですが、大臣は、こうした全国的な動き、また京都の二つの信用金庫の営業譲渡の問題について、中小企業を所管する大臣のお立場からどのように受けとめていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 近年、信用金庫、信用組合の統合、合併等が活発化しています。一般論で言えば、そういう動きを通じて信金、信組の足腰が強くなる、そしてそのことが中小企業金融をより円滑に進められるという意味では、私は期待を持っています。

今回の京都の二信金の事態については、関係者が極めて早いペースで事業譲渡の合意に達したと。私は、預金者保護及び信用秩序維持の観点からこれは望ましいものと評価しているのではないかと、地域経済社会の安定にもこれから役立ってほしいと、そう考えています。

○西山登紀子君 これまで、このみやこ信金それ

から南信金というのは中小企業のそれこそ専門の金融機関として非常に地域の、京都の中小企業に貢献をしてこられたわけでございます。非常に細かく融資をしてくれる、ほかの大きな銀行とは違つう。

例えばみやこ信金などはずっと、二つの西陣信用金庫、伏見信用金庫が合併してできました信用金庫でございますけれども、この合併、もとの西陣信用金庫というのは織り屋のだんな衆、伏見信用金庫は伏見の酒どころの酒造会社などが出資をしてできた信用組合でございます。

南信金はどうかといえ、宇治茶ですね、宇治茶の製造業者などが中心になつてもととはつた、そういう金融機関でございます。独特の商慣行のつとりまして、西陣だとか室町の間屋さん、多少の赤字があつても長い付き合いの信頼関係から融資をしてくれる、いわば自分たちの金庫のような、そういう日常的なつながりが深い、まさに伝統地場産業と密着して今まで育つてきた信用金庫なんです。

それが、日本全体のもちろん不況の影響もございまして、さらに和装産業の深刻な問題、いろいろ重なりました。もちろんそれだけではないと思ひます。二つの信用金庫が破綻をいたしました経営責任というのがその経営者に厳しく問われることはもちろんのことでございますが、中小企業庁は、一月十四日以降、大分時間がたつております、二カ月半がたつておりますけれども、この京都に激震が走りました二つの信用金庫の破綻、営業譲渡の発表以降どのような事態が起つていのか、またその現状に対してどのような対策をとつてこられたのか、そのことを御報告いただきたいと思ひます。

○政府参考人(岩田満泰君) 事業譲渡の基本合意が行われました後、一月十七日に京都府内の政府系金融機関の支店及び京都信用保証協会に對しまして特別相談窓口の設置を指示いたしました。昨日までに累計四百四十一件の相談が参つてきております。また、融資関係では、相談窓口開設後、

二信金の事業譲渡に伴う政府系の金融機関三機関における融資承諾実績は百五十七件、十七億五千八百万円となっております。

また、それ以外に、中小企業安定化特別保証制度あるいは三機関によります貸し渡り対応の特別貸し付けという制度が、いわゆるセーフティネットとして用意された制度がございまして、こうした制度につきましても、引き続きの確な運営を図つてまいりたいと考えております。

○西山登紀子君 四百四十一件の相談があつたといふことなんですけれども、その中で、どうしても解決しない、あるいはうまくいっていないんだというふうな、今まだ相談継続中だ、そういう内容の分析はございましてしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) ちよつと手元にある資料でございまして詳細まではあれでございまして、大まかに申し上げまして、大半の相談が一月中に集中をいたしております。相談としては二月以降は落ちついた状況になつていてと承知をいたしております。

○西山登紀子君 二月中は落ちついたと言ふんですけれども、ちよつと私が調査をしたり私のところに届いている事情とは違ふようでございます。事態は非常に深刻で、自治体も含めまして緊急な対策をというところで皆さん一生懸命になつていらつしやる、こういう状況でございます。

大臣にお伺いしたいわけですが、もちろん相談窓口を設けるということも必要です、そしていろいろな解決のために政府系の金融機関が対処をするということは、これは一般的にやつていられるわけですが、しかし今のこの事態というものはそういうふうな通常のやり方ではないのか、それで十分なのかという、決してそうではない事態、心配な事態が実は広がっているわけでございます。

これは、「金融財政事情」という雑誌に、譲り受ける側の京都中央信用金庫の理事長の道端さんという方がインタビューに応じていらつしやるんですけれども、そのインタビューでこんなふう

言つております。三月二十日号、理事長の発言では、中央信用金庫は「正當債権のみを譲り受けることにしたわけだ」と言つております。また、「原則として金融検査マニュアルで要注意先以下に該当するものは引き受けるつもりはない」、「このなふに言つていられるんですね。さらに、労働者、事業譲受けの時期および引き継ぐ店舗数、人員数のメドは」といふふうに関心しましたところ、「両金庫のすべての職員を引き受けることはできない」と言つております。

しかも、その内容的には非常にすごいことを言つていらつしやいます、これによりまして、京都みやこあるいは南信金、そういうところの労働者がほとんど半分ぐらになつちゃうんじゃないかというふうな数まで出しているのを当たり前のことです。これでは大変な失業が起るぞ、あるいは自分たちのところはまともに受け継いでもらえないのじゃないかという心配が起つていられるわけなんです。

そこで、大臣にお伺いいたしますけれども、中小企業対策というのは、確かに中小企業は多種多様でございます、地元非常に密着しているといふことからは、より国よりも身近なリアルな実態をつかむという点では自治体の方がすぐれていると思ひます。また、そういう役割も必要だと思ひます。

そこで、自治体がこの事態についてどういうふうな国に對して、あるいは市町村の場合は府に對してですが、要望を上げていられるかといふこと、一月三十一日に宇治市以南の十四の自治体が府や国に對して要請書をつくつております。これは連名になつておりまして、十四の市町村が要請先は国や京都府また信用保証協会や中央信用金庫そのものにもあてて要請書をつくつていられるわけです。

その要望の中身は大体共通しております。例えば、国に對する要望には、「譲渡が円滑に実施されましようご指導をお願いしたい」、「あるいは「事業譲渡に關連して必要となります国の支援措

置と關係金融機関に對して、事業譲渡することとなつた両信用金庫と取引のあつた中小企業が企業活動を支援なく続けられるようご指導をお願いしたい」、「あるいは「事業譲渡することとなつた両信用金庫の職員の雇用確保についても十分な指導をお願いしたい」、大体そういうふうな共通した要望がずっと続いているわけでございます。

京都府知事に対する要望の中では、「国への各種支援措置の要請と京都府の各種融資制度をはじめとする中小企業対策の拡充をお願いしたい」、あとはもうほとんど共通です。職員をちゃんと雇用してほしいとか、それから今まであつた取引を継続して支障なく事業活動が続けられるようにしてほしいとか、みんなやっぱり共通しているわけなんです。

この最も該当する中小企業の直接的な相談を受けながらこうやつて要望をまとめてきている地方自治体の要望を大臣は率直に受けとめて、そういう点で全体としてこれを国の対策の方向として実現をしいていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(深谷隆司君) 要望書につきまして、委員御指摘のとおりの内容の要望が何項かに分かれて書かれております。中小企業向けの資金を円滑に供給するということは全く大事なことでございまして、これをきちつとさせていくことは我々の役目でもございます。

通産省といたしましては、例えば特別保証制度あるいは政府系金融機関による貸し渡り対応の融資等々を一層これからも督促して対応してまいりたいと思ひますし、中小企業向けの円滑な資金供給に關する民間の金融機関につきましては、今までもそうでありましたが、金融監督庁に對しまして我々からも適切な対応を引き続き働きかけてまいりたいと思ひます。

労働関係はお隣に來ておりますから、どうぞ。○西山登紀子君 そこで、具体的な問題を次にお伺いしたいと思ひます。こんな問題が

まず、運転資金の問題なんです。こんな問題が

起こっているんです。

営業譲渡が発表された一月十四日以降、みやこ信金と取引のあった西陣の業者、一千万円の運転資金が手配できずに出機の職員二十数人を解雇した、こういう例が起っています。ほかにも、七十日の手形、五百万円割り引くように申し込んだが応じてもらえず事業所を閉鎖した。従業員は給料など月末の資金繰りを信用取引で調達していた自動車の修理工場が廃業する。こういう事態が相次いでいるわけです。

首切りをやむなくされた西陣の業者は、今まで信用貸しで借金から貸してもらっていたその融資を点滴になぞらえて、点滴で何とか生き長らえていた患者から点滴を奪うようなものだ、こういう怒りの声が上がっているわけです。

つまり、月末の資金繰りが調達できなければ事業が続けられませんか。今までは、先ほど来言っておきますように、独特の商習慣もありましてお金を貸してくれた。そういう信金が一月十四日を境にしてもう貸さない、こういうふうになっている。それがストップされたために倒産、閉鎖が起っている。

こういう事態に具体的にはどういうふうに対処をしてきたのでしょうか、また対処していくのでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 中小企業の公的な対策といたしまして、私も、今度、特別保証制度につきましましてさきの国会で補正予算をいただき、この配分に当たりました。京都府知事を初め、いたしまして関係者から、特別保証の財源にいたしましてもこの信金問題も考慮に入れた配慮をいたしたいという御要望をいただきました。

そういうようなことで、特別保証制度に關係をする京都府の保証協会に対します資金配分につきまして、その点も加味したような形で対応をさせていただきます。

あわせて、御案内のとおり、運転資金の円滑化のための特別貸付制度をかねてより設けておるところでございます、そうしたものの御活用

も賜ればというふうにと考えているところでございます。

○西山登紀子君 先ほど、今鎮静化しているというお話があったんですけれども、とんでもありません。倒産、不渡り、どういふ状況かということ、企業の名前は申し上げませんが、例えば一月二十日に染め呉服の製造卸の非常に大きな有名な企業が店舗閉鎖をしております。一月二十八日、もう一つの染め呉服の製造卸商が自己破産をしております。一月二十八日には和装小物卸が自己破産。一月三十一日には染め呉服製造が不渡りを出している。二月五日にももう一つの企業が不渡り。二月五日に、これは白生地卸の卸ですけれども、そういう事情説明に入っているというように、事業譲渡の激震の影響というのは次々にむしろ広がっているわけです。

確かに枠を確保したということは対策の一つではあるかと思いますが、しかし本当に生きた対策になっているのかといえば、こういうふうな次々と影響があつて倒れるところが出てくるというのをもう少し率直に見ていただきたいと思うわけです。

一つは、確かに金のお金の枠は確保されたんですけれども、制度融資となりまして実際の借りるまでに手続に時間がかかるわけですね。普通の事態であればそういう手続をやつていてもいいかもしれないから何とかして、こういう声が届いているわけですね。支払いは待つてくれ、お給料は払わなくちゃいけない、不渡りを二回出すともう倒産だ、こういうようなことです。

今までは信用貸しで融資をしてきていた信用金庫が、突然一月十四日から金融機関の都合によつていきなり、お金を貸すことができないというふうなことになるわけですね。そして、こういう倒産とか不渡りだとかという形で今対象の中小企業は本当に大変な事態になっている。だから、せめてせめて、こういう今特別の状態にある

わけですから、そういう事態になってお金借りられない方たちが優先的に迅速な手続でもって借りられるような、そういう工夫、対策をとっていただけないでしょうか、どうでしょうか。

○政府参考人(岩田満泰君) 私どもはいたしましても、かねてより中小企業をめぐります金融環境は大変厳しいものだと思つておりますし、御指摘のような事業譲渡というようなケースにつきましましてはいろいろ難しい問題があるかと存じます。

従来から、中小企業の金融の円滑化のための親身な対応あるいは審査の迅速化ということにつきましては随時指示をしておるところでございますが、御指摘もございましてその徹底をさらに図つてまいりたいと存じます。

○西山登紀子君 ぜひ迅速に、迅速にお願いしたいと思ひます。

さらに、起こっているちよつとひどい事態なんですけれども、一括返済というのを求められていて、こういう事態について取り上げたいと思うんです。

私は直接お伺いしたんですけれども、破綻した南信金から一括返済を求められているという、こういう事例がございました。四千万円の融資の返済を一括で迫られた、それで家も土地も売り払つて、商売ももう倒産するしかないという訴えがあつたわけです。これは一月十四日以降になつたか、実際にはそういうことが求められている。これはある週刊誌に報道されていることですが、これも、ある建設業者がみやこ信金からやはり融資の一括返済を迫られて、そして定期預金を担保に入れて担保不足を補えだとか、あるいは運転資金に回そうということで自宅の半分を売つたら、それも返済に回せだとか、もう本身に身ぐるみはがれていく。あけく果ては、返さなければ整理回収機構、RCC行きになるんだぞというおどし文句が使われているという、こういう事態について、中小企業庁はどうでしょうか、把握をしてい

らつしやいますか。

○政府参考人(岩田満泰君) 私どもがもろもろの先ほどの相談窓口等を通じて把握している限りでは、そのような事態は承知しております。(発言する者あり)

○西山登紀子君 これは激震が走っているんです。通常の、それこそ待つてちゃだめだときだれかがおっしゃったけれども、待つてちゃだめだと思ふんです。現場に飛んでいってその事態をつかむという努力。とにかく通常の状態じゃない、激震が走っている。そういうところにきちつと身柄を持つていつてつかむという、それこそ生きた中小企業支援になるんじゃないでしょうか。実際には現場ではこういうことが行われている。しかもおどし文句に、RCC行きになるんだぞというふうにおどかす。

金融再生委員会にお聞きしますけれども、RCC行き、整理回収機構に行けばこれは一律に一括返済しなきゃいけないんでしょうか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。先生がおっしゃっていますのは、RCC行きにするぞ、RCC行きになれば一方的な回収だぞという御趣旨のお話だったかと思うんですけれども、実際のところ、確かに不良債権の買い取りをRCCはしておりますけれども、目的とするところは債権回収の極大化でございますので、そのためには債務者の実態把握にまず努めるといふことで、回収よりもむしろ営業を続けさせながら返済させた方が有利であると解される場合もあるわけでございます。そうした場合には手形の書きかえとかあるいは期限が来た借り入れの乗りかえ等に応じている場合もあるというふうに理解しております。(実態は違ふぞと呼ぶ者あり)

○西山登紀子君 実際厳しいという実態もあるようです。

業者の皆さんの中でそういうことを御存じなくて、なくてというか、実際にはそういうふうに行われているということかも知れませんが、しかし一括返済しなきゃRCC送りだぞというふ

うなことをおどかし文句に使っているというよう
なことを実際やっているというところは、これは
やっぱり許されないことじゃないかと思うん
です。もし一月十四日のこういうことがなければ、
これは約定どおりに返していけばいいわけでは
ないところが、一月十四日以降、全くその業者には責
任がありません、金融機関の側にこそ責任がある
んです。ところが、一括返済しろと。そのことで
どうしようかというふうな業者の方が本当に困り
切つていらつしやる。これは、こういう事態をそ
のままに放置するということはやっぱり許されな
いと思うんです。

ですから、ぜひ調査をして改善をしていただき
たい、やめさせていたただきたいんですね。どうで
すか。

○政府参考人(西原政雄君) ただいまの件でござ
います、今のような報道があるということは承
知いたしております。それから、いろんな苦情相
談、こういったものも何件か受け付けておりまし
て、そういったものについては、基本的にはその
金融機関自身が責任を持って対応していただく
というところで処理をしていただいているところで
ございます。

個々の取引につきましては、実を言いますと、
この監督庁という立場は、個々の契約を、これ
を継続しろとかこれをやめろとか、そういうよう
な形で介入することができない立場なもので
すから、その点についてはやはり、融資対応ある
いは回収の仕方等につきましては基本的には各金
融機関自身が経営判断としてやっておられるとい
うことでございますので、ぜひとも当事者間でよ
くお話をしていただいて解決の道を探していただ
きたいというふうに考えております。

○西山登紀子君 当事者間、これだけひどい
ことをやっている。一括返済やっていると
ことで私も聞いたし、報道もされている。それにさ
らに当事者間でやってくれというところは、これ
は、国は何にもしない、あるいは金融監督庁は何
にもしない、こういうことですか。

○政府参考人(西原政雄君) 要するに、個々の
ケースによるわけですから、その個々の契約
というのはいわゆる商法、民法に基づく形での契
約履行という形なものですから、金融監督庁とし
ては、例えば銀行法に触れるというような形では
か問題があまりないならば、それに対しては当然
のことながら厳正な対応を図るということになる
わけですが、個々の融資対応の問題につきま
しては、個々にこれはこうしろあしろということ
で介入していくということではできないという立場は
御理解いただきたいと思います。

○西山登紀子君 個々のケースというんじやなく
て、この二つの信金の破綻と事業譲渡に関連し
て、こういう、一括して返済しろとかあるいは
RCC行きになるぞとおどかし一括返済を迫っ
ているという、普通あつてはならないことが起
こっているんだということについて指導する責任
があるんじゃないかとお聞きしているんです。な
くしてほしんです、こういうことを。あつたら
倒産しちゃうんですから、その人たちは。
○政府参考人(西原政雄君) 大変繰り返してな
つて恐縮でございます。

こういう特に破綻金融機関の場合には、実を言
いますと、やはり不良債権を大量に抱えていたが
ために破綻金融機関になったわけでございます。
そこで、実はそういうところは、彼ら自身が
言っていることですが、債務超過であるというこ
とで、認識の上に再生法に基づいて申し出が行わ
れてきたわけですが、その場合、その破綻金融機
関であるところについて申し上げますと、その債
務超過額というのがさらに拡大するということの
ないよう、事業譲渡が実行されるまでの間に適
切な業務運営をしてほしいということがやはり求
められているわけです。したがって、当庁と
いたしましては、資産内容の一層の悪化を招くよ
うな行為はやめてほしいというような形の業務
改善命令を一方で打つてございます。
そういう中で破綻金融機関は対応していくと
いうことになるわけですが、例えば最終返済期日

が来てしまったというような債務者、あるいは長
期間にわたって延滞を繰り返しているという
債務者、あるいは期限の利益を喪失している債務
者、こういったところに対してはやはり信金の側
から当該債務者に対して債権の弁済をしてほしい
ということ協力を求めるということはある得る
ことであります。

個々について我々どうのこうのということでは
ございませんが、一般論として申し上げればそう
いうような事態かと存じます。

○西山登紀子君 なかなかいいお答えがいただけ
ません。つまり、金融機関が破綻しても約定ど
り返すというのが原則であつて、一括して返済し
ると迫る、これはだめでしょう。あつてはならな
いことでしょうか。

○政府参考人(西原政雄君) 基本的にはそれぞれ
の契約条件に基づいて履行が行われるべき話で
ございますので、基本的には今おっしゃられたとお
りでございます。あとは当事者間でいかに話し合
いが行われるかということだと思います。

○西山登紀子君 本場にまだどうもこしいとい
います、一括返済しますなという約束をしている
わけじゃないんです。一月十四日のその「調
査をしてみろ、調査を」と呼ぶ者あり。本場で
よ。一月十四日のそういう激震が走つて、金融機
関の都合によつて一括返済しろと。これは約束違
反なんですよ。そういうことが起こっているとい
うことなんですよ。このまま放置しておくん
です。じゃ、事実を調査してください。

○政府参考人(西原政雄君) 個別の事案について
苦情、陳情等がございましたら、それはそれぞれ
の各協会の窓口がございまして、そこにぜひ申し
出ていただきたいと思います。もちろん当方の
方に申し出ていただいても結構でございます。そ
の上で、実態についてよく把握した上で、仮に銀
行法に触れるような、あるいは信金法ですが、
それに触れるようなことがあれば厳正に対応して
まいりたいと思ひます。
○西山登紀子君 私は今、国会で私が何のために

質問しているのかと思ひますね。こういう事態
があるんだし、また報道もされているんだから調
査をしてこういうことがないようにしてほしいと
言っているのに、また自分たちの方にどこから
申し出てくれたらやりますみたいなそういう悠長
なことを言っている。そんなことではもう本場に
次々に倒産が出てしまふし、こんな理不尽なこ
とがまかり通つていくんです。私はその監督庁の
態度というのには納得がいきません。こんなこと
、国会で質疑が許されているんだつたら、私、何
のために質問しているのかわからない。調査する
と、本場にこういうことが、私はあると言つて
いるんだけれども、やっぱり調査をして対処する
ということ言わないと、これは本場に終わらせ
んよ。

○政府参考人(西原政雄君) 大変恐縮でござい
ます。先ほどのちよつと繰り返したことになるん
ですが、個別の金融取引といふものは、例えば信用金庫
法に基づいた、金融法規に基づく取引ではござ
いません。あくまでも民商法に基づく商行為、商取
引なものですから、その是非についてはなかなか
我々の方で判断するというのではなくて、もし
必要であればそれは司法手続に基づいて判断すべ
き事柄というふうな我々考えております。それ以
上に我々がそこに口出しをするということにな
りますと、ある意味では経営介入ということにも
ながいかねませんので、そういった点はぜひ御理
解いただきたいと思います。

我々確かに監督権限というのにはござい
ますが、それは必要最小限のものであるというふう
な認識でおります。

○西山登紀子君 本場に中小企業が今困つて
いる、そのことをまた国会で取り上げているとい
うことなのに動こうとしないというところは、私
は、本場の金融監督庁、生きた監督ができない
というふうに思ひます。
納得しないけれども、時間があるので次に移
ります。
この事業譲渡、当事者間の合意だけでは実は実

行されないんです。資金援助の申し込みなんかを行いまして預金保険法による手続があるはずで。手続上、この二信金と中央信用金庫の事業譲渡、どこまで行っているんでしょうか。

○政府参考人(西原政雄君) 現在の状況でございます。

両信金におきましては、もう御承知のとおり一月十四日に破綻ということで、京都中央信金との間において、預金保険機構からの資金援助を前提に本年中に、それをめどに事業譲渡をするというようなことで合意を發表いたしております。

そこで、その後、一月二十六日でございますが、破綻両金庫におきまして臨時の総代会が開かれまして、そこで京都中央信金への事業譲渡、これが承認をされております。

それから、二月の下旬になりました。業務監査委員会、これは弁護士ですか、あるいは公認会計士、あるいは信用金庫の関係のいわゆる中央金庫みたいな形で全信連、こういったところのメンバーが入りまして業務監査委員会、これのもとに現在業務が行われているという状況にございます。

なお、年内をめどに事業譲渡ということでございますので、今後、今先生申しました適格性の認定の申請、あるいはそのための事業譲渡、譲り受けの認可の申請、そういったものが恐らくまだ大分先になるんじゃないかなという感じでございます。

○西山登紀子君 次にお伺いしますけれども、預金保険法に基づいて手続が申請されると。そういったし、適格性の認定というものが行われるわけですか。

第六十一条の適格性の認定、三つの要件があるということですが、それを述べてください。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、第六十一条第三項に適格性の要件がございまして、第一には、当該合併等、等と申しますのは営業譲渡も含んだものでございまして、が行われることが預金者等の保護に資す

ること、第二、預金保険機構による資金援助が行われることが当該合併あるいは営業譲渡を行うために不可欠であること、そして第三に、当該合併あるいは営業譲渡に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部廃止あるいは解散が行われる場合には、当該破綻金融機関の業務を行っている地域または分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること、この三つの要件を掲げております。

○西山登紀子君 つまり、その三つの要件に合致するというところで連名で申請がされるわけですが、破綻金融機関及び救済金融機関も、適格性があるというんでしょうか、それがその三つの要件に基づいて審査がされて、そして、いいですよと許可が与えられるということになるわけですね。

私が注目いたしますのは、この三つの要件、破綻金融機関について行われます合併等、等の中には事業譲渡が入るわけですが、この合併、事業譲渡が行われることが、当該破綻金融機関が業務を行っている地域または分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあるときに、これはよろしいよと、もしそういうことができない場合には、ということなんです。この利用者の利便に大きな支障が生ずる、この利用者の中には借り手というのにも入っているんじゃないか。あるいは、地域及び分野における資金の円滑な需給の中には借り手の保護というところも含まれているんじゃないか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。先ほど通産大臣がお答えになられましたとおり、この預金保険法と申しますのは、預金者等の保護を図る観点から特別資金援助を行って信用秩序の維持に資すること。預金者の保護と信用秩序、この二つの大きな目的があるわけでございます。そういう預金保険法の第一条の目的から出てきますことは、先生のおっしゃられますとおり、ここにおける利用者というのは、預金者だけでは

なくて、信用秩序の維持という観点から出てくる、すなわち地域金融の安定とかそういうことを当然含んでいることとございまして、ここに言います利用者というのは借り手が含まれるというふうにも理解しております。

○西山登紀子君 借り手の保護もこれは含まれる、三つの要件の中の一つですね。地域または分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便の中には、預金者はもちろんですけれども、借り手の保護も含まれると。私は、これは非常に大事な点だろうと思っております。

今、破綻した金融機関から融資を受けている企業の人が非常に恐ろしくしております中、実は、RCCにあなただけのところの企業は行きますよというふうなことになると思います。信用で商売をやっている場合には、これは致命的なものになってしまふんです。これ、金融再生委員会が適格性の認定を行うときに、余りにも安易なRCCに回すというふうなことが大量になされるようなことがあればどのように対処されるのでしょうか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。先ほど申しましたとおり、借り手、借り手と申しましては正確に申しますと善悪かつ健全な借り手の保護ということとございまして、そういう観点から破綻金融機関から受け皿金融機関への譲り渡しというものについての適格性というものを金融再生委員会では審査しております。

その審査のポイントといたしましては、先生の御質問にかかわるところのみ申し上げますと、例えば債務者区分の中で正常先、こういうところは確実に受け皿の方に移行しているかどうか、要注意先であつてもどの程度の範囲のものが移行しているかとか、そういう地域金融の安定を頭に置きながら、どれほどの資産及び取引先が譲り受け金融機関、救済金融機関の方に移行しているかというものは、十分に委員の皆様は御説明の上、委員の審査を受けている次第でございます。

○西山登紀子君 先ほど紹介いたしました「金融財政事情」の京都中央信用金庫の理事長のインタビュー、「正常債権のみを譲り受けることにした」と言っているんです。そして、「原則として金融検査マニュアルで要注先以下に該当するものは引き受けるつもりはない。」と言っているんです。

こういうことは認定の要件に沿っているんでしょうか。正常しか受けないよ、要注先は受けないよ。

○政府参考人(森昭治君) 預金保険法の極めてリガランな法律解釈からいけば、基本的には破綻金融機関と救済金融機関の譲り受けに際して、どの債権を譲り受けるか、どの債権を譲り受けないかというこの協議、そしてそれに基づく合意、その合意が上がつてくる、その合意の内容が合理的であるかどうかを我々は審査するというところでございまして、この債権を受けていない限りはだめだとかそういうことはなかなか言いにくいわけでございますけれども、先ほど申しましたとおり、地域金融の安定等を頭に置きまして、全体としてどの程度の債権が、中身を含めましてどの程度の債権が救済金融機関に行っているかということを我々は重大な関心を持って見ながら適格性の認定をしておるわけでございます。

ちなみに、これまで金融再生委員会がおとしの十二月十五日に立ち上がった以来、信用金庫の破綻処理と申しますか、適格性の認定及び必要性の認定をいたしました事例は二つ、二金庫ございまして、その中の身につきましては、債権額で申しますと約五〇％程度が救済金融機関に移り、先数でいいますとその大部分が、取引先数で割合を示せばその大部分が救済金融機関に行っているという過去の実例がございまして。

なお、先生御指摘の信金の例につきましては、先ほど監督庁が申しましたとおり、まだ資産の振り分けという段階であらうと思っております。そこから再生委員会にいろいろな面での資料がそろい、また債権についての合意ができてから上がってくるにはまだ時間がかかろうと思っております。

○西山登紀子君 これには地元の京都中小企業家

同友会の皆さんも大変心配をしております。知事あての要望を二月八日にも出してあります。金融相談に当該企業が路頭に迷うことがないように特段の配慮と措置を講じられたいと、企業の一方的な取引の切り捨てが行われないように十分中央信用金庫に対して特別の支援と指導を図られたいとか、こういう切々とした要望が京都の中小企業家同友会がこれは知事あてですけれども出されているんですね。ぜひそういうことも念頭に置いて、適格性の認定の審査に当たっていただきたいと思ひます。

大臣にお伺いしたいわけですが、今皆さん心配しているのはそういうRCC送りになるのじゃないかとかそういうことなんです。実は金融監督庁の自己査定がそのまま信用金庫にも当てはめられているわけですから、これは少し借金に一律に当てはめるのは厳しいのじゃないかという声も上がっているところでございます。

北海道の場合には、拓殖銀行から北洋銀行に譲り受ける時に、これは両者の話し合い、もちろん指導が入ったことではしょうけれども、一億円未満のところは原則全部引き受けるというようなガイドラインを置いて無用な不安を起さないうように、こういうふうによつたということをお聞きいたしました。

そこで、これからの信用金の破綻、事業譲渡というの、あつてはならないことですが起こるかもしれないことなので、京都の場合もそうでしょけれども、数千万円以下の債権は例えは無条件に引き継ぐというような信用金庫の独特の経営実態を考慮した基準、セーフティーネット、こういうものをつくるということに関係省庁に要請していただきたいと思います。大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 北海道拓殖銀行が破綻した際に、譲り受け銀行たる北洋銀行において、一定の条件を満たした一億円未満の貸付債権については原則としてすべて買い取りを行ったというところは承知しております。もちろん無条件ではな

くて若干の条件つきですが。

信用金庫を含めて今後の金融機関の破綻に際して善良な借り手の保護を図るということはとても大事なことで、そのためにまず第一は、お話をいたしました営業譲渡の手続を迅速化していくということが一つ、もう一つは譲り受け金融機関に対する事後的な損失補てんなどの仕組みが必要だと考えまして、これらを盛り込んだ預金保険法等の一部改正案が今国会に出されているところでございます。すべて無条件でというわけにはまいりませんが、その一部についての補てんが可能な形の法律案というのを今出しておるという状況です。

○西山登紀子君 なぜ私が数千万円以下というふうに申し上げたかといいますと、京都で企業が倒産をしているその状況を調べてみますと、例えば今年度の二月二十九日現在の倒産の状況を見ますと、資本金別にしますと、四十四企業倒産しているんですけども、そのうちの四十三企業は五千万円以下なんです。だから、例えば五千万円以下は譲り受けるというふうなことを一つのガイドラインといえます。セーフティーネットの数値に持つてきてもいいんじゃないかなというふうなことをちよつと考えて提案をさせていただいているわけでございますけれども、ぜひお考えをいただきたいと思ひます。

最後に、きょう資料も配らせていただきました。京都の伝統産業を守るといふ点からも、この二つの信金の問題は非常に大事です。地元の方々が一月二十六日に京都伝統的工芸品指定産地連絡協議会、二〇〇〇年地場製造産業を考える六十分決起大会というのを開かれまして、参加者の方からこういう資料を私いただきました。

これは「決議案」になっておりますけれども、決議がされたものでございます。この中で、すべて御紹介するわけにはあれませんが、例えば四番目、「一大不振のこの時こそ、国・府・市が地場製造基幹産業である、伝統産業を中心とした中小零細企業に対し、抜本的施策を講じ、「大がかりな助成」「雇用創出」に取り組むべきである。」

五番目、「地場製造基幹産業である伝統産業を中心とした産業の「労働報酬」「労働条件」は、最悪の状態である。殊に昨今は、前述のとおり職を失う者も多く、その改善は急務である。」、六番目にこの問題が出ておまして、「金融再編の名のもとに、京都みやこ信用金庫が、京都中央信用金庫に営業譲渡される。この混乱で地場製造産業に悪影響を与えないよう、行政は関係金融機関を指導すると共に、円滑な金融対策を講じるよう切望する。」となつておるわけでございます。

ここで大臣にお伺いいたしますけれども、今私の紹介をしてまいりましたように、この二つの信用金庫の破綻、事業譲渡というのは京都の伝統産業に非常に大きな影響を与えております。こういった中小企業者の窮状を救うというこの対策がどうしても必要でございますし、とりわけ伝統産業の育成ということにつきまして、私は常々、予算が余りにも少な過ぎるんじゃないかと、一つも二つもけたが違ふんじゃないかというふうにも思っているわけですが、そういうことも含めまして大臣のぜひこの問題についての御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) それぞれの地域が有している地場産業は、その技術も含めてその地域の発展のみならず日本の発展に大きく貢献したわけでございます。そういう地場産業が今京都に限らずいろいろなところで苦勞なさっている。これに対する深い配慮と応援は通産省挙げてやっていかなければならないと思ひます。

融資関係で申し上げます、信用保証協会による協力、あるいは政府系金融機関による融資、これらの窓口が親切に対応することを私は一層督促していきたいというふうに思っています。

また、先ほど金融監督庁からのお話もありましたが、建前は建前としてやはり現実に即した動きを金融監督庁もしていくべきではないか、そういう意味では我々も、今までも申し上げてまいりましたが、一層金融監督庁に対しては督促もさせていただきたいと考えます。

○西山登紀子君 大臣から、先ほど私の質問のやりとりをお聞きいただきました。そういう御答弁をいただいたこと、大変うれしく思っております。どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

○梶原敬義君 具体的な法案の審議に入る前に、さきに同僚議員も質問がありましたが、今日の景気の動向並びに中小企業を取り巻く状況についていまい度お伺いしたいと思います。

○政府参考人(岩田清泰君) 御質問の中小企業を取り巻く経済の動向でございますが、中小企業庁の規模別製造工業生産指数によりますと、ことし二月の中小企業の生産・出荷指数は、それぞれ九七・九、九九・〇と、大企業より回復のペースがおくれはありますが、緩やかな上昇傾向にございます。

また、日本銀行のいわゆる短観によりますと、ことし一月から三月期の中小企業の業況判断DI、すなわち景気がよいと感じる方と悪いと感じる方との差でございますが、製造業でマイナス二・六、非製造業でマイナス二・八と、一昨年末に比べますとそれぞれ三四ポイント、一五ポイント改善をするという形で、この点でも中小企業の景況は緩やかに改善を続けておると言えるかと存じます。

次に、倒産でございますが、民間信用調査機関の調査によりますと、平成十二年二月の中小企業の倒産は千四百四件でございます。前年同月比五・二%増となっております。

倒産の原因としては、販売不振、赤字累積、売掛金回収難を原因とするようないわゆる不況型倒産が全体の七割近くを占めております。業種別には、建設業の倒産が全体の三・二%と最も多くなつておる状況にございます。

○梶原敬義君 そういうことになっておるようですが、地方に行きますと、本当に中小企業の皆さんに聞いても、一向によくならないと、こういう声が現実に返ってくるんですよ。まだまだそこで、国としては今の景気の判断、大臣、景

氣に対する財政の出動はもう必要ない、うまくいくと、こういうところまで一体分析されて見通しをされておるのかどうか。財政出動はもう要らないのか要るのか。その辺の判断を聞かせてください。

○国務大臣(深谷隆司君) 今日の状態というのは、いろんなGDPの変化等を見詰めてまいりますと、間違ひなく明るみを増してきたというふう

に思っています。昨年の動きとしては七月から二期マイナスでありましたけれども、ことしに入りましてからは、設備投資その他の動き出しがかなり顕著になつてまいりましたから、そういう意味では景気の動向は明るみに向けて進んでいるというふうには思います。しかし、今御指摘のように、中小企業を取り巻く環境というのは種々厳しいものが依然としてございますから、これに対してはよほどの対応をしていかなければならないというふうに思っています。

十二年度の予算も景気回復を前提とした予算組みをしておりまして、財政出動というのをどの範囲か私どもはわかりませんが、まだまだ手を抜ける状態ではないと思います。

○梶原敬義君 これは経企庁長官もおられるときに議論をしたんですが、私は、バブルがはじけて本格的な景気回復に入るまでは十五年ぐらいかかるのじゃないかと。過去のオイルショック、狂乱インフレのとき、そのときも随分かかってい

る。細川政権のとき、あるいはその後の村山さん、それから橋本さんと財政で補正予算を組んだり何やらして景気を刺激するといっているところまで行く、やめるとばつと下がる。

まだまだ本格的な回復と見るよりも、要するに、財政の刺激によって下支えをして、その影響で少し浮かんできているというふうな状況なのか、いや、財政はもう緊縮財政で、それで景気に対しては補正も組まないで済むような状況なのか、ここのところの見分けというのは非常に私

今日大事だろうと思うんですよ。どうもそこところかはつきりしないものですから、もし何かお考えがあれば重ねてお答え願いたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 梶原委員が御指摘のうに、もう一つ確かな手ごたえに欠けていると私も思います。

今政府は全力を挙げて努力をしております、まず十一年度は〇・六%前後のプラス成長になるであろう。十二年度は一%プラスを目指しておりますが、基本的にはやっぱり官需から民需へどう

パトナツチするか、もうひとえにそれにかかつて景気回復の牽引車になる時期が十二年度の一体どのくらいかということを見定めながら、そこまでは積極的な財政的な運用も含めた景気対策は

なご検討していくべきだと考えています。○梶原敬義君 ありがとうございます。法案に關して中小企業庁長官にお聞きしますが、ここでは中小企業指導法を今度は中小企業支援法に変えるということ、この法律につきま

しては私どもは賛成であります、若干幾つかお聞きしたいんです。まず、もう一度原点に返ろうと思うんですが、中小企業の定義ですね。中小企業とは一体、ここに書いてありますように、国の経済の活力の源泉

であり、中小企業の活性化を図ることが我が国経済の新生を実現する云々と、こう書いてあります、が、やっぱりそのように思われますか。○政府参考人(岩田満泰君) 数におきまして、従業員にしましては、出荷額のような数字を見ましても、中小企業がまさに日本経済の大部分を占めておるわけでございまして、この部分に元

割というものも新しく中小企業の役割と申しましたら、結果として果たす役割として期待が持たれているわけでございまして、その意味で、今後の地球規模の競争と言われているような時代に

おきまして、中小企業というものが果たし得る役割あるいは期待される役割というのは極めて私は大きいのではないかとこのように考えております。

○梶原敬義君 確かにそれは大きいと思うんですがね。私は、聞いてもらいたいんですが、今日の中小企業ほど惨めでもたつた弱いのではない、表は

書いておられるようなこと、裏は実際は本当に惨めでもたつた弱いのだと、このように思うんです。一つは、地方都市に参りますと、もう大型店が

郊外へばあつと来ています。そして、中心商店街というのは、通つてみまして、あいさつ回りでも行くが、これは一体どういうことかと我々に

食つてかかるんですよ、やっぱり商店街の方が、もうどうしようもない、そういう状況。中小零細は本当に今大変な状況なんです。それからもう一つは、ゼネコンの關係の中小、

ゼネコンの大きいところから下まで孫請あたりになつたら、本当にもうたたかたてたかたて仕事をもつています。ある大手企業なんかは現金でたたくんです。現金をやるからと言って、もう

やっぱこれは、ぜひ聞いていただきたいのは、表は確かに中小企業というのは経済の活性化の中心だと言わなければならない、裏では本当に惨めな状況であります。だから、中小企業の分野までは大企業は侵さないというふうな、何かそういうような線引きみたいなものをやっぱこの時期つくる

必要があるんじゃないか。市場原理とか自由競争とかちやうと今言い過ぎではないか、このように思うんです。

○政府参考人(岩田満泰君) 先ほども中小企業の役割について御質問でございましたが、私ども基本法の当時に御説明をさせていただきましたと存じ

ますが、大変大きな役割が期待されるわけでございまして、その役割の反面にもろもろの意味の弱点を持つ存在であるというところが中小企業のいわば全体としての特徴であるわけで、そのためにそ

の弱点をいかに補完をするかという意味で私ども中小企業政策というものが必要であると考えております。

その意味で、新しい基本法の中におきましても、経営基盤の強化、もちろんこういう時代でございますから創業でございましてか経営革新というふうな前に向かつて新しいことにチャレンジしていただくという仕事が必要ということもござい

ますが、同時に、そうした弱点ということもございまして、経営基盤の強化であり、同時にまたもろもろの環境変化の中でセーフティネットという

意味合いにおきまして、経営基盤の強化対策として、あるいはまたセーフティネットの対策として、あるいはまた御案内のような施策をこれまでも講じてきたところでございますけれども、もちろん産業政策でございますので事態の変化に応じて、その必要に応じて政策の内容といたしまして、その後も事態に適応できるようなものに不断に見直しをしていくという体制で備えさせていただきたい、こう考えております。

○梶原敬義君 ぜび、裏の声を聞きながらやったり行政に反映をさせていただきたいと思ひます。

次に、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター及び今度はその上に国のナショナルセンター、こういう形で今度は支援をしていく、指導じゃなくて支援をしていくんだという、そういう方針であります、どうも地方へ行ったら、商工会議所が商工会が商工会が中央会が、商工会が、中央会があるんです。ややくしこくしてしょうがない。どこからも中小企業に経営改善の指導とか何かやっぱりおいてくる。

今度の県の中小企業支援センター、例えば私の地元の大分県なんかを見ますと、県のセンターの名前がまたちよと変わっておるんですが、大分県産業創造機構、こういうんですが、その一番親分は、親分という何になるのか理事長になるのか何か知らぬけれども、それは県の商工会議所の会頭、大分市の商工会議所の会頭、銀行の頭取をしていただくんですが、商工会議所の会頭がこれを兼ねるんです。場所はどこに行くかという、場所は商工会議所のあるところから二キロぐらい離れたところに今度支援センターをそこに作るんですけれども、場所が離れているだけで中身はそう変わらない。それから、三百のうち大分県は三つの地域拠点センターができるんですが、これは大体、おたくからいただいた計画を見ますと、商工会連合会が一つ、それから県北と県南のそれぞれの都市の商工会議所が一つ。

この前議論をしたときに、大臣の答弁の中に

は、できるだけそういう既存の商工会議所とか商工会とかいうものよりもちよと抜け出したような形のもの意識したような答弁もありまして期待をしておったんですが、なかなか商工会議所や商工会というのは縄張り争いは負けない組織ですから、それは県を動かさしう形になるんだろーうと思ひますが、余りかわりばえしないという印象を強く持つんですが、その点は大丈夫でしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 商工会、商工会議所が従来から行っていた仕事というのは経営改善普及事業でございます、どちらかというと地域の小規模企業者に対して経理処理といったような、そういう基礎的な事項についての指導を行うという、そういう形でありました。

今度私たちがつくります地域支援センター、都道府県センター、ナショナルセンターは、全体をネットワークで結びまして連携体制を構築し、地域の経営向上を目指す小規模企業から株式公開を目指すような会社あるいはまたベンチャー企業まで幅の広いニーズにこたえていくということでございます。さらに販路の開拓とか事業評価などの専門的な知識とか経験が必要とする分野での支援を行うという、そういう体制の整備を目標にしているわけでございますから、今までの商工会、商工会議所とはおのずから役割分担というものが分かつてくるというふうに思ひます。

しかし、いづれにしても、今までの商工会、商工会議所のきめ細かな基礎的な指導というのも大事でありますから、そこは綿密な連絡をとりながらやっていくと思ひますが、我々の方は三層のセンターをネットワークで結びながらもうとダイナミックな対応をしていくと考えているのでございます。

○梶原敬義君 九割方を占めます既存の中小企業とこれから出てくるベンチャー、そういうものを対比して考える場合に、国全体から見ますと、これは既存の中小零細がばたばたいてつづぶれて新しいベンチャーが幾つかできていくことになる

とざるで水をすくうようなものでありまして、やっぱり既存の圧倒的多数の企業が生き生きとして、それにさらにベンチャー企業がどんどん伸びてくるような形が理想的だと思ひます。ですから、今度のセンターの関係はどちらかというとその後者の方に力があるというのなら、今までの商工会議所や商工会や、あるいは中央会やあるいは中小企業家同友会とかいう組織もありまして、それぞれの党には党の、我が党なんかは全中連というのがあるんですね。まず、そういうものを総合的に生かしていくような形が何かにはないかと、どうも偏った話で、小さい部分に大きくウエイトをかけたような形になると、本来ここを大事にしなきゃならぬところをばたかして、小

事になったのはこれは意味がないわけですから、そのところの整合性はどのようにしてしていくのか、大事なことだろうと思ひます。いつも私は、これは持論ですが、何か。

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業基本法改正の折にもこの点はかなり議論になりました。中小企業が持つてゐる多面性に着目してきめの細かい政策を行つていくということでありましたが、そのときも、創業・ベンチャーという新たなものが加わつたために小規模企業の方を見捨てるのかといったような、そんな議論もあつたわけでありましたが、今回の場合も同じような議論が聞かれます。

委員御指摘の御心配はよく承知しておりますけれども、私も、私も、小規模企業に対するニーズにこたえるきめ細かい対策も当然このセンターではやっていくわけでありまして、そういう意味では、欲張りかもしれませんが、中小企業のさまざまな面のニーズにこたえていくという、そのために地域センター、都道府県センター、ナショナルセンターを有機的につなげていくというような考えを持つてゐるわけでございまして、小規模企業、零細と言ふわけじゃないが、そういう御苦勞なさつてゐるところにも有効にこれが相談窓口

として活用されるように一層配慮していきたいと思ひます。

○梶原敬義君 次に移ります。

人材確保の面ですが、支援センター等に人を得るかどうかというのが非常に大事だと思ひます。情報の提供とかあるいは経営分析とか、あるいは経営診断とか、そういうことをやる人というのは探せば案外いると思ひます。ただ、やっぱり非常に難しいのは経営のノウハウですから。幾らいいところに着目しても、総合的に経営の切り直しといひますか会社の運営といひますか、小さいところから大きくなっていく、そういう経営のノウハウみたいなものを指導する人がなかなかこれは見つかりにくい、こういう議論もちよとしましたんですが、この辺はどうするつもりか。このところが一番私は大事なことでありまして、もう一度お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(深谷隆司君) この三つの支援センターが本当に有効な役割を果たしていくためには、梶原委員御指摘のように、そこで先頭に立つて御案内申し上げ相談相手になる人たちの人材をどう確保するかということが最も大事であることは、もうそのとおりでございます。

都道府県等の中小企業支援センターではプロジェクトマネジャーというのを置きますが、これが企業経営に関する経験とかノウハウを有するような人材を原則として民間から公募で集めるということになっておまして、この公募ということによってよき人材が応募していただき、その中からプロジェクトマネジャーが適切に選ばれることに我々は全力を挙げなければならないと思ひます。

また、地域中小企業支援センターではコーディネーターというのを置くのでございます。これは、企業経営に知見のある者を選任すべきでございます。例えば、経営コンサルタントあるいは民間企業出身者、経営指導員として長年の経験を積んだ人材を含めて、能力や経験のある人から幅広く選任していくというふうに考えています。この選任につきましては、一定の基準を設け

て、商工会とか商工会議所が公募いたしましたして、適切な人を都道府県に申請するという形でやらせていただきますと思っております。

○梶原敬義君 もう余り言うことはないと思うんですが、理屈がよかつたからといって経営をやれるかといつても、これは大蔵省出身であるいは日銀の出身の人が銀行の経営を預かつてあるのさまでしよう。ですから、通産省の役人の幹部でも、民間企業を経営できるかという、理屈はいいんですけどもなかなかそうはいかぬですね。だから、そのところをやつぱりちゃんと指導できるような人を見つけて出すかどうかというのは、これはもう、これがうまくいくかいかぬか、ここにかかっていると思うんですよ。そういう意味では、ぜひ言っていることを参考にさせていただきたいと思ひます。

次に移ります。

それから、中小企業診断士、これは大臣の提案理由の説明のときにこう書いてあります。「従来、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う中小企業指導事業において経営の診断を担当する者の資格であった資格制度を、民間事業者の能力の活用観点から、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者一般の資格制度へと再構築を図り、それに伴い、登録制度、試験制度その他の制度の透明化を図るため、必要な規定」と。何回読んでもわからぬ、これ。何回読んでも意味がわからぬ。ちよつともう少し理解ができるように。

○政府参考人(岩田満泰君) 現行の中小企業指導法上は、診断ないしは指導の事業というものは、都道府県、政令指定都市というのがございまして、「等」と書いてございまして、都道府県を中心としてその職員がみずからやるというこの体系になつておるわけでございます。診断士という試験につきましたも、原則という基本的な考えとしては、その診断指導事業に当たる公務員たる職員の資質の向上とでも申しましょうか、そうした資格制度として中小企業診断士制度というものがつくられてきたという経緯があるわけござい

す。

ですが、今後は、基本的にこうした診断事業あるいは、今後は指導事業というものは存在しない、支援事業ということになるわけでございますけれども、そうしたもののというのは、今日の時代にはむしろ、むしろ申しましょうか、民間の専門家の能力を活用していかない限り中小企業者の真に役に立つ支援事業にはなり得ないであろうということの認識のもとに、今回指導法の改正もお願いしております。

診断士の制度につきましても、その意味では、もろもろ民間でいろいろなコンサルティングを含め中小企業の支援事業に当たられる方々の能力の認定制度として新しくつくる。つまり、言ってみれば、非常にやや極端に申し上げれば、公務員の資格制度ではなくて、一般の中小企業支援者、支援事業者、その能力認定制度としてそれを、その資格を、診断士の試験を合格された人について言えば、中小企業者が何かを相談したり頼んだりする場合に一つの能力を示す目安となるという、安心をして相対できる、そうした能力認定制度として新しく位置づけたいということございまして、その意味で、今後の中小企業診断士は、その活躍する場というのは、決して特定のこれまでの自治体の庁舎の中とかあるいは総合指導所の中とかというような感覚から、あらゆる場所において活動をしていただくというような制度に衣がえをしたいということでございます。

○梶原敬義君 どうぞおたくから出た資料でしよが調査室の資料を見せていただきますと、登録者数、平成十一年の四月現在で一万五千六百五十七。内訳は、工鉱業部門が四千六百八十二、商業部門が九千五百九十一、情報部門が千三百八十四で、合計一万五千六百五十七、こうなつております。この人たちは登録をしております、また中小企業診断協会、これは平成九年の十月には七千二百九十三人が協会の中にも入っております。それから、ちよつとよくわからぬのは、私の勘違いかも知れぬですけども、中小企業診断士

職業別内訳というのをいただいておりますが、これは平成十一年の四月一日現在で、職業としてですね、この一万五千六百五十七の内訳として、コンサルタントが二千六百七十五、企業勤務者が五千五百十四、内訳はたくさんあるんですが、それから公務員が千四百七十八、その他千二百八十九で、一万五千六百五十七。

中小企業診断士というのは、何か今聞いたら、今の答弁では全部公務員じゃなきゃやれないような話のようだったけれども、職業別では違ふ。何か聞き違いかな。

○政府参考人(岩田満泰君) 現行の中小企業診断士とこれから衣がえをさせていただきたいと思う診断士の違いをやや極端に明示したいと思ひましたので、私が極端に現行の制度を少し狭く御説明をした、意識をして御説明して、失礼をいたしました。

先ほど先生がお読み上げになりましたとおり、中小企業の診断を担当する者という言葉と、制度の基本的な意味がございまして、制度の基本的な意味は、もともとこの制度は公務員の資質向上資格制度として設けられたわけでございますが、都道府県が行う診断指導事業を担当する者が必ずしも公務員でなくて公務員以外の者がそれを担当することもあり得るのではないかとというようなことで、制度として公務員以外の者を診断士として認め得るという制度になつてきた経緯がござい

その関係で、結果として、今日の時点に立つて考えますとむしろ公務員が非常にシェアを小さくいたしております、むしろ民間の方が大きくなつておるというような、歴史的にそういう結果になつておるということでございます。

私の先ほどの御説明は、違いを鮮明にすることに努力を過ぎました結果、そういう意味ではやや不適切な御説明であつたことをおわびしたいと思います。

○梶原敬義君 あなた方が描いているイメージというのは、弁護士とか弁理士会の話もこの前出

ましたように、そういうような位置づけとして職業的にもう少し幅広くやれるようにと、そういうことまで少し考えておられるのか。これは、例えばこれを見ますと、診断士協会とはなっていないで、社団法人中小企業診断協会というのになつておるんですね。これは、昭和二十九年の十一月三十日、診断士協会とはなっていないんだね。そういうのを診断士協会とかして位置づけをして、これは全員加盟してございませぬ、七千二百九十三人、これはみんな加盟して、何かもう少し位置づけを要する形まで描いているのかどうかですな。

○政府参考人(岩田満泰君) 今御指摘のように、公認会計士でございますとか弁理士でございますとかといふようないわゆる業務独占を持ちます資格ではないものとして、私ども、かねてからそういう制度でございまして、今後もそういったようなものと考えておりますので、特定のいわば弁護士会といふようなところに登録をしておりますことと仕事ができないといふような形の登録制度にすることは予定をいたしております。

むしろ、もっと幅広い中小企業支援事業に従事されるような意思をお持ちの方々の能力認定制度として幅広く、幅広い制度として再構築をしたいと考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 ちよつと時間が来まして終わりますが、例えば中小企業診断士の報酬というので表があるんですが、一日当たり診断指導報酬料は十万円、一日五時間、それから講演報酬は一時間当たり六万円、経営指導顧問料は一月十万円、これは平成九年九月の会員約七百名の調査に基づくものであると、こうなつておりますが、やっぱり何か似ているような気がしますけれどもね。

だから、別なことを答弁されておりますけれども、やっぱり非常にこういうものが見ると、公認会計士とか弁理士とか弁理士とか、そういうものと非常に、あなた方はこれは別だと言つても、似通つたところがあるんじゃないですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 最後に土のつきまます制度というのは多数あるかと存するわけでございますが、弁護士や公認会計士、弁理士というような、そうした業務独占が認められる土制度とそうでない制度というのがあるわけでございます。

今お示しの資料、参議院の調査室でおつくりになった資料をごらんということがたいていまわかりましたが、これはこの下にも書いてございますように、診断協会の会員七百名の調査のいわば実績でございます、これは平均値と申しましようか、そういうものであると思います。

したがって、診断士の中でもコンサルタント会社のようなものを営んでいるケースでございまして、その内容により、評判とでも申しましようか能力と申しますか、それによつてお値段というものは相当に幅があるようでございます。したがって、これは平均値ということでございますが、いずれにせよ弁護士にもいろいろなその都度の相談のためのお金がかかるわけでございますが、そのことと診断士というものを業務独占的な性格のものにすることがいいかどうかということとの関連におきましては、やはり我々ももう少し緩やかな支援事業に携われるような人たちの中小企業者にある種のメルクマール、この人はある程度の能力を持っているんだということが示し得るような制度として、やや緩やかな制度として整備をさせていただきたいと考えているわけでございます。

○梶原敬義君 では、時間です。

○渡辺秀央君 この中小企業関係で、ここで昨年の臨時国会で改正された中小企業基本法の基本理念を踏まえ、国、都道府県などが中小企業を指導するということから、中小企業が経営資源を確保することを行政が支援するという、そういうことだという意味で、中小企業基本法が改正された後の一つの第一歩というか、そういう意味では非常に私は適切な法律であったと。

もちろん、法律はもう万全たるものはない。さつき長官も、そのときその時代に対応しながら

不斷に政策を追求していくみたいなのも言っていたからそれでいいんだろと思うんです、中小企業政策は特に。だから、そういう意味で私は、今回の法律はまず基本的に、完璧とは言えないまでも賛成をしたいというふうに思います。

ただしかし、そういう中で、今まで同僚議員が大変各方面からもう質問されました、いつものごとくで大部分もう二番せんじみたことには若干なりませんが、角度を少し変えながらこちらの考えも述べて、せつかく時間をちょうだいしたので、意見を交換し合うというか、むしろ、そんな気持ちで質疑を交わしたいと思っております。

今時グローバルあるいはまた自由化とか規制緩和とか、大臣、そういう時代に入ってきている。一番心配しますのは、そういうときにやはり大資本、大企業、そういうものがどうしてもやりやすい土壌ということにならざるを得ないような、これ自由主義経済ですからある意味においては仕方がない、そのところの補てんあるいはまたそここのところのひずみの是正、こういうことのきめ細かい政策が必要だ、こういうことだろうと思います。そういう意味では、これから先、まだこの経済構造の変化に従ってかなりのその都度における施策、きめ細かなものが必要のような感じがいたします。

さっきの同僚議員の質問の中で、私も少し合いの手を入れちゃって申しわけなかったんですが、金融問題一つにしまして、金融監督庁、金融再生委員会そして大蔵省の財政、全く責任の所在が明らかでないんですよ。それは、法律ではできているんですけども。私自身も、私のよく知っているところが昔銀行の倒産に遭っちゃって、優良債権で整理回収機構に持っていかれちゃいました、それがその最後の詰めのとこに行くとかなかなか潤滑にいかぬのです。

だから、なかなか政策ができていても、その個々の問題というのは難しいことをさっきの課長の答弁なんか、私は政府参考人で課長がここへ登場するんのかとかとさっき理事会でも言った

んです。そういう意味ではやむを得なかったと思うんですけれども、しかしそういう地域における問題というのは個別の問題ということではなくて、地域の問題を背景にした個別という問題が出てくるので、かなりこれはこれから先いろんな深刻な問題あるいはまたは難しい問題というのが出てくる感じがいたします。しかしそのときに、まさに中小企業庁が考えられ通産省が考えたこのセクターをどうぞ御活用ください、こういうことではないかなという感じが実は聞きながらしました。

しましたが、そういうような大ざっぱ、あと中をいろいろ申し上げたいことはありますが、大ざっぱは中小企業政策のこれからの変化の中にどう施策を生かしていくか、あるいはまた中小企業を支援していくかというようなことが、このセンター、まさにナショナルセンターを初めとする都道府県の六十カ所あるいはまた三百カ所、こういうものが考えられたのだというふうに考えてもいいわけでありましょうか。いかがですか、大臣にちょっと所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 渡辺委員のおっしゃるような言い方でももちろん結構でございます。

今までもそうなんですけれども、一般論からいうと、法律や制度というのがありながら、どうも窓口で中小企業と直接対面するところが不親切だと。まず、どうやって断ろうかということを前提にして物を言っているのかと思うような場面が非常に多い。どうやったら解決するか、どうやったら中小企業に支援ができるのかという大前提で物事を考えていくという、そういうことをやっぱりきちんとつくらなきゃいけない。

私は、このセンターの窓口、特にコーディネーター等々民間の人を活用するというのは、従来の官の発想ではないところからスタートしなければならぬと考えてるからでありまして、どうやったらず相談相手の役に立てるのか、答えが出せるのか、そういう構えで対応していけばいいんじゃないか、そういう構えではないか、そういうようなも

のにぜひしていきたいと思います。

○渡辺秀央君　まさに同感であります。もう一つ申し上げると、この支援センターのようなどころでやる事業、これはさつきも若干同僚議員のところで触れておりましたが、商工会議員、商工会あるいは中小企業団体中央会という、私はこの団体自身がある意味において限界に来てゐる。決してその非難をする意味じゃない。あるいはまた、今までのことは今までのこととして、今も多少、もちろん効果が全然ないとは言えない。しかしながら、こういうセンターができるこゝ

とよつて、これがやっぱりある程度發展のあるいはまた内容的に充実、さらに地域の中小企業あるいは企業活動、まさに経済構造の変革の中で役立っている通産省の政策と地元企業のとの媒介、こういうことが期待されている中に、若干と云ふ古いなど。

ある意味においては、会頭さん、こう言っちゃ悪いが、地域に行くと、さつきも同僚議員の話があったけれども、大体その地域の銀行の頭取をやった人が会頭になる。そんなようなセンスで果たしていいのかなと。しかも金融機関というのは国の世話になっている、あるいは国民のむしろ世話になっている。そういう中で、新しい時代に対応できる発想ができるのかねという感じがしますよ。

そこにいきますと、商工会はまさに地場ではない
ずり回つてやっている。しかし、だけれども、こ
の商工会にしても各市町村ごとにあるということ
も、これもどうも余り、町村合併を推進している
私はその推進役の一人なものですから、そういう
ことの背景の中であえて言っているわけではあり
ませんけれども、やはり人材を集め、あるいはま
た規模がある程度のもにしながら、そして同時
に市町村の商工課との十分な連携をとりながら、
むしろ市町村の商工課などは要らない、こっちで
やれるというようなことにすることが本当じやな
いのかという感じがしますよ、この規制緩和の時
代あるいはまた地方に権限を与えていく地方分権

の時代から考えますと。

だから、そういう意味で、この商工会、商工会議所、中小企業団体中央会との一体今後のすみ分けというのはどういうことになるのか。もしかすると屋上屋みたいなことになってはいかぬのではないか。当然このセンターを考えたときに、商工会を生かす、商工会議所を生かす、さらにまた中小企業団体中央会を生かす、こういう議論の中でなされたということは想像はしますが、しかしもう一つ脱皮するというような議論があつたかないか、あるいはまた将来考えていられることになるかどうか。後ほど若干もうちょっと述べてみたいんですけれども、意見がありましたらちよつとお聞かせをいただきたい。これは長官でも結構です、大臣でも結構です。

○政府参考人(岩田満泰君) まず、商工会、商工会議所あるいは中央会といったいわゆる中小企業団体そのものについての御指摘をいただきました。

中小企業者の支援事業等々にこれまでこれらの団体は携つてこられたわけですが、いづれにいたしましても、中小企業のもろもろのニーズというものは多様化し、高度化し、変化をいたしておるわけでございます。その意味で各種の施策におきまして中小企業団体の位置づけでございますとか役割というものも見直し、明確化した上で改革を行う必要があるということを考えております。これは昨年の中小企業政策審議会の答申においても述べられておるところでございます。

現在、この答申にも沿ひまして、各中小企業関係団体におきましては支援担当人員の資質の向上というようなことで、人員の評価システムの導入でございますとか、外部との人事交流でありますとか、専門家の活用でありますとか、即戦力の人材を活用する雇用形態にするといったような見直しの作業に着手をされておるところでございます。また、センターによる支援事業と商工会、商工

会議所等々の団体との関係でございますが、先ほどもお答えをさせていただいたところでございませうけれども、商工会、商工会議所、そうした団体としての改革を前提としつつ、従来から御案内のとおり経営改善普及事業というような事業を実施してきておるわけでございます。その意味では、この支援センター事業のある意味でのサブシステムを形成いたしまして、こうした商工会あるいは中央会、商工会議所にお願いをすることが最も適切であるというような中小企業者からの相談あるいはニーズというものがあつた場合には、そうした一つのサブシステムとして役割を担つていただきたいというふうに思つております。

その意味におきましては、こうしたセンター事業が根づいていく中で、これらの既存の中小企業団体というものの、中小企業者の支援事業を具体的に受ける中小企業者から、その都度、その意味合いについての評価を受けるようなことになっていくということとは避けられないところでございまして、その意味も含めてこれら団体におきましては、今その団体の事業といましようか、あるいは人員、体制というようなものの内容について見直しが進められていくと承知をいたしておるわけでありませう。

○渡辺秀央君 そういう中小企業各団体の見直しをやる、あるいはまた検討をされているということはいわゆる私が申し上げたいのは、そういうことはわかつておるんですが、今までの既存の考え方からの発想でなくて、せつかくこういうものをおつくりになるんですから、こういうところからの発想で今あるものが果たして必要なか必要でないのか、あるいはまた通産省としては各通産局というのを持つておられるわけですから、そことの関連をどうするかとか、そういうことをやっばり組織的に体系的に中小企業の人たちが安心して相談に行けるようにすべきだろうというふうに思ふんです。

具体的に、もう時間もほとんど迫ってくるので、私が申し上げたいことは、さつきも答弁を聞

いておつたら、このセンターに行つたら何でも相談してもらつて、よそに行かないで済むということを考えています。大変なすばらしいことだと思ふんです。中小企業者、というより私の頭の中は小規模事業者という頭があるんですが、小規模事業者がいろいろ相談に行つたときに、そこで自分たちの工場の改善あるいはまた設備の投資あるいはまた売り先の市場開拓、いろんなことを例えは相談するとします。しかし、それならば、ここで一番肝心な金融の相談もやっばりきちんとあつた方がよいのではないかと。若干やることにはなつていないので、手続がやるようにはなつていない。

ですから、よくある話で、保証協会は何か考へると言うけれども窓口はだめ、窓口はいいと言ふけれども保証協会へ行つたらだめ、年じゅうそれは一時期はうまくいったんですよ。だけれども、もう今こまで来ると、さつきからのお話のように、なお経済はそう地方においては決して明るい方向ではない。そうすると、かなりそういう相談が多いんです。そういう意味では商工会議所もあるいは商工会もかなりの、ギブアップとは言わなければ、そういう問題点がある。あるいはまた市役所、市町村もそうです。

ですから、そういう意味では、この支援センターでも十分なそれに対する対応、あるいは手続は経営指導員がいなければできないというようなことでもなくとも、まで考えることが、そこまでの親切があつてもいいかなと、せつかくだから、細かいことですが、いかがですか。

○政府参考人(岩田満泰君) 支援センター、特にローカルセンターと都道府県のセンターと申しましては、いづれにいたしましても小規模企業を含めましてそういうものもろの相談に乗る、あるいは窓口にいる人たちが最もふさわしいと思われるところは、適切なそれが最もふさわしいと思われる者が余りぐるぐる回つてというようにならない

ないようなことをするというところでございませう。御指摘のございますように、施策の関係につきましても、このセンター事業の中で施策面でのまづ紹介というのは非常に大きな仕事の一つになると考えております。今先生から御指摘いただきましたように、私どもが通産局ずつと目をいたしますと実感をするところでありませうが、施策面でこういう施策があるということをお教えするだけで、そんなものがあつたのかということで大変喜ばれるというケースがあるわけでございます。これがもう少し通産局よりも数の、もう少しどころかほかに多い窓口で施策紹介をさせていたかどうかというのは重要だと思ひます。

それから、金融関係の金融審査をこのセンターでやるというわけにはまいりませうけれども、金融の手続面についての御相談ということでございます。すれば、例えば今でも商工会、商工会議所に国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫の融資申請書類のようものが置かれていくという状況にはあると存じますけれども、このセンターにおきましてもそういった面におきましてもいろいろ御相談に乗り、また特に御質問などがあればそれに對して回答するというような便宜というものは中小企業者にとつて大変重要なサービスではないかというふうに考えております。

○渡辺秀央君 ぜひそういうふうにお願ひしたいと思ふんです。なかなかあつちへ行つたりこつちへ行つたり、まさにおつちやつたように一発でそこでいろいろ相談ができるように、大変だろうと思ふんですけれども。

それで、もう一つ、資格制度の私は実用的な制度化の問題。さつきも若干またお話もありましたが、中小企業診断士の制度ですけれども、私も、もう一つこの制度に対してやっばり肉づけをしつかりしない、いたずらに士がどんどん、これはたくましい士で、しかも役に立つ士ならいいけれども、何か名前ばっかり先行しちゃつて、いや、そういう傾向がありますから、だから心配の余りもう一言申し上げておきたいんです。

これは、一体実務経験者というのは、長官、あなたほどぐらいい考えているの、この診断士というのは。実務経験者、実務経験としてどの程度考えているんですか。法でそういう資格試験合格者、「経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者」というようなことになってい

る。これはどの程度の実務者というふうなこと。○政府参考人(岩田満泰君) 正確なところ、これまでの制度にも実務経験の要件はあるわけですが、やはり数年程度の実務経験というものが

必要ではないかというふうに思います。○渡辺秀央君 数年程度というなら、それは数年といたって、二年も数年だし五年も数年ですけれども、しかし二週間程度の実習制度なんという

ようなことでは、今までのようなことではやっぱりどうしようもないという感じがします。それで一つ、そのときに忘れずに申し上げておきたいのは、やっぱり中小企業大学を大いに活用することだと思ふんですよ。どうもちよっ

と、それはあります、頭の中に。○政府参考人(岩田満泰君) 診断士制度との関係で申し上げれば、診断士に登録を受ける筋道というの

は二つの法律の中でも考えておまして、一つは、試験制度を経て試験に合格をしてくる制度と、もう一つは、試験制度と同等の能力を持つ研

修と申しましょうか、そういったようなものを経た者というのをとおね想定いたしております。その場合に、現在の現行制度におきましても、

中小企業大学におきまして診断士養成課程というのがあります。もちろん、新しい診断士制度のもとにおきましては内容も変わりますので、カリキュラムその他についての見直しは当然必要で

ございます。その意味で、今、実務の関係あるいは現場における助言についての勉強というふうなことも必要になるわけでございますけれども、そのようなものを前提として大学の養成課程も活用をしたいと思います。○渡辺秀央君 課程も大事だし、大学の建物で

すよということをお願いしたいんですよ。そんなもの、あなた、ホテルを借りて試験をやったり、どこかの学校を借りて試験をやったりという、せっかく中小企業庁が中小企業事業団に大学校をつくらせて経営しているわけですから、そういう意味ではそういう活用をぜひ、小さいことですけれども、中小企業大学を大いに推進して一人としてそういう感じがいたします、老婆心ながら。

要するに、診断士のレベルを低下させないよう

に省令で十分に配慮していただきたい。これは先ほどからもお話がありましたからそれでも結構であります、私からも希望を申し上げておきたいというふうに思います。

さっきの中小企業関係団体との問題であります、とにかく商工会や商工会議所、中小企業団体中央会との連携協力を図ると言うけれども、これは具体的にどういうことを考えていますか。この三つの団体との連携、センターとの、それはどう

いうふうに考えていますか。○政府参考人(岩田満泰君) センター事業という、特定のセンターということをやまず真ん中に置

きまして御説明をするといういたしますと、一つは、来られた中小企業者の御相談の内容が経営改善普及事業に該当するようものであるといたしま

すれば、通常は商工会、商工会議所を御紹介して、経営指導員の方々に例えば記帳の指導を受けたいということであるとすれば、そのようなことになろうかと存じます。

もう一つは、現実にはモデル事業の段階で出てきておるわけでございますけれども、このセンターの事業そのものを商工会、商工会議所御自身がお

担いになるということでもあります。その意味では、経営改善普及事業のようなものを中心に従来これらの団体は事業を行ってきたのだいておるわけでありまして、新たにこうしたセンター事業、地域ローカルセンターの事業そのものがある意味で商工会なり商工会議所の新しい事業として追加をしておやりになるというケースがあるわけ

でございます。そういう形で、センター事業の担い手が商工会、商工会議所そのもの、あるいはその場所がという言い方でもよろしいかと思ひます、が、そのような形であるということ。

二つのこのセンター事業とのかかりは、中小企業関係団体との関係はあり得るというふうに思っております。

○渡辺秀央君 団体の関係はあり得るというよりも、やっぱり密接に連携強化していかないと、だから私は前段の、あなたはこう図に書いて、中央

センター、そして地方センターなんて、こういうふう

に持っているからそういうことになるので、要するに中小企業との関係、商工会議所、商工会あ

るいは中央会、こういうところとの連携とセンターとの関係をさっきから言っている。それが非

常に緊密な連携、同じ連携でも緊密な連携でない

と、大体商工会議所とか商工会というのはもうほとんど

どんどんどん減っているわけでしょう、加入者が。ですから、そこをセンターの事業を、事業と

いうかセンターのサービスをやっていくことによつて、中小企業者に新しい中小企業活動意欲というか、同時にまた横の異業種交流とか、そういったものの意欲が出てくるようにしていくのは、そういう分散ではうまくいかなんじやないかという心配があるわけですね。

だから、どこかにきちんとした指導力あるいはまた、まさにそれこそセンターだと思ふんですよけれども、そういう意味で中小企業庁の指導が、指導という言葉は今度やめるといふんだから支援だね、支援でぜひひとつうまくやっていかれるという

ことを私は期待いたしておりますので、そういう意味で三者のあるいは三者のみならずぜひ連携を強化していただく、緊密な連携をしてもらう、先ほどのような御答弁いただいたようなことに

持つていってほしいというふうに思ひます。あくまでも中小企業政策審議会の答申に盛り込まれたような団体のそういった全般的な関係する団体、その団体にさっきのお話のように天下りある

いはまた名誉職、いろんな評価があります。それはあえて申しません。私はもうちょっといろいろ

なことを申し上げようと思つたんですが、時間も参りましたから、そういったことをどうぞひとつこの中小企業基本法をつくったその次の手だてとして、こういう一つのきめの細かな政策をやつて

いくということであるならば、もう一つ突っ込んで、せっかくですから効果を上げてもらいたい

ためにあえて期待を申し上げたいと思つて申し上げます。大臣、一言ありましたら、お話を、御意見をお聞かせいただいて、質問を終わりたいというふう

に思います。○国務大臣(深谷隆司君) 適切なお話をありがとうございます。恐らく既存の商工会議所、商工会等については、それはそれなりにひとつと改革しなければならぬというのが中小企業政策審議会の考え方だと思ひます。また、こういうセンターが

できることで、お互いに刺激し合いながら新鮮な気持ちで中小企業に支援をするという、そういう土壌が生まれていくことが一番望ましいと思ひます。

恐らくこのセンターと既存の中小企業団体とのかわりについては、これからもせいぜい精査しながら役割分担をきっちと明確にしていくということとはとても大事なことだと思ひます。スタートに当たっては若干の行きつ戻りつがあるかもしれませんが、その思いを十分に体しなから、せっかくできるものが効果を上げるように、通産省挙げて努力していきたいと思ひます。

○水野誠一君 最後の質問になります。

今回の法改正においては、これまでの指導という文言を支援に改めるといふこと以外に、その支援事業における国と自治体の役割の明確化あるいは中小企業診断士の資格を現状に即したものと再構成することなど幾つかの柱があるわけであり

を期待したいと思っています。

今、渡辺委員からも商工会議所あるいは商工会の役割分担、あるいは本場に今の現状に即した機能を持つていかどうかというような指摘もございました。私も同様の危惧といいますか問題意識は持つておりますが、繰り返しになりますのでその辺は今の質疑にかえさせていただきますと思うわけでありませう。

私は幾つか、今まで各委員から出ました問題との重複をできるだけ避けながら、と申ししましてもほとんどが重複する部分でございますので、少し視点を変えながら御質問をさせていただきたいと思っております。

もう一つの柱として、これも重ねて指摘されている点でありますけれども、都道府県知事が、都道府県の行う中小企業支援事業のうち一定の要件を満たすいわゆる特定支援事業については、都道府県が指定する法人、都道府県等中小企業支援センターに委託することになっております。この特定支援事業の内容や受け皿となる都道府県ごとの指定法人、中小企業支援センターのイメージなどについては、先ほど来いろいろな委員から御質問も出ましたしまた御答弁も伺ってまいりましたが、このように国や都道府県の施策を実行するための手足というべき最前線部分をいわゆる特殊法人や指定法人に委託するというやり方は、これは今までも国レベル、自治体レベルでも頻繁に見られたスキームであると言えます。

問題は、こうした委託先の法人等が実際に機能しているのかどうか、これが問題だということですが、これは重ねてまた皆様からも指摘があったわけでありまして、まず一般論として、このような政策の実行部分を行政主体とは別の指定法人などに行わせることの意味についてそもそも通産省としてはどうお考えなのか、またそのメリットがあるのか、この点についてまずお尋ねします。

○政務次官(細田博之) 本法案に定めます指定法人について申しますと、専門的な知識、経験を

必要とする事業につきまして従来の都道府県等自身から指定法人へ行わせることとしたしましたのは、民間事業者の専門性を診断、助言などに最大限活用するためであります。従来の中小企業指導事業では都道府県等の職員のみならず指導する体制をとっておりまして、どうも定期的な人事異動があるとか、自分の得意とする分野、情報、蓄積等が偏っておるとか、なかなか新たに起こりやす専門的な問題に柔軟に対応するということが必ずしも一〇〇%うまくいかなかったということが問題点として指摘されておりましたので、本法案におきましては、行政主体とは別の指定法人である都道府県等中小企業支援センターを通じて、民間の専門家を最大限活用いたしましてこのような問題を克服いたしたい、そこで経験、ノウハウに基づく中小企業支援を行うことが可能になると考えたわけでございます。

具体的にどういう職種の人などをお願いするかといえますと、多種多様、多岐にわたっておりまして、税の専門家、あるいは会計の専門家、技術の専門家、あるいはマーケティングや社会労務問題、ファイナンスの専門家、不動産、建築、そういった専門家に加えて、従来ながらの中小企業診断士ですとか、あるいは公害防止の関係者、そういう人を糾合して、そういうなるべくす野を広げて必要に応じた機動的な支援が行えるようにしたい、そういうことでございます。

○水野誠一君 今の御答弁でわかった部分もあるんですが、例えば最近の報道で、通産省系の社団法人日本工業技術振興協会の専務理事が自分が経営する映像製作会社に不正融資をしていた、それを労働組合が糾弾して辞任に追い込まれた、こんな記事を見ました。もちろん今回の法案とはこの話は直接関係ないことでありますし、非常に特殊な事例かもしれませんが、指定法人あるいはこういう社団法人等に委託するというスキームが潜在的には責任体制のあいまいさなどがあるという事件の遠因にある、あるいはそういう体質がそもそその原因であったとすれば、これは単に特殊な個別の事件とはとらえられない面もあるのではないかと思います。

実効ある円滑な政策の執行という観点からも、特に金が絡む施策の多い中小企業支援施策を講じていくに当たっては、こんなつまらないリスク要因を抱えるわけにはいかないということも言えると思います。特定支援事業の委託、執行に当たっても、より効果的な効率的な執行体制が確保されることが及びその透明性を確保することが大変重要ではないかと思うわけでありませう。

今さらここで特殊法人問題について蒸し返すつもりもないわけですが、中小企業支援ということが非常に重要な今の経済における施策のなかめになるといふことから考えても、こういった危険性については十分配慮をすべきだと思いますが、今申し上げた効率的な執行体制の確保、それから透明性の確保、この二点についてどのような手当てをなさっているのか、その点について伺いたいと思います。

○政府参考人(岩田満泰君) 指定法人の指定についてでございますが、都道府県の中小企業支援センターにつきましては、基本的に既存の中小企業関係の支援機関というようなものを活用するというような形で、いたずらに組織を新しくつくるといふような形ではないようなことにしたいと思っております。

同時に、もちろん、これまでのところ中小企業支援機関と呼ばれるものには各県におきまして何種類かのものが存在をいたします。その意味で、一部の県につきましてはこの機関を統合するということをあわせながらこのセンター事業を開始しようとしておられるところがあるわけでございます。同時に、仮に組織的統合には至らないといったしましても、そうした多様な機関の情報を集中する、あるいは連携協力関係を構築するというようなことで、中小企業者にとりまして、先ほど来御答弁申し上げております言葉でございますが、ワンストップサービスと申し上げておりますけれども、そういう形でこの窓口において中小企業者に

有用な情報が必ず得られるというような形で、そこですべてが解決するということにならないにしても、的確な支援者の紹介であるとかそういうことが行われ得るという、そうした効率的な支援事業体制というものをつくりたいというふうに考えております。

それから、透明性についてもお触れでございますが、今回のこのセンター事業につきましては、民間の能力、専門的能力を活用するということが何よりも重要なことでございまして、その意味でプロジェクトマネジャー、あるいはサブマネジャーというような人材につきましては民間からお願いをするということになるわけでございますが、この人選につきましましては、その能力ということと同時に、透明性という意味において、それぞれのセンターにおきまして、民間の企業経営者などをメンバーとする選定委員会によって適任者を選定するというような手続、このようなことも想定をいたしておるところでございます。

また、民間の専門家を中小企業者のニーズに応じて派遣をするというケースはあり得るわけでございますけれども、こうした専門家ににつきまして指定法人への登録を広く呼びかけまして、データベースを構築しそれをオープンにするということと同時に、専門家による支援事業が行われた後におきましては、支援を受けた中小企業者からの評価、これをフィードバックしていただく仕組みも用意をいたしまして、その後の中小企業支援センター事業のより効果的な運用に役立てたい、このように考えておるところでございます。

○水野誠一君 ありがとうございます。続いて、中小企業支援関連施策として幾つか最近のトピックについて確認をさせていただきます。

【委員長退席、理事馳浩君着席】

私は、最近といいますか先週、イタリアの商工会議所に当たる組織が主催しました国際セミナーにパネラーとして出席する機会を得まして、イタリアの中小企業関係者といろいろな意見交換をい

たしました。イタリアでも非常に大きな話題は情報技術、IT関係をどういふふうに進めるのか、へ取り込むか、あるいはIT技術の進展の中で中小企業というのはこれからどうなっていくか、とりわけ流通面からいろいろ議論が行われました。

私は、そこで非常に感じましたのは、イタリアの中小企業というものの非常に独特の姿、そしてまた日本が学ばなければいけないイタリア中小企業の保護といいますが、それよりもむしろそういった中小企業をはぐくんでいく文化、こういうものが大いにそこから学び取れるということを感じました。

イタリアには繊維、木工を初め専門的技術を持った職人さんがいっぱいいらっしゃるわけですが、小さな企業を果敢に起こして、市場ニーズの変化に応じて柔軟な連携、取引関係を、まさにバーチャルな、そういう関係をつくり上げて成功させている例が多いわけでありまして、こういった中小企業の活力が国内産業の牽引力となっている。これも、日本もかつてそういう面が非常に強かった。また今、さまざまな中小企業政策の中では、特に知恵の部分として、こうした小さな中小企業のアライアンスを組みながら大企業に対抗していく、こういうことも大分出てきていることも確かでありまして、まだまだ私はイタリアのスタイルというものにもっと学ぶべき点があるのではないかと、そういうことを感じました。

（理事 堀江 浩吉退席、委員長着席）

幾つかの日本の自治体が現地事務所を置いて情報収集に当たるなどしたこともあるようでございます。これは大変こういった国際交流というのいいことではあるんですが、日本の中小企業などがみずから海外の事業者の情報を体系的に入手する環境を整備すること、これも大変重要であります。国内外の連携を促して、ひいては国際競争力の向上に資するものでもあるということも感じました。

そこで、振り返ってみますと、九五年ごろだっ

たと思うんですが、通産省が中心となって進めた日米欧先進七カ国、これは日本、アメリカ、ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダがインターネットを活用した中小企業情報の国際ネットワークを構築するという共同プロジェクトがあったというふうな記憶しています。各国の中小企業情報を内外にお互いにやりとりすることで国際的な製品や技術の取引拡大あるいは共同事業などに結びつけるねらいだったと記憶をしておりますが、それがその後どうなったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人（岩田 満泰君） 御指摘の事業は中小企業の国際情報ネットワークと存じますが、一九九五年にブラッセルにおきまして開催されました情報社会に関する関係閣僚会合におきまして実施が合意されたものでございます。

我が国は本ネットワーク構築の幹事国として、インターネットを活用して中小企業の情報と国際的に交換できる環境の整備に努めてまいりました。現在では実証実験が終了した段階でございます。G7各国に加えましてAPEC諸国などの参加も得て、中小企業の国際的な活動のための情報提供に活用されているところでございます。

日本の中小企業情報に対するアクセス数を御参考までに申し上げますと、一九九八年が三万二千件、一九九九年、昨年は五万二千件に上るアクセスがあったというところでございます。

○水野誠一君 実証期間が九九年で終了したということなんですが、今後はどういう御計画なんですか。つまり、せつかく九五年から九九年までそういった実証期間を設けて実験的にやってこられた。そしてアクセス数も、五万二千件というのはインターネットの世界では決して多い数字ではないと思うんですが、ともかく年々少しずつ上がってきているということなんですが、それが今後どう生かされるのかという点についてちょっとお尋ねしたいんです。

○政府参考人（岩田 満泰君） こういうことによりまして、さらに国際的な情報ネットワークを広

げ、またいろいろな形で各国のAPEC諸国でもまだ入っていないようなところもあるというようなことで、幅を広げていくというようなことが課題になるのではないかと考えております。

○水野誠一君 イタリアなんかでも私はこの点についても実はちよつと質問を受けたんですが、まだまだそういうものの存在すらよく知られていない面があるんじゃないか。大変これは日本固有の問題だけじゃなくて、先進七カ国がそれぞれ本気になって取り組むということと同時に、今おっしゃるように、さらに参加国をふやしていくということが重要だと思うんです。

こうしたものが単なる実験的な展開だけで終わってしまったらいいように、今後そこから大きな成果が生まれてくるような、また広がりがあり、まさにインターネットの世界です。それから大きな広がりが出てくるように、幹事国として日本がさらにその拡大、宣伝に取り組んでいただきたいというふうに思っております。これは通産省の大変大きなテーマだと思えます。

それから次に、ITコーディネーターという問題について伺いたいと思います。

日本情報処理開発協会というのがございまして、これがまとめた九九年情報化白書という冊子がございまして。そこには、情報化投資が経営革新あるいは業界構造改革を図る上での有効な手段として認識されつつあるとしながらも、経営環境が厳しさを増す中小企業にあっては、情報化に積極的に取り組む企業とそうでない企業との二極化が顕著になっているとの指摘が書かれております。

また、通産省がこの三月に発表した九九年の鉱工業生産活動分析によりますと、日本企業の設備投資額に占めるIT投資の割合は三四・四％。これはなかなかの数字だと思うんですが、米国の同四二・〇％と比べると下回っているということが言われています。日本のIT投資額は前年比一二％増ということで、ふえていることは確かなんです。が、まだまだアメリカと比べると依然見劣り

がするという状況のようでございます。

そこで、通産省はこれまでも中小企業の情報化に向けてさまざまな施策を講じてきておられます。今さらそのねらいは何かということをお尋ねしてもしょうがないんですが、日本企業のIT投資動向について、いわゆる大企業と中小企業の傾向、この違いについて最近の状況、その差が縮まってきているのかあるいはその差がむしろ大きくなってきているのかというように含めてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人（岩田 満泰君） 中小企業におきましても、近年の情報技術革新を反映いたしまして情報化投資に大変意欲が高まっているというふうに存じます。

中小企業は、以前はかなりコンピュータの導入状況にしろEメールの、これは設置と申すんでしようか、そういうもののしる、かなりの差があったわけですが、だんだんに縮小してきているという状況にあるのではないかと、いうふうに思っています。

また、一般的なコンピュータということのみならず、いわゆる最近では設計、生産現場におきましてCAD・CAMというようなIT技術の導入というのが極めて重要な要素になってきております。その意味で、三次元CAD・CAMの導入を含めまして、こうしたものの導入が製造業の世界においても大変積極的に行われるようになってきているのではないかと存じております。

○水野誠一君 依然、多くの中小企業には、その必要性を認識しても、あるいは資金的な用意があったとしても、社内にIT関係のノウハウがないといった情報武装に踏み切れなかったり、あるいは効率的な投資が実現できないというケースも多々あると聞いております。私の身近にもそういった例を幾つか存じているわけでございます。そこで、そういった中小企業の情報化戦略をまさに人材面から支援する施策として通産省が今進めているものに、ITコーディネーター認証制度というのがあるという聞いております。

経営とITの両方に精通して、企業のトップと直接渡り合つて情報化戦略のコーディネーターとなる人材を育成するものなんだというふうにも聞いているわけですが、このITコーディネーター認証制度の概要やあるいは検討の進捗状況、これがどんな状況なのか、教えていただきたいと思ひます。

○政務次官(茂木敏充君) 御質問いただきましたITコーディネーターでありましたが、まず、先ほどの御質問の中にもありましたように、日本で情報化投資、確かにアメリカにキャッチアップの傾向がありますが、私はまだ中小企業を見てみるとこの比率というのは非常に低いな、こんなふうと考えております。

例えば、設備投資額に占める情報システム関連投資額の割合を大企業、中小企業として小規模企業と分けてみますと、例えば小規模企業ではこの情報システム関連投資の割合が〇%もしくは五%未満の企業が半分以上を占める、こういう形であります。また、中小企業におきましても〇%の企業が一二・五%ある。大企業の方はそれに対してかなり進んできている。こういった意味で、中小企業と大企業の格差はこの情報化投資という意味では大きいのではないかなと思つております。

その中で、中堅・中小企業もしくは小規模企業におきまします情報化投資の実態をみますと、依然として古い技術が利用されていたり、逆に自分の身の丈を超える過剰投資が行われている、必ずしも適切な戦略的な投資が行われている状況にはないと思つております。

これは、情報技術の急速な進展に企業の、特に中小企業の経営者であります、その理解がついていけず、情報化投資そのものを情報システム担当であつたりとかもしくは外部の情報サービス業者に任せ切つていくことに原因があるのではないかな、こんなふうな考えでおります。

このため、通産省といしましては、平成十一年度より御指摘いただきましたような戦略的情報

化投資活性化プロジェクト、ITSSPと呼んでおりますが、これを開始いたしました、情報化投資につきましても経営者自身がみずから考えるよう普及啓蒙を行うとともに、経営者自身の戦略立案を支援するための情報提供等を推進しております。

そこで、ITコーディネーターであります、このITコーディネーターは、このITSSPプロジェクトの一環として、経営者の情報化戦略立案をサポートできる人材を育成するため現在検討されております民間の資格制度でございます。情報技術と経営の双方の知見に通じ、そして経営者の悩みを聞きながら戦略立案ができるコミュニケーション能力を有した者として育成、認定される予定でありまして、確かに、そういうものと、先ほどから例えば新しい資格制度だ、非常にスベックが難しいところもありまして、これは今後鋭意検討してまいりたいと思つております。

○水野誠一君 今の御答弁にもあつたように、経営戦略とIT戦略双方に精通するなんというの、なかなか私はスーパーマンみたいな優秀な人材が果たしてそうそういるものなのかということもちよつと危惧をしますし、また、今回の中小企業診断士というふうなものと果たして何が違うのか、どうそこを区分けしていくのかというふうな点についてもちよつと疑問を感じておりますが、その点についていかがでしょうか。

○政務次官(茂木敏充君) 御指摘いただきましたように、能力認定のあり方は大変難しいものがあると思つておりまして、例えばどの程度の知識レベルを要求するかとか、どの程度実績を重視するかなど、まだまだ課題も多く、さらに検討していきたいと思つておりますが、現在、ITコーディネーターに関する中間的な検討結果を公表いたしましてパブリックコメントを求めているところでございます。

通産省といしましては、ここで寄せられましたパブリックコメントの内容を踏まえつつ、引き続き市場ニーズに即したITコーディネーター制

度のあり方について検討してまいりたいと思つております。

また、中小企業診断士との違いについても御質問いただいたわけでありまして、急速に進展する情報技術に対応した柔軟な制度となるような形でこのIT制度をとつていきたいと思つております。中小企業診断士とはダブらないような形で新しい制度設計を進めてまいりたいと思つております。

○水野誠一君 大変ユニークでまた重要な制度だと思ひますので、大いに今後も研究を進めていただきたいと思ひます。

最後に、大臣に今後の中小企業政策に取り組むに当たつての姿勢を伺いたいと思ひます。

これまでの議論の中にも、単に法律の名前を「指導」から「支援」に変えたからといって効果が果たしてあるのかと、あるいは、要はその中身がどう実質的に進歩するかが重要だという指摘がございまして、全く私も同感でございます。

しかし、私は、お上から見おろすような印象を与える指導という言葉も好みませんが、中小企業政策に当たつては、支援という言葉に含まれるところの何か助けるという要素が余り前面に出過ぎることも必ずしもプラスではないと思つております。

以前、さきの経済新生対策の目玉でもありました特別信用保証制度の拡大について議論がありまして、その一定の効果は認めますけれども、一方で競争力のない企業を延命させて経済構造転換に逆行する可能性はないのかと深谷大臣に質問をさせていただいたこともございます。

要は、今後の中小企業支援政策においては、企業自身の自力による再生、発展をサポートすることが大前提であるべきだと理解をしております。この点、中小企業支援政策における今後の通産省の姿勢を大臣のお言葉で伺えれば幸いです。

○国務大臣(深谷隆司君) 水野委員からは過日も御意見を踏まえた御発言がございまして、私も傾

聴に値すると伺つておりました。

やはり中小企業がこれから伸びていく場合に、自由経済社会の中で伸びていくわけでありまして、当然のことながら自助努力というのが中心になつていかなければならないということは私もそのとおりだと思つております。

ただ、かといって、自助努力だけでこの厳しい時代が乗り切れるかといふと、必ずしもそうではなくて、中小企業の特長である特徴を生かしてどう活動するか。その場合に、その土壌をしっかりとつくつていくということも重要でございますし、また、決定的に足りない例えは人あるいは資金、ノウハウといったようなものは、自助努力でやろうとしたしましてもなかなか手に入るわけにいきませんから、そういうような面に関してはむしろ国が積極的な土俵づくりを行つていくということが大事ではないか。

そういう意味で、中小企業基本法を変え、そしてさまざまな政策を打ち立て、最終的には中小企業の自立というものを真つ正面から期待するということではございますが、そこまで行く間のさまざまなサポートというのを体制的にきちつとつていくということは大変大事だ。

そういう意味では、去年の臨時国会で委員各位の御協力をいただいて各般の政策を通していただいた、これからそれを具体的にいくことによつて、当初の目的である、中小企業が経済の担い手になる、中小企業こそが日本の景気回復の先導者になつていくんだと、そういう思いをぜひ実現していきたいと思つておるわけでございます。

我々も全力を挙げて中小企業のサポートをいたしますが、最終的には中小企業がみずから立つという最も大事な精神を持つて前進していただけることが重要なことだと思つております。

○水野誠一君 終わります。

○委員長(成瀬守重君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、中小企業指導法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が、官から民へという役割分担や民間活力活用の名のもとに、中小企業支援のために行政が果たすべき責任を後退させるものだからです。

中小企業支援について、国による上からの押し付けをやめ、都道府県の自主性を尊重するというのは当然のことですが、今年度予算の中小企業対策費は千九百四十三億円、一般歳出に占める割合はわずか〇・四％、しかも過去最低であり、国の財政支援の裏づけのないまま、責任だけを地方自治体に押しつけるものとなっています。しかも、地方行政が押しつけられているとは、中小企業に対する支援が後退するのは目に見えています。今必要なことは、中小企業施策を身近な市区町村の仕事として法律上位置づけ、それを国として中小企業対策予算の抜本的拡充など積極的支援で裏づけることです。

反対理由の第二は、これまで行政が行っていた無料の診断事業、指導事業が有料となり、受益者負担の名による自己負担が一層拡大し、中小企業の意欲をそぐことになるからです。不況のもとで苦しむ中小企業を支援することが求められているこのときに、逆に意欲を後退させる改正は容認できるものではありません。

以上、本法案に反対する理由を述べて、討論を終わります。

○委員長(成瀬守重君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

中小企業指導法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】
○委員長(成瀬守重君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

円より子君から発言を求められておりますので、これを許します。円より子君。

○円より子君 私は、ただいま可決されました中小企業指導法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、民主党・新緑風会、公明党・改革クラブ、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

中小企業指導法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業支援事業への変更の趣旨を踏まえ、中小企業支援計画の策定、実施に当たっては、地域特性に応じた柔軟かつ主体的な支援の実現及び中小企業への経営、技術支援に必要な人材の確保が達成されるよう格段の工夫を図ること。

また、地方公共団体に係る各種支援機関に対しては、本法の趣旨を周知徹底し、中小企業のニーズに的確に対応しうる人材の配置や活用を図るなど能力の向上に努めるよう促すこと。

二 都道府県等中小企業支援センターの整備に当たっては、ワンストップ・サービス化を実現するため、都道府県等における既存の中小企業支援組織の見直し・統合化及び協力・連携の強化を図るとともに、都道府県の退職公務員の受け皿となることのないよう、公募により広く人材を求める等、真に求められる人材の配置やその活用を図ること。

また、地域中小企業支援センターの整備に当たっては、各種支援サービス、拠点の紹介機能の充実に努めるほか、偏在のないようその設置場所の選定に留意すること。

三 中小企業診断士の資格要件を定める省令については、中小企業のニーズを適切に反映したものとするとともに、試験・実習の内容等

について間断なくその見直しを行っていくこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(成瀬守重君) ただいま円君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(成瀬守重君) 全会一致と認めます。

よって、円君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、深谷通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。深谷通商産業大臣。

○国務大臣(深谷隆司君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(成瀬守重君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(成瀬守重君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(成瀬守重君) 産業技術力強化法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。深谷通商産業大臣。

○国務大臣(深谷隆司君) 産業技術力強化法案につきましても、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

経済活動が世界規模で展開され、国際競争がますます激化する中で、我が国産業の国際競争力の低下が懸念されております。特に、我が国の技術水準は革新的な分野を中心として米国に著しくお

くれているとの評価が浸透しているなど、我が国の研究開発を行う能力やその成果の企業化を行う能力、すなわち産業技術力についてその低下が懸念されるところであります。このため、我が国経済の新生を実現する上で、これまで我が国が得意としてきたコストの低下や品質の改善を進めるための技術についての維持・向上を図りつつ、より創造性に富む研究開発を可能とする技術開発体制を構築することが極めて重要となっております。

以上のような認識のもと、産業技術力の強化に關し、各主体の責務や国の施策の基本となる事項を定めるとともに、各般の支援措置を講ずるため、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず第一に、産業技術力が我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であり、産学官が一致して産業技術力の強化に取り組むことを基本理念として定めるとともに、産業技術力の強化に關し、国、地方公共団体、大学及び事業者がそれぞれ果たすべき責務を明らかにしております。

第二に、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定めております。具体的には、研究者及び技術者の確保や養成及び資質の向上、研究開発施設や設備の整備等、研究開発に係る資金の重点化と効率化、産学官の連携の強化、そして研究成果の移転の促進の五項目について、国が必要施策を講ずることとしております。

第三に、産業技術力の強化を支援するための措置を規定しております。

まず、民間から国立大学に対し委託研究、共同研究等のために提供される資金について、国及び地方公共団体がその受け入れ及び使用を円滑にするための措置を講ずることとしております。次に、国立大学や国及び地方公共団体の試験研究機関の研究者について、その研究成果を活用する事業を実施する営利企業の役員を兼ねることが研究成果の事業者への移転の促進にとって重要な意義を有することを明確にしております。さらに、大学の特許部とも位置づけられる技術移転機関が

産業技術力の強化に資する事業のために国立大学等の施設を使用するときは、無償で使用させることができることとしております。加えて、大学における研究成果の技術移転を促進するとともに、産業技術力の強化に資する事業者による発明を促すため、大学や大学の研究者、研究開発に積極的に取り組まれている中小規模の事業者に対して特許料の減免等の措置を講ずることとしております。最後に、産業技術力の強化を図るため、新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、産業技術に関する研究開発の助成や技術者の養成及び資質の向上のための業務を追加しております。以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○委員長(成瀬守重君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日行ふことといたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時八分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小業者のための公正な取引ルールの確立に関する請願(第九一五号)

一、愛知万博計画の抜本的見直し等に関する請願(第九二六号)

一、原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願(第九二七号)(第九三三三号)

一、中小業者のための公正な取引ルールの確立に関する請願(第九六五号)(第九六六号)

一、愛知万博計画の抜本的見直し等に関する請願(第九九一五号)

一、原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願(第一〇一〇号)(第一〇一一号)(第一〇一二号)(第一〇一三三号)(第一〇一四四号)

一、愛知万博計画の抜本的見直し等に関する請願(第一〇一五五号)

第九一五号 平成十二年三月二十一日受理

中小業者のための公正な取引ルールの確立に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市本町二ノ二六ノ二七
荒木典夫外九百八十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第九二六号 平成十二年三月二十二日受理

愛知万博計画の抜本的見直し等に関する請願

請願者 愛知県犬山市大字今井字虎熊一七
林安幸外五百十六名

紹介議員 岩佐 惠美君

昨年、BIE(博覧会国際事務局)は、二〇〇五年日本国際博覧会(愛知万博)(以下「万博」という)の跡地利用計画について「万博を利用した土地開発事業にすぎない」、「二十世紀型の開発至上主義の産物」と厳しく批判した。また、計画の見直し、今年五月に予定されている開催登録の取りやめ、市民に対する十分な説明、市民及び環境団体の合意できる計画の策定を政府に求めている。一方、市民団体及び環境団体はこれまで万博の跡地利用計画である新住宅市街地開発事業及び道路事業の中止並びに万博計画の根本的な見直しを求めてきた。元々この万博計画には次のような問題がある。(一)「海上の森」は、オオカキ等の絶滅危惧種を含む約三千八百種の動植物が生息・自生する貴重な里山であるにもかかわらず、政府はこの森を会場とすることに固執し、また、跡地利用として二千戸、六千人の住宅を建設する新住宅市街地開発事業を計画している。そのため、「自然の観智」をテーマとしているにもかかわらず、自然環境を破壊する計画となっている。

(二)万博計画の関連事業は国及び愛知県の財政を圧迫し、県民の福祉や暮らしを犠牲にしている。

(三)万博計画は、政府、愛知県及び財界により県

民の意思を無視して進められた計画であるため、県民投票の実施や市民団体及び環境団体と政府、博覧会協会及び愛知県との協議機関の設置が求められている。

ついては、五月の万博開催に関する登録申請を見送った上で、次の事項について実現を図られた

一、「海上の森」の自然環境を破壊する新住宅市街地開発事業及び道路事業を中止すること。また、現行の万博計画を抜本的に見直すこと。

二、「海上の森」は万博会場計画から除外し、公園化するなどして全面的に保全すること。

第九二七号 平成十二年三月二十二日受理

原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願

請願者 東京都多摩市中沢二ノ一ノ一
高城たか外九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第九三三三号 平成十二年三月二十二日受理

原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願

請願者 長野県諏訪郡富士見町境八、七七
七 川隅裕子外十九名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第九六五号 平成十二年三月二十三日受理

中小業者のための公正な取引ルールの確立に関する請願

請願者 奈良県大和高田市新田六九四ノ五
安井弘外一万千八百七十七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第九六六号 平成十二年三月二十三日受理

中小業者のための公正な取引ルールの確立に関する請願

小深田さゆみ外一万千八百八十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第九九一五号 平成十二年三月二十三日受理

愛知万博計画の抜本的見直し等に関する請願

請願者 名古屋南区鶴見通四ノ一ノ一二
合田美幸外二千七百二十一名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第一〇一〇号 平成十二年三月二十三日受理

原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田五ノ二〇ノ三
町田英夫外二十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一〇一一号 平成十二年三月二十三日受理

原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡琴海町西海郷一、
七五五ノ一四九 松尾育治外四十
九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第二〇一二号 平成十二年三月二十三日受理

原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願

請願者 東京都保谷市柳沢二ノ三ノ二ノ
五〇四 高世晃外二十四名

第一〇一四号 平成十二年三月二十三日受理

原案推進反対、脱原発への政策転換に関する請願

請願者 東京都品川区大井四ノ一ノ三四

小林秀行外二十五名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

第一〇一五号 平成十二年三月二十三日受理

愛知万博計画の抜本的見直し等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区姫宮町二ノ七五

小西由晃外四百二十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第六号中正誤

ページ 段 行 誤

九四 終わり
二七 準輸入国 純輸入国 正

平成十二年四月十四日印刷

平成十二年四月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局